

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信

KEIZAIKAGAKU TSUSHIN 1995.4 No.78

1981年5月20日  
第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X

特 集 日本型企業社会と家族

木本喜美子 宮地光子 佐藤卓利

権利を創る 男女平等の扉をひらく

—住友系「メーカーネットワーク」

北川清子 さんに聞く —

研究ノート 『人間発達の政治経済学』によせて

池田 清 藤岡 悠



基礎経済科学研究所

# 『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

—第73号

## 特集 企業社会の変革と人権論

- 労働法における個人と集団 ..... 西谷 敏  
第3世代の人権論と発達研究の課題 ..... 田中 昌人  
企業社会からの自立と人権・主体形成 ..... 二宮 厚美  
《研究者群像》 下山房雄先生に聞く(上)／ほか

—第74号

## 特集 24時間化社会

- 24時間化社会における労働と生活 ..... 鶩谷 徹  
24時間社会と放送 ..... 田比良敏夫  
働きすぎ社会と家族 ..... 佐藤 卓利  
《研究者群像》 下山房雄先生に聞く(下)／ほか

—第75号

## 特集 入門者のための経済学

- 第一部 現代経済学の諸課題 ..... 近代経済学／マルクス経済学／財政学ほか  
第二部 揺れ動く世界と日本の現在 ..... バブルと円高／日本型企業社会／ロシア  
第三部 経済学・3つのススメ ..... 統計データ／古典／生涯学習

—第76号

## 特集 日米における労働時間短縮の障害

- 資本主義と労働時間 ..... ジュリエット・ショアー  
『働きすぎのアメリカ』翻訳の経過 ..... 川人 博  
『働きすぎのアメリカ』を読んで ..... 中川 スミ  
脱テラー主義への展望について ..... 若森 章孝  
近代企業、その境界と制約 ..... ルイス・ヒロセ  
《権利を創る》 越堂静子さん／ほか

—第77号

座談会 憲法問題の政治経済学 ..... 渡辺 治, 和田 進, 二宮 厚美

## 特集I 日本型企業社会と女性

- 日本型企業社会を超える ..... 大沢 真理  
日本型企業社会と女性労働・家族 ..... 中川 スミ  
企業社会克服の戦略 ..... 木下 武男

## 特集II マルクスの何を引き継ぐか

- マルクスにおける労働論の射程 ..... 有井 行夫  
マルクスのはじまり ..... 角田 修一  
古典としてのマルクス ..... 森岡 真史

# 経済科学通信

第78号（1995年4月）

## 権利を創る(5)

男女平等の扉をひらく

——住友系「メーカーネットワーク」北川清子さん聞く—— ..... 2

## 特集 日本型企業社会と家族

日本型企業社会と家族 ..... 木本喜美子 12

日本の労働者の人権と家族 ..... 宮地 光子 22

日本型福祉社会と家族 ..... 佐藤 卓利 30

## 論文

90年代不況と日本経済の行方 ..... 菊本 義治 38

男女賃金格差と人事考課 ..... 黒田 兼一 46

## 研究ノート 『人間発達の政治経済学』によせて

マルクスの使用価値と「固有価値の経済学」 ..... 池田 清 54

近代個人主義の人間観をどう超えるか ..... 藤岡 悠 60

文献案内 ..... 65

誌面批評 ..... 68

## 書評

中谷武著『価値、価格と利潤の経済学』 ..... 鶴田 満彦 70

山口義行・小西一雄著『ポスト不況の日本経済』 ..... 松本 朗 72

神戸大学発達科学部社会環境論研究会編

『人間発達と社会環境』 ..... 山本 健慈 74

基礎研だより ..... 76

共同研究集会の呼びかけ ..... 78

読者の声 ..... 59

編集後記 ..... 80

# 男女平等の扉をひらく

——「メーカーネットワーク」北川清子さん(住友金属)に聞く——

聞き手：森岡真史  
石上秀昭

大阪で働く住友系メーカーの女性の集まりである「メーカーネットワーク」が、職場での男女差別の是正を求め、男女雇用機会均等法に基づいて労働省婦人少年室に調停を申請しました。今回は、この調停申請を中心となっている住友金属の北川清子さんにお話をうかがいました（以下は94年8月10日のインタビューをもとに、調停開始の決定とその後の経過について若干の加筆を行ったものです）。

## 女性差別の実態を学習

——大阪婦人少年室と大阪簡易裁判所に対して調停をおこなったということを、先日の基礎研の大会で紹介していただきましたが、具体的に聞かせてください。

北川 男性と比較して女性の昇格昇給・賃金格差がとくにメーカーはひどいので、少し勉強しようということで、大阪市中央区のメーカーで働く人達で「メーカーネットワーク」を1991年の12月につくり、月1回ぐらいみんなで勉強していました。それと一緒に弁護士さんなども加わっている「均等法ネットワーク」が3か月に1回ぐらい開かれていましたが、そこにも参加して勉強していました。

そのなかで自分たちの賃金の明細なども勉強しました。メーカーは職能給制度があり、非常に賃金制度がややこしくて、働いている人も自

分自身の賃金がどうなっているかわからないような複雑な賃金体系になっています。とにかく感覚では「どうも差があるみたいだ」とはわかっていますが、どういう評価をされて男性と差があるのか、まずそういう初步的なところから勉強しましょうということで始めました。

そのようななかで、住友生命のミセスの会が1992年の3月に婦人少年室に調停を申請しました。住友グループというのは非常に封建的で、ひどいところです。そういう封建的なグループ企業のなかで、住友生命のミセスの会が、調停に踏み切ったということに私たちは、「住友生命の女性たちがあんなに頑張っている、すごいね」と非常に勇気づけられました。

勉強会をやるなかで私たちも、賃金が上がらないのはなぜですか、昇給・昇格できないのはなぜですかと、個々の人達は上司に言ったり、組合の大会でもざいぶん前から差別があるのでないかと発言していました。私が直属の上司に、どうしてこんなに低いんですか、と尋ねた

ところ、直属の上司は、「よくわからないから、（会社の）大阪人事室にいって聞いて下さい」と答えました。

### 住友系メーカーにおける差別

それで私は1992年の4月10日に、「どうしてこんなに給料が低くて、昇給・昇格できないのですか」と尋ねに行きました。住友メーカー3社のなかで、私たちの職場【住友金属】の組合だけは、自分の評価に対して不満がある場合には、苦情処理機関に不満を申し立てて、聞く権利があります。尋ねられた場合には「こういう評価でこうなっています」と回答する義務があります。1992年4月に大阪人事室長に尋ねたら、今までの34年間の評価を見せてくれました。それが表1です。結婚するまではB評価ですが、それ以後はほとんどC評価です。C評価というのは5段階評価の学校成績でいえば2です。つまり普通以下です。その時に、「北川さんだけ差別しているんじゃないんだよ、女性はほとんどCなんだよ」と平然と言い切られました。他にも2名ほど、「君たちだけ差別されているんじゃない、ほとんどCでB評価の人はほとんどいないよ」といわれました。

一般執務職の場合はC評価は0.75点、B評価は1点です。それが積み重なり、何点以上になると昇給・昇格するという仕組みですので、C評価では昇給・昇格が遅れます。その評価を聞いた結果、女性は昇給・昇格ができない理由が初めてわかりました。3社のなかではこのような表があり、見せてもらえるのは住友金属だけでした。ほかの2社はこういう評価表すら一切見せてくれない、そのような表はないという態度です。

92年の10月に組合大会があり、これは個人ではなく女性全体に対する差別以外の何物でもないから、組合として抗議してほしい、そういう発言に対して撤回・謝罪を要求してほしいと発言しました。また、10月くらいから3回ほど組合に、組合として抗議してほしい、モデルケー

スの賃金表を見て下さい、と申し入れました。しかし、組合に「男女差別はありません、能力の差ですよ」といわれましたので、組合に対して簡易裁判所に賃金データの公開を求めた調停をしました。組合は差別はない、そういう資料はプライバシーに関わるので出せない、と会社とまったく同じことを言わっていました。

このような表があるにもかかわらず、住友3社共通で、とにかく会社も組合も「差別は一切ありません、能力の差ですよ」といわれたわけ

表1 北川清子氏(54才・34年勤続)の職分制度導入後の評価表  
1992年4月10日14時～ 小松大阪人事室長と面談により聞く。

1961年	不明	
1962	不明	
1963	B	
1964	B	
1965	B	結婚
1966	C	
1967	C	
1968	C	長男出産
1969	C	
1970	C	
1971	C	
1972	C	
1973	C	
1974	B	
1975	B	
1976	B	
1977	B	
1978	C	
1979	C	
1980	C	
1981	C	
1982	C	
1983	C	
1984	C <sup>+</sup>	JK活動部長賞受賞
1985	C <sup>+</sup>	JK活動部長賞受賞
1986	C <sup>+</sup>	
1987	C <sup>+</sup>	
1988	C	JK活動部長賞受賞
1989	C	
1990	C	
1991	C	
1992	C	
1993	B	

です。民間の職場のなかでは憲法がないといわれ、もう職場のなかでいくらやり取りしても決着がつかないので、それで婦人少年室への調停と簡易裁判所への調停申請しようということになりました。

## 国連への訴え

その前にニューヨークのCEDAW(Committee on the Elimination of Discrimination against Women ——国連女子差別撤廃委員会)へ政府からのレポートが出ますが、これには民間で働いている婦人労働者の実態が正しく反映されていないので「日本からの手紙」と題したカウンターレポートという形で、実際の状況をまとめました。

均等法が施行されて8年にもなるのに、住友金属では女性の管理職がただ1人しかいませんし、93年の総合職採用では男性は292人ですが、女性は9人しか採用していません。男性の管理職が2820人いますが、女性は定年まで働いても絶対に管理職にはなれず、均等法がないのと同じです。住友金属は「フォーチューン」誌では97位で、会社はいつも世界に羽ばたく住友金属とかいいながら、女性管理職がただ1人、賃金は半分という、女性問題に関しては後進国そのままの実態があります。世の中全体としては男女差別はおかしいという世論があり、世界的にもそういう運動が高まっているなかで、ニューヨークへ行って、このような遅れた状況を訴えようと、弁護士さんの協力も得て、資料も必死で作りました。

組合は資料をまったく出してくれませんので、男性には聞き込みで資料をつくりました。女性はあまり賃金が変わませんから、「私はこんなに低いのよ」といいますが、男性はプライドがあり、なかなか自分の賃金を言いたがらませんので、ごく一部の人からしか聞けませんでした。そうした聞き込みによる手作りのデータですが、これを持ってニューヨークへ行きました。

関西では大企業だといわれている住友メーカー



3社で、実態がこんなにひどいということで、マスコミがとりあげてくれました。住友金属では女性管理職が1人だけ、賃金が男性の半分など、そういうことをすべての全国紙、NHKと「ニュースステーション」でとりあげられ、皆さんのが共鳴をえました。

——国連で訴えるようになった経過について聞かせてください。

北川 1993年11月に政府から国連にレポートが提出され、審議されるが、これは民間で働いている女性労働者の実態が反映されていない内容になっている、ということを弁護士さんから聞いて、そういうチャンスがあれば、民間で働いている女性労働者の実態をぜひ正しく知っていただき、CEDAWの皆さんに検討してもらいたいということになりました。それは、経済大国とよばれている日本の女性労働者の賃金の低さ、均等法が存在してもひどい男女差別、これらはサミット参加国のなかでも信じられないような実態ですから、CEDAWにアピールしようという気持ちで、手作りの資料をつくり、レポートにまとめました。これだけ詳しいカウンターレポートというのは初めてだそうで、審議は2時間の予定でしたが、実際には2日間にわたって行われ、日本政府はたじたじだったようです。

## 既婚女性に対する差別

私たちの住友系の職場では、女性の働く権利が非常に長い間にわたり阻止されてきました。たとえば60年代に結婚して働くことは、住友グループのなかではだめでした。結婚したら退社して下さい、という結婚退職制が明確にされていました。女性に働く権利がありながら、まず最初に結婚したらやめて下さい、つぎに子供が生まれたら、出産退職という形で、働く女性が本当に人間として、1人の人格を持った人間として認められていませんでした。

しかし、結婚退職制や出産退職制に対して、がんばってきた歴史があります。そのなかで働き続けてきた女性たちが、今日におよんで昇給・昇格、賃金差別によって半人前扱いされているのです。過去には男性がしていたような仕事を、今では私たち女性も行っています。実際の仕事は男性並みにしていながら、賃金は依然として昔のままでです。

1965年に私自身は結婚しましたが、その時には結婚後も働く女性は私一人でした。そのなかで、結婚したとたんに評価はCになり、やめさせるために1年半ほどまったく仕事が与えられませんでした。直接に上司から「やめなさい」とはいわれませんでしたが、やめるのは当然だ、という雰囲気があり、当然やめるものだと思われていました。私は働きたいと思っていましたから、働き続けていましたが、仕事がまったく与えられない状態が続きました。そこまでされたら、多くの人はやめていかれると思いますが、私はずっと働き続けてきました。そして1968年に私は長男を出産しましたが、今度は出産してもまだやめそうにないので、当時の直属の部長に別室によばれて、「犬猫でも子供は母親の手で育てている。君は保育所へあづけて、産みっぱなしじゃないか。人間を生産する機械か?」と言われました。私自身はひじょうにびっくりし、怒りでいっぱいでした。「子供を保育所にあづけてそだてようが、乳母を雇って育てよう

が、どういう方法で育てるかは、私と夫で決めることであって、会社の直属の上司といえども干渉することではないのではないか」と抗議しました。

1人の人間として労働権は当然あるにもかかわらず、それがなかなか認められない。このような風土の強い職場のなかでも、働く女性がだんだん増えてきて、住友金属では勤続19年から34年の7名の女性が今回婦人少年室への調停と、簡易裁判所への調停をしました。働き続ける婦人たちが、働き続ければ続けるほど、男女の賃金差別がひどくなるということで、立ち上がったという状況です。

——女性が皆低い評価であるという事実があつてもなお、組合としてはこれは能力の差であるという態度ですか？

北川 職分制度に基づいて評価しているのであり、差があるのは個人の能力の差によるのであり、女性だから評価が低いのではないという立場です。

——細かな評価の基準にもとづいて具体的に能力の差があると会社は主張しているわけですか？

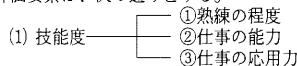
北川 そうです。「能力評価要項」というのがあります。それに基づいて評価しているのであって、女性への差別ではない、ということです。具体的にはこのような（表2）仕事の実績、仕事の応用力、人的特性、協調性など6項目にわたって評価されます。私がC評価の時には熟練度、勤務状態はB評価ですが、いわゆる人的特性の積極性、強調性、仕事の応用能力に対してはC評価で、これらは持ち点が高いのです。そして合計点でたとえば90点であればC+評価、110点以上であればB評価ということになります。ほとんどの女性がC評価ということは、こういう持ち点が高いところの項目がC評価にされているということです。

これらは尋ねれば聞かせてもらえます。私は尋ねて自分の評価がわかりました。しかし、尋ねるということは非常に勇気のいることです。それは上司の自分への評価に対して文句を言う、たてつくことになります。ですから、自分の評価はほとんどの人が聞かないでしょう。聞くこ

表2 能力評価要綱

1. 評価要素

評価要素は、次の通りとする。



2. 評定基準

各評価要素とも b を標準として、a、b、c の評定段階を設け、評定を行う。但し、特に秀でた者又は特に劣る者については、例外的に a または c の評定を行う。

(1)技能度  
①熟練の程度  
職務評価において評価した技能度と比較し、熟練の度合いを評定する。

評定段階	評 定 基 準
a	現在の仕事に精通し十分な技能を有している。
b	現在の仕事に対して通常の技能を有している。
c	概ね現在の仕事は遂行できるが、技能はやや不足している。

②仕事の実績

与えられた仕事の遂行結果の良否・正確さ・所定期間内の達成度等、その成果を評定する。

評定段階	評 定 基 準
a	職務遂行に当たり、的確な処理を行い、予期以上の効果を上げている。
b	職務遂行に当たり、予期通りの効果を上げている。
c	職務遂行に当たり、時に予期通りの効果を上げていない。

③仕事の応用力

職務知識・経験を基として、状況の変化又は新任務に対する応用能力を評定する。

評定段階	評 定 基 準
a	著しい状況の変化についても十分に処理し得る。
b	状況の変化に応じ、普通程度に処理し得る。
c	状況の変化に際し、時に処理困難なことがある。

(2)勤怠——勤務状況

仕事に対し、各人の出欠勤を中心として、その勤務振りを評定する。

評定段階	評 定 基 準
a	仕事に対して極めて精勤である。
b	仕事に対して精勤である。
c	仕事に対して概ね精勤である。

(3)人的特性

①積極性

一々指示を与えられなくても、進んで仕事を行う性向を評定する。

評定段階	評 定 基 準
a	自ら進んで仕事に取り組み、創意工夫に富む。
b	自ら進んで仕事に取り組む。
c	予定通りの仕事に対して時に指示する必要がある。

②協同性

他と協力して仕事を行う性向を評定する。

評定段階	評 定 基 準
a	積極的に他とよく協力して仕事を行う。
b	他と協力して仕事を行う。
c	他との協力は時に不十分である。

3. 評価要素の評点

(1)事務技術・特務・医務職掌

評価要素	評定段階					
	o	a	a	b	c	o c
技能度 熟練度	25	20	15	10	5	
実績	25	20	15	10	5	
応用力	50	40	30	20	10	
勤怠 勤務状況	25	20	15	10	5	
人的特 性 積極性	50	40	30	20	10	
協同性	25	20	15	10	5	

4. 能力区分

能力区分は、評価要素の合計評点により、次の通りとする。但し、OA及びOCは例外的に適用する。

能力区分	合 計 評 点
OA	180点 以上
A	145点 "
B+	130点 "
B	110点 "
C+	90点 "
C	75点 "
OC	75点 未満

と自体がマイナス評価になると思います。

——給与明細を見ただけではわからないのですか？

北川 そうです。それだけ見たのではわかりません。毎年具体的に聞かないとわかりません。何年か経過して、昇給・昇格がなければ、その時におかしいなと思い、評価が低いということはわかります。

——こういう評価が賃金に反映しているわけですね。

北川 そうです。ただ、その仕組みが非常に複雑で自分で勉強しないとわかりません。6項目にわたり5段階評価されているということは、労働協約でわかりますが、評価は4月に聞きに行かなければわかりません。

——住友メーカーの横のつながりはどのようにしてできたのですか？

北川 「均等法ネットワーク」という勉強会に皆さんが来られていたのと、淀屋橋の住友ビルが同じですから、顔見知りになり、「メーカーネットワーク」で勉強しましょうか、ということでつながりができました。

——他の2社も同じような状況ですか？

北川 これ（表3）見ていただいたらわかりますが、ほとんど変わりません。賃金が男性のほとんど半分という状況は同じです。

——具体的にはどのような内容の調停の申し立てですか？

北川 昇給・昇格が遅れている結果、賃金が半分になっていますから、昇給・昇格の差別の是正です。

## 労働組合の対応

——組合に対する調停はどのようなものでしょうか？

北川 組合に対しては非常に残念に思っている部分があります。賃金データは私たちのところでは2年に1回、鉄鋼労連でとっています。それをプライバシーにかかわらない程度でいいから、出してくださいといっています。しかし、

組合としては基本的に能力の差で、男女差別はありません、という立場で、データは非公開を前提にしていますから、出せませんと言われています。

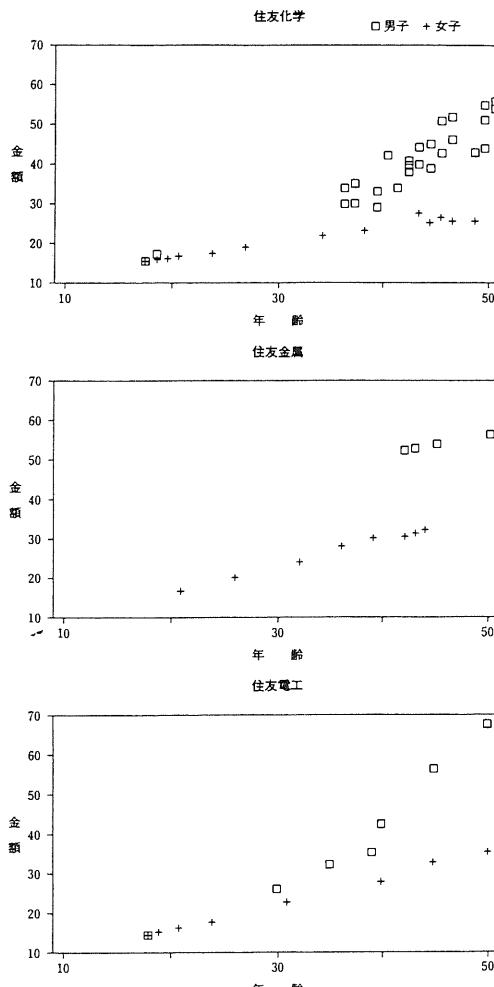
労働組合というのは、労働者の権利や生活を守ることが前提にあり、すべての差別を是正することは大きな課題だと思います。ましてや、男女差別があると女性の側で感じているわけですから。もし差別がないというのであれば、データを出してもらって納得したいのですが、それを出さないままで差別がない、非公開ですからできません、といわれました。

1994年の5月19日午後に第1回の簡易裁判所での調停がありました。同じ日のお昼に組合大会につぐ議決機関である代議員会が開かれ、「女性組合員7名からの調停に関する件」ということで論議され、私たちの民事調停の申し立てに対して、組合が弁護士を依頼することと、弁護士着手料50万円を支出することを承認されたのです。私自身も月3800円の組合費を払っています。この件に関しては職場の女性が「私たちは勇気がないから、ああいうことはできないけど、7名の頑張りに圧力をかけるために、50万円を私たちの組合から払うことは絶対いやだ」と私たちに言ってきた女性も大勢います。

5月19日午後の簡易裁判所での民事調停の時には、「とにかく資料は封も切らないで鉄鋼労連に送っています。非公開ということを前提にしていますから、出せません」といわれました。その時に弁護士さんが、「住友金属に資料がないのでしたら、鉄鋼労連を相手にしてもいいですか」といったら、「いや、ちょっと待ってください。鉄鋼労連に問い合わせますから」ということでした。ところが、1か月後の6月20日に、驚いたことに、「5月19日の代議員会で賃金実態調査票は公開しないと採決されたとみなします」といってきました。私たちはこの組合文書をちょうど持っていましたので、私たちも調停員の皆さんも、この文書には「資料は公開しないと採決した」とは一言もないのに、それはおかしいじゃないですか、と言いました。その時にはそれで帰られました。5月の調停の

時には、そのようなことはまったく言いませんでしたし、公開しないと議決したのであれば弁護士料も払う必要はありません。そして7月18日になって、「資料は公開しないという執行部案の採決があったものと解釈する」といってきました。このように無茶苦茶なことを言ってきています。私たちは、労働組合は男女差別など差別に対してもっと誠実に対処すべきだと思いますが、誰が聞いても通らないようなことを堂々と言っている組合には失望しています。

表3 女は男の半人前？  
同じ職種(事務部門)における高卒男女の月収比較



「日本からの手紙」108ページ

## 職場の反応

——一般の労働者の方の運動に対する反応はどうでしょうか？

北川 職場の皆さんには管理職も含めて、「勇気あるね。頑張っているね」と好意的に応援してくれています。とくに女性の人達は、「私たちには勇気がないけど、本当に私たちのために頑張ってくれているのですね」と応援してくれています。女性差別はやはりおかしいということが職場の中でも、今の世の中の常識として認められているからでしょう。

マスコミにとりあげられましたので、全国的にあらゆるところから話を聞きたいと申し込み、各々が手分けをして話にいっています。「あの住友ビルの封建的な、とくにメーカーという本当にひどい職場でよく頑張ったね」という反応がすごくあります。私たち自身も公の場に出すまでは勇気がいましたが、結局私たちのこの行動が全国の女性を勇気づけることになっているのかなと思い、大変うれしく思います。

## 調停への決意

——調停にいたるまでは勇気がいると思いますが、きっかけは何でしょうか？

北川 最初は差別されていて腹が立つね、という内にこもったものでした。しかし、「均等法ネットワーク」や「メーカーネットワーク」で勉強をしていくうちにだんだん変わっていき、二宮先生や森岡先生のお話を聞いて、理論的にも確信を深めました。さらに住友生命のミセスの皆さん方が立ち上がったことに、非常に勇気づけられました。また弁護士さんの助言も大きなきっかけになりました。それで、このままただうじうじと、差別されていいやだね、という消極的な生き方ではいけないと思いました。20年、30年働いてきて、このような女性としての悔しさを、定年まで後5年ですが、とにかく自

分たちの代で終わらせたい、ということが私個人としてはすごくありました。働く女性として自分が勇気を出して頑張ることが、後に続く若い人達のためにも、また自分自身の人間としての尊厳にかけても、勇気はいるけど頑張ろう、という気持ちになりました。

ちょうど私たちが調停申立を行った時はバブルがはじけ、不況でリストラの嵐がふいていた時ですから、一番不安だったのは「こんな不景気の波が来ていって、リストラとかいっている時に女性差別の是正などわがままなことをいって、何を考えているのか」とまわりの労働者から思われて支援されないのではないか、ということでした。しかしまわりの人が、「女性差別に景気、不景気は関係ないでしょう。頑張ってくださいよ」と励ましてくれたことに勇気づけられました。

一番差別されている私たちはエリートでもありませんし、失うものは何もないと思っています。普通にまじめにこつこつと働いている人達がきちんと評価をされないような職場はおかしいと思います。そういう意味では、男性もけっして幸せではありません。差別のひどい職場では、男性も出向などのリストラで大ぜい犠牲になってます。一番差別されている女性が立ち上がって頑張り、女性の待遇が改善されることが結果的には、男性もよくなることにつながるという確信がありました。

——経済学・経済学者に対する要望などがありましたら聞かせて下さい。

**北川** 私たちがこのような運動をするなかで、良心的で民主的な先生方のお力添えは本当にありがたいと思っています。本来は私たちが日々勉強して、自己を高めなければいけませんが、子育ての最中の方もおり、日常の生活に追われて、なかなか理論的な学習もできません。先生方に交通費ぐらいで来ていただいて、世界の流れや経済状況などを話していただくなかで、私たちが今やっていることの意義を理論的にいろいろ話してくださります。そういう話を聞くと、揺れている気持ちが確信になります。そのようなことがあったからこそ、今まで頑張れてこれ



司法記者クラブでの記者会見（94年3月23日）

たと思います。

注文としては、たとえば岩波ブックレットのような薄くて、子育てをしていても、また通勤電車の中でも気軽に読めるような薄い本をどんどん出してくれれば助かると思います。基礎研の先生もいろいろ本を出されていますが、やはり厚い本では家事労働もたくさんしている人に近づきにくいです。

### 調停開始を勝ちとる

——女性の差別撤廃の動きは世界的になってきているようですが、今後の運動の展望は？

**北川** 94年9月13日に住友金属で働いている私たち7名の女性と住友金属工業との間で調停開始になりました。

「開かずの扉」といわれていた男女雇用機会均等調停委員会の調停開始が、均等法施行9年目で日本で初めて開始されました。

このことは大きな前進であり、意義のあることだと思います。また、この成果は戦前、戦後困難ななか、たたかい続けられた自覚的な先人たちの遺産のうえにたった成果であると同時に、「平等は基本的人権」が常識であるという思いが職場の内外にあり、世界の流れでもあること

を証明されたと思います。

しかし、住友電工、住友化学の2社に対しては調停不開始になりました。このことは現在の均等法の不備を浮き彫りにしたものでもあります。この点に関しては雪田弁護士の報告(『週刊金曜日』1994年11月25日号)を見ていただきたいと思いますが、男女差別に苦しんでいる働く女性が真に救済される、実効性のある均等法に変えていく運動を展開していかなければならぬと思います。

94年9月13日の日本で始めての「調停開始」はトップニュースで新聞、テレビなどで大きく報道されました。『朝日新聞』、『日本経済新聞』なども度々大きくとりあげました。

後日『毎日新聞』の社説にも載り、『週刊金曜日』には7ページ建ての特集が組まれました。これらマスコミの動きを見ても、「日本社会には男女差別が歴然とあり、男女差別は是正されるべきだ」と世論もマスコミも、私たちの運動に暖かい支援をおくってくださったのだと思います。

労働省への調停申請など、外へ出すことは勇気が入りますが、あらゆるところで差別を感じている人達が、もっと気軽に調停開始申請をしたり、差別の実態をリアルに明らかにすることによって、多くの人に気づいてもらうことが重要だと思います。またそれは差別をしている企業に対してプレッシャーにもなります。男女差別の撤廃は世界的な動きであり、一歩外に出れば皆さんに支持していただけるわけですから、全国ネットワークでもっと多くの職場から差別されている実態を明らかにする必要があります。全国ネットワークをつくり、さらに世界の女性が手をつないで運動を広げることが、差別の実態がなくなっていく大きな手がかりになります。

憲法学者の渡辺洋三氏が、「民主主義思想の原点は物事を自分たちの手で主体的につくっていくということだ」といわれています。そういう意味では、私たちの運動は自分たちの気持ちを出発点にして、主体的に、みずから立ち上がって進められており、民主主義思想の原点にたって運動ができたのではないかと思います。

日本には立派な憲法があり、そこでは幸福追求の権利として、人間が自らの主体的な努力によって幸福、自由、権利をかちとることが大切だとされています。自分たちの力で幸福を追求していく今の私たちの運動は、幸福追求権のあらわれではないでしょうか。

### 調停に対する期待

第1回の調停委員会が94年10月13日に行われ、昨年の12月21日まで、4回の調停委員会が開かれました。第1回の調停委員会の席で私は「調停に対する私の期待」として最後に次のような意見陳述をしました。

北川の35年の会社生活を振り返ってみると、差別の歴史そのものであったと思います。ミセス第1号であったため1年間ほとんど仕事をあたえられず、そのうえ部長席に1番近いところにポツンと席をおかれ毎日が苦痛の日々でした。「ひとりの人間として自立して生きていきたい」と人間として当然の気持ちで働き続け、自分の気持ちに忠実に生きたことが、「なぜ、こんなにひとりの女性を苛めるのか」と不思議でした。

1968年に長男が生まれたときも、部長に呼び出され、「犬猫でも母親の手で子どもを育てているのに、君は子どもを保育所に預けている。犬畜生にも劣る君は人間を生産する機械か」と、人間のせりふとは思えない暴言を吐かれました。ひとりの女性にこれほど次から次への人間の尊厳を傷つけるようなことができるものだと思い続けてきました。定年まであとわずかですが、女性であるがゆえに差別に苦しみ、傷ついた、この悔しい思いを若い女性の方達には絶対味わってほしくないと思い、勇気を出して労働省への調停を決意しました。

その結果、日本で初めて調停が開始されたことを感無量で受けとめています。「35年間の差別に屈せず頑張ってきてよかったです」と新たなスタートラインにたった気持ちです。

職場内外で多くの女性が北川が味わったような無念な思いを経験してきたと思います。経済

大国といわれる日本が、女性問題では後進国です。これを機会に世界に恥じない「平等は基本的人権」の確立をしていきたいと決意を新たにしています。

均等法が施行されて9年目に、日本で初めて調停が開始されたことを全国の働く女性が期待をもって注目していると思います。

「男女差別に大きく貢献できる調停委員会」であることを心から願っております。

調停委員会の公正な判断をお願いいたします。

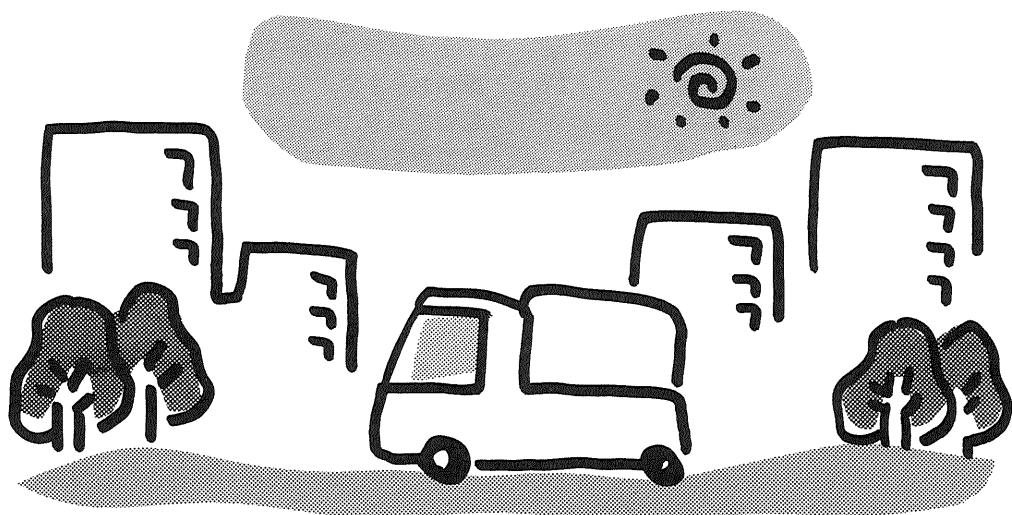
いま開かれている調停委員会が女子差別撤廃条約の目的実現に大きく貢献する調停案であることを期待します。それは、男女差別に苦しみ、無念な思いで働き続けてきた全国の女性の願望でもあります。

私たちの運動がより大きく実のあるものになるためにも、全国のあらゆる職場から男女差別を実感している女性たちが、燎原の火のごとく立ち上がっていただくことを切望します。坂本

福子弁護士の著書のなかにある言葉を最後の結びにしたいと思います。

「どんなたたかいにも立ち上るのは、1人の人間の決意からです。」

\*追記。2月2日に調停案が出された。その内容は、①男女にかかわらず、その意欲、能力に基づいて適当な段階で一般職から総合職へのコース転換ができる制度を導入し、円滑に実施すること、②研修の機会を男女平等にすること、などである。北川氏たちは、この調停案について、第1に、調停委員会の本来の役割である個別救済にいっさいふれていないこと、第2に、コース転換云々の案はまさに会社が今年の7月より実施しようとしている新しい賃金制度そのものであり、よりいっそう男女差別を固定化し拡大するものであること、の2点から女性にとって屈辱的なものであり、「検討に値しないもの」との見解を表明している。



# 日本型企業社会と家族

日本の企業社会の特質が家族にどのような影響を与えていているのか考えてみたい。この問題への企業社会論からのアプローチと家族論からのそれをみると、両者はそれぞれ方法的難点があり、企業社会と家族との相互関連構造をリアルに把握しえない。ジェンダーとジェネレーションという視角を導入しての家族論の再構築によって、こうした限界を突破することができるのではないか。また男一女という軸を意識的に追求する意味についても考えてみたい。

KIMOTO Kimiko

**木本喜美子**

私の問題提起は、日本型企業社会と家族の相互浸透過程を把握するための方法的視点についてです。私自身もこの点は現在進行形で悪戦苦闘している最中ですから、その途上での問題提起ということにさせていただきたいと思います。

## I. 家族の現在

最初に私がどのように家族の現在、とくに日本の家族の現在を考えてきたかについて、3つの角度から述べたいと思います。

### (1) 欧米における「家族の危機」と日本の現実

#### ① 欧米における家族変動

第1に私は日本と欧米における家族をめぐる状況の違いに、まず注目してきました。欧米においては、「家族の危機」が明確な形をとって

研究者の問題意識にのぼっており、また研究者のこうした問題意識を支える現実がまちがいなくあることが確認できます。ここで欧米というのは英語圏の文献の範囲ですが、そこで議論を簡単に紹介します。

まず現代は家族変動の渦中にある、という認識があります。家族をめぐる社会的現実が揺れ動いており、そのなかで家族がきわめて多様化してきています。性別分業を組み込んだ核家族、とくに男性が1人で働いて家族を養うという核家族のタイプは、すでにはっきりと少数派になっているという認識があります。それにもかかわらず、この、性別分業を組み込んだ核家族のイメージを社会政策の中心に絶えず据えようとする動きが80年代にありました。イギリスでいえばサッチャリズムのもとで展開され、それがどんなに害を流してきているか。このようなクリティカルな問題認識が明確に打ち出されています。

たとえばJon Bernardesは、社会学の雑誌で

くり返しに次のように主張しています。彼は伝統的社会学における家族概念が、古いタイプの性別分業を組み込んだ核家族を含意していた。家族の多様化という現実のなかで、家族そのものを定義し直す必要がある、と再三にわたって書いているのです。そうした状況があるにもかかわらず、あいかわらず家族イデオロギーの中心は、子育て中のヘテロセクシュアリティのカップルによって構成され、しかも夫が家族を養うタイプの家族であり、これを中心的に据えようとする立場が、政策の場面には頻繁に登場し意識的にそれが使われている。これを「家族」、「近代家族」と言い換えてもいいと思いますが、この「家族」orientatedな社会政策を批判的に検討する必要があると主張しています。彼にかぎらず多数のフェミニストたちが、そうした視点から、社会政策批判を展開しているまったく中にはあります。

さらにJanet FinchとDavid Morgan——イギリス家族社会学の代表的な人物といつていいと思いますが——が1980年代の家族研究の動向を総括した論文のなかでは、性別分業を組み込んだ核家族はすでに「伝統的家族」と命名されているのが一般的である、といっています。あるいは「家父長的家族」という別名が一般的であると総括しています。そして彼らもまた家族変動の現実をふまえた、家族理論の方法的革新が必要だと提起しているのです。

私のみるかぎりでは、ヘテロセクシュアリティを前提とし、夫婦愛と親子愛で結ばれ、Male Breadwinner、つまり男性が主たる家計維持者として規範的に登場する、そのような家族が従来型の「家族」ですが、そうではないタイプの現象——これを私は「非〈家族〉的現象」と呼んでいますが——が拡大している現実があります。そのメルクマールとして離婚率の上昇、事実婚、子を生まないカップル、シングル、同性愛者の同居、婚外子などを挙げることができます。

このようなさまざまな非「家族」的現象の拡大は、従来型の「家族」そのものがこれから生きていくのか、死にたえるのかを分かつ分水嶺

に立っており、言葉の正しい意味での「危機」に匹敵する状況にある。したがって家族研究者たちも、これをどのように再定義して、多様な家族の姿をとらえるべきか、また多様な家族にふさわしい社会政策をどう作りだすべきか、そこに議論が集中してきています。

## ②日本の現実

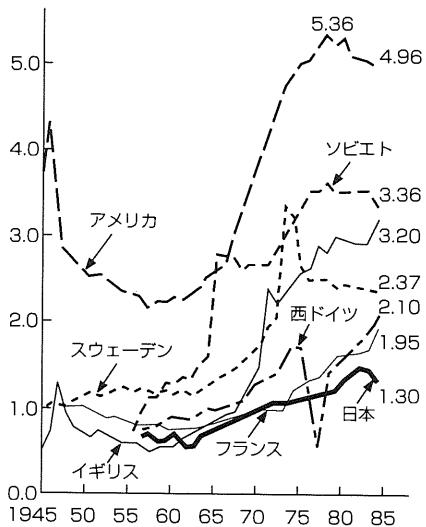
ところが日本の非「家族」の現象は、欧米とかなりかけ離れた状況にあります（図1、2参照）。日本においては離婚率が少しづつ上昇してきていますが、他の諸国の比ではありません。婚外子については、むしろ逆行する形で低下してきています。婚外子に対する差別がきわめて厳しいという状況がここから読みとれます。ここではこの推移が良い、悪いという判断をするつもりはありませんが、こうした日本の家族現象の現れ方に日本型企業社会が影を落としているのではないか。もっと積極的にいえば、日本型企業社会が深く関与しているのではないかと思われます。

### (2) 男性労働者の家族認識

私は職業・生活研究会に参加して、トヨタ自動車の労働者家族の調査をやってきました。そこでは、苦患労働——私たちの造語でありますが——に男子労働者が総動員されているなかで、家族はどうなっているのか、これが私の強い問題意識でした。

表1および表2は、家族に対する認識についてたずねた調査結果です。夫が変則勤務体制に組み込まれて家庭不在であることに対して、「家族から不満が出ることはありますか」、「子どもとの接触時間が少なくて困ることはありますか」、と尋ねてみました。87年の調査では、さらに「妻との対話時間がとれなくて困ることはありますか」、とたたみかけるように聞きましたが、多くの人はそれほど困っていないという回答でした。子どもについては危機意識とまではいきませんが、「ちょっとまづいかな」という感じが出てきます。しかし妻に

図1 各国普通離婚率の推移（人口千人当たり）

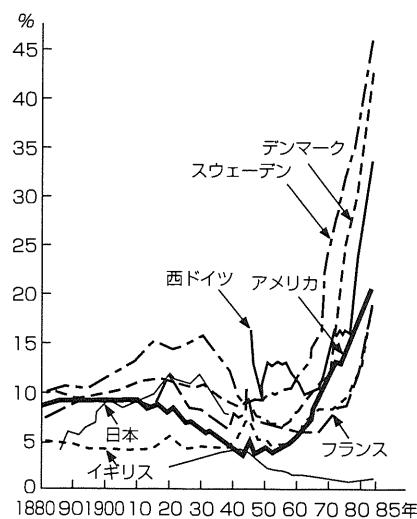


資料出所：井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック』有斐閣、1991年、21頁より。

ついてはほとんど問題はないという回答です。危機意識にはほど遠い状況であり、むしろどちらかといえば、楽観的です。父親・夫があれほど家庭不在の状況にありながら、不思議にもそれほど問題はないという。このことをいったいどう考えたらよいのか、これが私の頭を占め続けたもう1つの重要な問題でした。

ところが調査の際のイエス・ノーという回答部分ではなく、そこからはみ出る部分はどうだったのかと思い、調査原票をもう1回チェックして私は驚きました。それは、少なくないケースにおいて、「家族から不満はいっさいありませんよ」と答えたうえで、「自分が残業をやってたくさん稼いでくれば、かあちゃんが喜んでいる」というコメントが書き留められていたのです。また、「残業がなくて、早く家に帰っても居場所はありません」というコメントもありました。市役所の清掃課に勤めていた人がトヨタに再就職したものの、仕事がほんとにきつくてやめたいと思って妻子に相談すると、「こんなに高い給料のところはない、絶対反対といわれてやめることができない」というコメントもありました。亭主元気で留守がよい、という世界がリアリティをもって展開されています。こ

図2 各国の婚外子出生率の推移



資料出所：同左、17頁より。

のことを多少屈折したかたちで受けとめている男性労働者もいることが、その書き込みの意味だと私は理解しました。

また、生活時間調査をおこなったときに、妻はどう行動し、夫はどう行動するかを休日とウイークデーで調べました。休日をみると、少くない労働者が、それも子どもの年齢が低く、いちばん家族単位でレジャーを楽しむライフサイクルに該当すると思われる人々が一人の休日を過ごしていました。つまり午前中はずっと寝ていて、午後になるとおもむろに起き出して一人でパチンコ屋に出かけて何時間も過ごし、夕御飯の適当な時間に帰ってくる。そして酔って寝てしまいます。このような一人で疲れをいやすというパターンも少なくありません。

こうした状況をみると、家族の生活基盤を支えるための稼得役割に男性労働者の家庭内役割が特化されてきているのではないかと思います。そして彼らはご存じのように、1980年の時点ですでに、平均31~2歳でマイホームを建ててしまうというかたちで「豊かな労働者」としての力量をいかんなく発揮しますが、家族における自分の役割については、楽観的だと考えざるをえません（以上、職業・生活研究会編『企

表1 A社労働者の家庭関係に対する認識 実数 (%)

	家族からの不満			子どもとの接触時間		
	なし	あり	その他	とれている	とれていない	その他
80年	72 (71.3)	24 (23.8)	5 (5.0)	52 (51.5)	38 (37.6)	11 (10.9)
87年	32 (62.8)	15 (29.4)	4 (7.8)	16 (44.4)	14 (38.9)	6 (16.7)

表2 妻との対話時間 (1987年)

	1. とれていない	2. とれている	9. N/A	計
1. 乳幼児	1	7		8
2. 小学生	3	10	1	14
3. 中学生	1	12	1	14
4. 高校生		6		6
5. 大学生以上		2	3	5
0. 子ども無し	1	2	1	4
9. N/A		2		2
計	6	41	6	53

業社会と人間』第2部第2章参照のこと)。

### (3) 企業社会論における家族への言及

ところで基礎研を含めて企業社会論をめぐる議論のなかで家族への注目がなされてきています。

そこで視点、つまり企業社会の論理と構造、秩序が社会全体に波及してきてることの問題性という重要な視点を提供していることには私は賛同します。しかし、たとえば家族や教育というレベル、つまり市民生活領域に企業社会がどう波及しているのかを考えるときに、とかく企業社会論を論じている人々は荒削りな立論をしてしまう傾向があります。そのことに対して私はやや不満を感じています。たとえば、渡辺治氏は家族を企業のヘゲモニーのもとに家族が組み込まれる、それは企業による家族支配そのものであり、家族崩壊への道を突き進ませることになるのだ、と描いています。つまり家族は企業社会に完全に呑み込まれて、犠牲を一方的に引き受けている被害者であって、崩壊の淵に

立っているという認識です。しかしこれは果たしてリアリティある家族把握なのか。崩壊現象は先ほどの国際比較で見ましたように、ちょっと違うのではないかという気がします。労使関係論、やや政治領域にかたよった企業社会論の展開においては、市民社会領域との関連性を論じるときに荒削りな論法になっているように思われます。家族と企業社会との関連をもっとていねいに見ていく必要があるのではないかでしょうか。

## II. 家族論の現在

### (1) 二元論にたつ家族論

では企業社会論の見地をきちんと家族のレベルで受けとめている家族論の蓄積がどの程度あるかと見渡してみると、心許ない状況があります。たとえば家族社会学の多くは外の社会と家族の内的関係とを切り離してしまい、家族の微細な内部構造の議論に傾斜してしまう傾向が

強いので、企業社会と家族との連関を問うという点で心許ないものがあります。こうしたなかで数は決して多くないけれど、積極的に外部社会との関連性を位置づけようとする議論、あるいは歴史変動をきちんとふまえようとする議論が出てきています。それらの研究に対して、私がすっきりしないのは、家族と社会の二元論に陥っている立論が少なくなく、リアルな現状分析には耐えないのではないかと思われる点です。それを私は二元論、あるいはそうした方法を共同体アプローチと名付け、この基礎研の小沢さんと成瀬さんの本（『家族の経済学』）についてもその弱点を共有しているのではないかと指摘したことがあります。

それは、家族イコール愛の砦、「愛の共同体」としてまず指定する。それは美しいもの、人間として重要なものとして位置づけ、こうした家族を、社会と経済が困難に陥れているという比較的単純な論法です。このような家族論を展開した、影響力のある重要な研究者として布施晶子さんをとりあげ、1992年に私は批判的検討をおこないました（「現代家族とジェンダー問題」『社会政策叢書』第16集、1992年、啓文社）。

布施晶子さんは1970年代には、家族研究における不可欠の課題として、第1に家族変動論、第2に階級・階層論、第3に性別分業の廃棄という非常に重要で適切な3つの視角を提起しました。ところが1980年以降、この「愛の共同体」説に傾斜し、二元論を克服できない立論になってきています。

## (2) 最新の家族論への疑問

つぎに、こうした家族論のなかで最新のものをとり上げたいと思います。木田淳子さんの『家族論の地平を拓く』（94年4月、あゆみ出版）です。私の学部ゼミナールでさっそく読みましたが、この本の特徴は夫婦関係と親子関係をいったん切りはなしして分析した上で、統合しようとする点にあります。つまり家族関係論の中味に入り込もうとしているわけです。そして、アンケート調査を中心とするデータに基づづけ

られている点でも重要です。同時にこの本のもう1つの特徴は、子育てを担う共働き家族に焦点をおき、そこに発展性を見いだそうとしている点です。家族が今後どう展開していくのかを考えるにあたって、夫婦の生活の共同と心の分かち合い、これをキーワードとして議論しようとしています。

このなかで木田さんは家族と社会の関連性について触れるときに、2つの軸を設定しています。1つの軸は「愛」と性別分業です。ここでは主として夫婦愛を想定していますが、後に親子愛もここに入り込んでいます。2つめの軸は「愛」と企業主義的競争社会です。そして若い夫婦が家事・育児さらにはコミュニケーションにいたるまで、共同性を發揮していかなければいけばいいほど、中年期の夫婦関係も良好である、というのが結論です。これと関連するもう1つの結論は男女ともに子育てに関わることを通じて、人を愛し、かわいがるという能力を獲得できる、ということです。それは人格の獲得ともおきかえられています。そしてそのかぎりで、子育てに関わる男女の営みに男女差はないとして、母性神話を否定します。母性・父性という言葉を否定して親性、育児性におき換えていました。

この本を読んだときのゼミナールの学生たちの読後感の2つの側面を紹介したいと思います。

とくに男子学生を中心とした感想は、この本を読むと企業社会や競争社会——その現実を絶えず彼らは聞かされ、悩んでいるわけです——のなかでも絶望的にならないですむ、むしろ希望がもてるというものでした。結婚したら彼女と一緒に家事や育児やコミュニケーションを一生懸命にやっていけば、がんばっていけるんだという明るい展望がもててうれしい、という率直な感想が出されています。

この発言を聞いたときに私は社会政策学会（福祉部会）で安川悦子さんと竹中恵美子さんが女性解放のためには家族解体が必要だと主張した。それに対してフロアーにおられた甲南大学の熊沢誠さんが、「ちょっと待ってくれ、今の若い人のなかに家事も育児も平等に分担して、何とかやっていこうという子が出てきたときに、

希望のもてる家族論を展開してくれ」と発言されたことを思い出し、なるほどと思いました。木田さんのこの本は、その意味でまさしく希望がもてる立論になっているわけです。

もう1つの、女子学生を中心に出された感想はかなり鋭いものです。それは企業社会のきびしさを夫婦の共同だけで本当に乗り越えることができるのか、という疑問でした。もちろん木田さんのこの本では労働時間短縮の意義や労働条件の変革、社会保障の充実という社会的に解決しなければならない課題にも当然触れられていますが、主体的努力の中心は夫婦の共同だとしている。ここから果たして、何かしら明るい展望がもてるのだろうか。あるいは、共働き家族こそが共同してやっていけると主張していますが、この不況で女子大生の就職は非常に困難になっており、社会全体の女性差別構造に手を触れずに、夫婦の共同の強調でよいのか、という疑問です。女子学生の口からは、「家族と社会をこんなに切り離してしまっていいのですか」という質問も出されました。

この2つの感想は非常に適切であると私は受けとめました。私自身もこの本は、これから結婚して子育てをやっていこうとしている若い人たちを勇気づける、重要な1冊だと思います。しかしそしてタイトルをもう少し限定して、『子育て期の共働き核家族論の地平を拓く』にしてほしかったと率直に思いました。

私がこの本を読んで気がついたのは以下の3点です。

1つは本のタイトルの問題とかかわっています。第1章で現代社会は家族が多様化する時代であり、これは必然的であると指摘されていますが、第2・3・4章では何の限定もなく、当然のように子育て期の共働き家族論に議論を集中させていることに対する疑問です。国際家族年の中でも国連の見解、それに対するフェミニストの見解など複雑に入りまじっていましたが、少なくともそれらをまとめた国連文書では、多様な家族を多様なかたちで社会的にサポートする、特定の家族モデルをサポートするようなかたちはとらない、とうたわれています。ある特

定の家族像を押し上げることは、ほかの家族を差別することになるので、多様な家族を位置づけるという立場に徹しているのです。こうした視角に照らして考えてみれば、議論が子育て期の共働き家族に集中しているこの本を単親（one parent family）の人が読むと、ちょっとつらくなるのではないかと感じました。

2点目は社会史のなかで、近代・現代をどのように位置づけるかに関わる疑問です。木田さんも第1章でアリエスの発見、つまり子どもが大人の小型版ではなく、大事に慈しみ育てられるべき対象であり、またその逆として厳しく教育・訓育されるべき対象である子ども期が発見されたのは、近代以降であるという歴史研究を取り出します。そのなかで心理的・情緒的充足が「近代家族」の重要な機能として現れたことはアリエスが指摘したとおりです。木田さんはこれに依拠して、近代家族のこの部分、つまり心理的・情緒的充足をより発展させていくにはどうしたらいいのか、という問題設定をしています。

しかしアリエスらの社会史的研究は近代家族も歴史の産物にすぎない、それ自身今後とも時代状況に応じて変化しうる、ということを提起しているのだと私は理解しています。ですから近代家族を頂点に位置づけて、心理的・情緒的側面だけを強調することには疑問を感じざるをえません。

フェミニストはこのアリエスらの社会史研究を自分たちの議論に引きつけおして、情緒的充足を重視するような「近代家族」の誕生はすなわち「主婦の誕生」と期を一にしていたと主張しています。子どもを発見することを通じて、それをかわいがる女性、母親、母性愛、これらがワンセットで生み出されたと考え、近代社会における女性に対する社会的抑圧とからめて、近代家族の二面性をとらえようとしているのです。全体制的な女性抑圧・差別と家族との関係をめぐるこうした議論をいったいどう受けとめるのでしょうか。

3点目としては性別分業の内容に関わる疑問です。ここでの性別分業の内容は木田さんの言

葉を引用すれば、「男女の経済力の差による対等な関係の育ちにくさ」、「住む世界が異なるゆえの溝のできやすさ」など、主として家族という場面での夫婦の理解の度合い、相互の関係の仕方の困難としてだけ論じられています。しかしこの性別分業、フェミニストが近代家父長制としてとらえようとしているのは、もっと広がりをもった全社会的規模の構造問題と関連していると思いますので、ここでの性別分業のとらえ方はやや狭いのではないかと感じました。

### III. 家族論の再構築

このようにみてきますと、二元論からなかなか脱することができない家族論の困難に行き当たります。私が木田さんに手紙で、以上の点を書き、最後に「フェミニストたちが切り開きつつある学問的蓄積を家族論に導入することには意味がないとお考えでしょうか」、と率直な疑問を出しておきました。私は、フェミニスト的バースペクティヴからの提起してきたジェンダー・アプローチが二元論を乗り越える可能性を与えるのではないかと考えています。ジェンダー・アプローチが提起している問題を紹介させていただきます。

#### (1) ジェンダー・アプローチの問題提起

フェミニストの家族へのアプローチも多様であって、私は欧米の英語圏の文献を中心に読んでいますが、日本のフェミニストを名乗る人の議論の仕方をみても、家族に対するスタンスは多様であることは皆さんお気づきの通りです。ある論者は女性抑圧の砦として家族の解体のみを主張しています。家族解体の中身を注意深く読むと、比較的旧態依然とした家事・育児の社会化をいっているにすぎない場合でも、「家族解体」というラディカルな表現が好んで使われています。

また最近の解体論者の結論はM・バレットとM・マッキントッシュに近いものになっていま

す。バレットたちはThe Anti-Social Familyという1983年の本のなかでは、家族が階級を再生産する単位になっているという部分と、女性にさまざまな従属性を与えるという部分をどのように理論展開するのか、と問い合わせました。そしてソーシャリストもフェミニストもこの2つの部分についてきちんと議論していないのではないか、と主張しました。そうしたバレットたちの結論をもってきて、家族解体の必然性を主張するという論文が最近出されました。それでは階級はどうするのか、というのが私の疑問です。このような片方だけ取り出して、片方は省みないという不思議な議論の展開の仕方もありますので、日本におけるフェミニスト的な家族論はもうすこし注意深く、現実に根ざすかたちで議論した方がいいのではないかと思います。少なくとも性急な家族解体論はほとんど意味がないのではないかと私は考えています。

フェミニストたちがおそらく共有している視点、ジェンダーすなわち社会的・文化的に形成された性差を問題にする視点を家族論に導入することによって、少しだけでも整理がつく部分があると私は考えていますが、以下この点について3点述べてみたいと思います。

#### ①「愛」の神話性

「愛」の神話性をはぎ取る、そしてジェンダー間の「愛と支配」、「愛と従属」という状況を率直に把握しようとするのがフェミニストたちの重要な視点です。愛の神話性を問題にするといえば、「じゃあ、おまえは愛を感じないのか」とすぐさま反論が返ってきます。愛の神話性という議論の仕方は、日常生活における愛を信用するかしないかという話ではありませんが、よく誤解されます。「信念」の問題ではなく、分析方法の問題です。つまり、家族の過去および現状、そして行く末をどのように分析したらよいか考えるときに、「愛」にまとわりついているものを一つ一つはがして分析することが必要です。つまり「愛」という言葉によりかかる家族論は簡単だと思いますが、そうすることによってかえって見えなくなることがらが多くなります。

たとえば少し前に女子高校生が何人かの男子に拉致され、レイプされ、コンクリート詰めにされた事件がありました。あの事件についてある人々は、親たちも必死で子どもを育ててきたにもかかわらず、男の子たちをそのような行動に走らせた社会を憎まなければならぬ、という告発をしました。気持ちは分かりますが、これは少し間違っていないか。子どもたちにいたいどのような社会的現実が侵入していたのか。今日の学歴社会のなかで親の子どもの愛し方自身も、社会的に方向づけられている。この問題をもっと分析しないと、この告発は力をもたないと思うのです。

## ②ジェネレーション視角の導入

もう1つ私は家族論にジェネレーションという視角を持ち込まないとバランスが悪く、ジェンダーだけではすまないと考えます。

世代差——親子の軸とおきかえてもいいですが——を持ち込む意義は、先ほどのコンクリート事件の例からもわかりますが、親と子の関係を「愛」からいたん切り離して分析できるということです。主観的には「愛」にもとづく行為だと、事後的には説明できることであっても、ジェネレーションによる社会的規定性をまず考える必要がある。子のためにやってきたという親の主観的な情愛を、「愛だから美しい」と描かずに、むしろそのこと自体が子どもを苦しめているかもしれない、と現実を直視するという意味でもあります。

このようにジェンダーの視点と同時にジェネレーションの視点を家族のなかに入れることは、家族を「愛」によって結ばれた一枚岩の集団として把握することを拒否することにつながります。ジェンダーおよびジェネレーションの視角によって、それぞれ立場が異なる人間が形成する関係の束として家族を位置づけることになります。ジェンダーとジェネレーションが背中にはりついた個人と個人の間には利害の不一致、対立・葛藤もあり、また和合、連帯関係もあります。そうした広がりをもった関係性をとつかむことが必要です。

## ③社会的規定の視角

第3には、家族内の個人にある一定の行動をとらせる社会的諸条件を考察することがジェンダー、ジェネレーションの視点を持ち込むことによって可能になります。それらの視点を導入することにより、家族内存在としての個人を社会と接続することが可能になります。家族とそれをとりまく外部環境との相互浸透状況を分析する上で、それを個人の単位にばらして、そしてそれぞれのジェンダーとジェネレーションがどのような社会的規定性を受けたりながら、家族のなかで関係を構築しているのか、こういう分析視角を持ち込むことが不可欠、だと思われます。

## (2) 現時点での家族と企業社会との関係

本日のテーマに関わって日本型企業社会と家族がどのような相互浸透関係にあるかを考える際に、ある一個人が夫か妻か子どもなのか、そのことによって切っていく角度が異なります。私はこのような整理がやっと最近ついてきたところで、はじめからこの視点をもっていたわけではありません。その結果として残念ながら、80年代のわれわれのトヨタ自動車の調査では夫だけしか調査対象とせず、妻の側からのアプローチが十分できなかったという点反省しています。この点を今後どのようにやっていけばいいのか、今考えているところです。これができるれば企業社会と家族の現在についてもっと豊富に語れると思います。ただ男性、夫、父親の窓口からみた労働者家族の状況を、現時点で整理してみると、次のようにまとめることができます。

日本の家族は相当程度したたかであり、企業社会が家族を壊していると単純に言い切ることは難しい。家族は企業社会の論理に確かに巻き込まれ、従属していますが、しかしその状況に適度に適応し、企業社会体制をきちんと支えている。そのときの取引材料として労働者が受け取るのは、家族の安定的な物質的生活基盤であ

り、そのおかげで企業社会と家族は一種の均衡状態を保っている。これが欧米と比較したときに家族が比較的「安定的」に見える状況を作り出しているのではないかと思います。ですから解体の淵に立っているという認識からは、少し遠いところに私はたっています。

日本型企業社会がある意味では日本の家族に「安定性」をもたらしている。これが他の先進工業諸国がほぼ例外なく経験しつつある家族変動、あるいは家族の危機的な状況から、少なくともこれまでとのところ日本が遠い地点に立つことができてきた要因だと思います。もちろんそこに全く矛盾がないわけではなく、さまざまな無理が水面下にたまっているのではないかと推測しています。それが時折、不気味な崩壊現象として噴出してくる。そういう事件が起こると、多くの人はどきっとして、わが家族はどうかと考える。しかし、あの人たちは特異な人たちだったとレッテルを貼り、わが家は安泰と胸をなでおろして忘れるができる状況にあると思います。このようななかで、子どもたちのさまざまな反乱は突出的に起こってきていますし、さらに女性の自立化傾向が強まってくるなかで、こうした企業社会とある種の取引することによって一定の均衡状態におかれている家族、その「安定性」は今後どのように崩れていくのか。そこに注目する必要があります。私は現在、そこまでしか考えることができていませんが、最後に今後注目すべき視角について触れてみたいと思います。

### (3) 男女の関係性をめぐる欲求の問題

私は現在、男女の軸をきちんと据えることで、何か見えてこないかと試行錯誤している状況です。たとえば女性の動向についてよくいわれていることですが、結婚離れ、離婚化現象があり、結婚観が変化して若い層の男女にミスマッチが起きている。女性が高学歴化し、自立化意識をもてばもつほど家族観、結婚観も変化していく。主として女性がリードするというかたちでの若い層に起こっている現象がどのような変化の鍵

を握るのか、これが1つの問題です。

2つめは先ほどの、ある種の均衡状態を保っている「安定」した家族のなかで、家族関係の質への欲求が日本の家族においても、主として中高年において、どのように出てくる可能性があるのか、ということです。

中年の純愛物語として『マディソン郡の橋』がヒットしたのはみなさんご存じだと思います。これはある農場の主婦であるフランチェスカという女性が家族の留守中にロバート・キンケイドというカメラマンと4日間の恋に落ちる。4日後にあなたの夫に僕たちはこういう関係だということを告げるから、自分についてきてほしいとカメラマンにいわれますが、フランチェスカは夫の農場にとどまる。2人は互いを恋い焦がれつつも、生涯一度も会うことなく死んでいく。夫はフランチェスカが遠くの何かに心ひかれていることにそれとなく気づきますが、気がつかないふりをする。そして夫が死んだときに子どもたちから、都会に移りなさいと再三誘いを受けても彼女は農場に居残る。その農場がロバート・キンケイドとの思い出をたどることができる唯一の場所だからです。カメラマンは一人で生き抜いて、遺言状に自分の灰はマディソン郡の橋にまいてほしいと託す。フランチェスカもやはり子どもたちに、自分の灰はマディソン郡の橋にまいてくれと頼むという物語です。灰になってはじめてふたりは、ふたりが出会った思い出の場所で一緒になったのです。たいへんよくできたラヴ・ストーリーですから、多くの人々がこれに涙し、「中高年の純愛」願望の強さがこの本のヒットの背後にあるとさかんにいわれもしました。

この本について野田正彰さんが『中央公論』に書かれものを読んではっとしたことがありました。そこでは野田さんは、捨てられた夫（リチャード）から妻への手紙を書く試みをしています。そのリチャードの手紙は、フランチェスカの心が離れていることを知っていたけれども、親から受け継いだ農場を守り抜いていくことで十分だと思った。妻とのすれ違いには目を向かないようにしてきた、となっています。そのあ

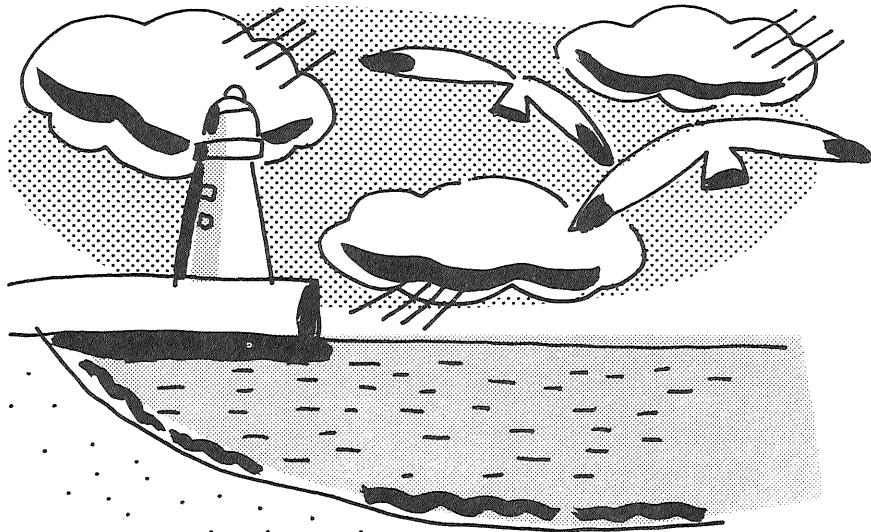
とに野田さんは次のように書いています。この物語は1960年代のアメリカだったが、70年代、80年代のアメリカでは離婚・再婚を繰り返すようになつた。そして80年代の日本の会社人間たちは妻たちから離縁状を突きつけられるようになった。こういう男女の背後には、リチャード的なものが広がつてゐる。つまりずれ違いに気づく局面があつても、まあいいかと目をそらし、そのままボタンを掛け違つたままやってきていくような状況があると。

そのような視点に接したとき、私はちょっとどきりとしました。かけがえのない存在のために、日本の会社人間たちは仕事に打ち込んできたはずです。家庭不在のいいわけは、「家族のため」です。その結果として、家族との共通の時間をもたなくなっている。もし中年の男性が女性と恋に落ちたときにどうするだろうか。必死でふたり一緒に時間を作ろうとするだろう。

「家族のため」といって家族から離れた人たち

が、家族との共通の時間がもてなくなるのとは対照的に。このことを考えるとき、家族との濃密な時間が重要であるという感覚を獲得していくことが何よりも重要だと思うのです。もちろん労働時間短縮など社会的に解決しなければならない問題もありますが、それと一体のものとして、幸福像の転換、とくに男女の関係性への欲求を大事に幸福像の転換ができないのか。従来の企業社会と均衡状態を保つた時点で家族に物的基盤が与えられ、父親が常態的に不在がちではあっても妻子が安らかにやっていければよいという幸福像から転換させていくような社会文化的な運動が、今後の展開にとって必要ではないかと考えています。男女という関係軸を家族論においてきちんと位置づけることが不可欠であるだけでなく、労働時間の短縮を求めてやまない主体がマジョリティになるためには、この点をはずすことはできないのではないかでしょうか。

(きもと きみこ 一橋大学)



# 日本の労働者の人権と家族

単身赴任・過労死といった日本社会の歪みは、日本社会において女性の労働権が軽く扱われていることと関係があると考えられる。女性が働くことを困難にしてきた社会の中で、女性を働かせることは潔しとしない「男の甲斐性」なるものが、男性を追いつめ、過労死にいたらしめているのではないか。単身赴任裁判例と過労死被災者の手記を通じて女性の労働権、男女差別の男女間の愛情へ与える影響について考えてみたい。

MIYACHI Mitsuko

宮地 光子

日本の労働者的人権と家族にかかわる問題で、この間、日本の經營の歪みとしてとりあげられてきたのが単身赴任、過労死の問題だと思います。単身赴任と過労死をひとつの素材にして、何が日本の企業社会をゆがめているのか、その根本にあるものをきちんと見据えていく必要があるのではないかということを報告したいと思います。結論を先回りしていえば、女の労働権がひじょうに軽く扱われていることが、結局は単身赴任や過労死という日本の企業社会の歪みとセットになっているということです。判決のなかの論理展開や労働者の手記などを素材にした私の報告から、そのことを感じていただけたらと思います。

## I. 単身赴任裁判例にみる 裁判所の論理から

今日の報告のために単身赴任の裁判例をもう

いちどざっとみてみました。単身赴任の裁判例はかなり以前からあります。単身赴任をさせる理由として、統計的にもっとも高いのは子どもの教育問題、次がマイホームあるいは老人の介護であり、妻が働くことが単身赴任の理由になっているというのはまだまだ低いです。しかし、裁判例でみると、その圧倒的多数が、妻の就労が単身赴任を余儀なくされる理由になっています。そういう意味ではこれまで裁判所で積み上げられてきた単身赴任をめぐる裁判例は、同時に女が働くこと、妻の労働権を裁判所がどのように認識しているのかの検証でもあります。その意味で判決を少し詳しく紹介していきたいと思います。

### (1) 東亜ペイント事件

はじめに紹介するのは東亜ペイント事件です。この事件はみなさんよくご承知だと思いますが、最高裁が単身赴任は「通常甘受すべきものであ

る」という悪名高い判断をしたのがこの事件です。

原告である吉田暢さんは昭和40年4月に入社。問題とされたのは昭和48年10月の神戸営業所から名古屋営業所への配転命令です。当時吉田さんは、大阪に71歳になる母親、共同保育所に勤務されている奥さん、2歳の長女と同居していました。裁判のなかでは、この配転命令が企業の人事権の濫用であるといえるかどうかということと、吉田さんが活発な組合活動をおこなっていることを会社が嫌悪して不当労働行為目的で配転させたといえるかどうかの2つが争点になりました。

吉田さんは昭和49年1月に配転拒否で解雇され、この後大変長い解雇撤回闘争を経て、平成4年に職場復帰をしていますが、この解雇撤回闘争の経過の中で、最高裁が単身赴任は「通常甘受すべきである」という判断をして、吉田さんが勝訴していた大阪地裁と大阪高裁の結論をひっくり返したのです。まずこの大阪地裁・高裁の判決を紹介したいと思います。

大阪地裁（昭和57年10月25日判決）はつぎのような論理の展開で労働者側を勝たせました。

まず、会社側の主張する配転の業務上の必要性を具体的に検討して、その必要性はそれほど強いものではなく、原告にかえて他の労働者を名古屋営業所に転勤させることも十分可能であったと認定しています。

そしてさらに要旨次のように原告の家庭環境を分析しています。

第1に原告の母親は生まれてから大阪を離れたことはなく、堺の自宅を引きはらって原告と共に名古屋に移住することは困難であり、また原告の兄3人は異母兄弟であり、姉2人はすでに結婚しており、母の面倒をみるとことは困難である。妻が働いていることに関しては、保育所で働き、また運営委員をしていたのでやめることは事実上困難である。また原告と移住しても2歳の幼児を保育所に預けて働くところが見つかるとは限らなかった。

そのうえで原告が名古屋に転勤になった場合には、原告は単身で赴任せざるをえない状況であり、原告にかなりの犠牲を強いる。よって本件配転命令は権利の濫用であり無効であるとしています。

私たちが読むとこの判決の論理は、十分説得的で納得しうるものですが。しかし今の裁判所の傾向からすると、このような論理展開をする判決はきわめて少なくなっています。大阪高裁（昭和59年8月21日判決）はこの地裁の判断を支持して労働者を救済しましたが、それを破棄して高裁に差し戻すことを命じたのが最高裁です。この最高裁の論理の要旨は以下の通りです。

使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるというべきであるが、転勤、とくに転居を伴う転勤は、一般に、労働者の生活関係に少なからぬ影響を与えるにはおかしいから、使用者の転勤命令は無制約的に行使することができるものではなく、これを濫用することの許されないことはいうまでもないところ、当該転勤命令が他の不當な動機・目的をもってなされたものであるとき、若しくは労働者に対し通常受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。

ここで判決は、転勤は当該労働者の生活環境に大きな影響を与えるから、無制約に行使できるものではないと言いつつ、結局は「不當な目的でもってなされた」、あるいは「通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせる」ものでなければ濫用にならないとして、濫用になる場合を著しく限定しています。そのうえで、業務上の必要性についても以下のように述べています。

当該転勤先への移動が余人をもっては容易に代え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増

進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など、企業の合理的運営に寄与する点がかなり認められる限りは、業務上の必要性を肯定すべきである。

つまり、この人でなければならないという程の必要性はなくても、企業が業務の円滑な遂行のために労働者を自由に動かすことは認められるというわけです。したがって

本件についてこれをみるに、名古屋営業所の金永主任の後任者として適当なものを名古屋営業所へ転勤させる必要があったのであるから、主任待遇で営業に従事していた吉田を選び、名古屋営業所転勤を命じた本件命令には業務上の必要性が優に存在したものということができる。そして前記の吉田の家族状況に照らすと、名古屋営業所への転勤が吉田にあたえる家庭生活上の不利益は、転勤にともない通常甘受すべき程度のものというべきである。したがって、原審の認定した前記事実関係の下においては、本件転勤命令は権利の濫用にあたらないと解するのが相当である

というわけです。

吉田さんの前記の家族状況を全部まとめて、「通常甘受すべき」というその一言でくくってしまったわけです。そのうえで最高裁が高裁に差し戻したのは、たとえば吉田さんの組合活動を嫌悪するなど、不当な目的・動機でなされた転勤命令かどうかだけを判断しなさい、家庭事情については通常甘受すべきものであるから、もういっても無駄ですよ、ということだったわけです。

「通常甘受すべき」のひとことで最高裁がくくってしまったその中身について、ほかの裁判例では、なぜ甘受すべきなのか、その論理展開をもっと赤裸々に述べているものがありますので、それをお紹介したいと思います。ここでは川崎重工業事件と帝国臓器製薬事件の2つの例から、裁判所の判断のプロセスを紹介します。

## (2) 川崎重工業事件

川崎重工業事件は最高裁までいき、労働者敗訴で確定している事件です。原告の近藤正博さんは、昭和49年4月に入社しコンピュータのオペレーター業務に従事していました。昭和53年5月に岸本尚子さんと婚約し、その後に神戸工場から岐阜工場へ配転を命じられました。婚約者の尚子さんは、神戸にある川崎重工業健康保険組合に勤務していましたが、近藤さんは、結婚後も神戸で共働きをしたいということで配転を拒否して解雇されました。

このケースは仮処分と本裁判の2つを経ています。仮処分の第一審だけは労働者側を勝たせましたが、その後は全部労働者側を敗訴させています。

仮処分の一審である神戸地裁の昭和55年6月27日の判決は、近藤さんを神戸から岐阜に配転する具体的な人選の合理性があったかどうかを詳細に検討しています。会社は、造船不況で神戸の船舶事業本部は人員整理の必要があり、他方岐阜の航空事業本部には人員増の必要があったので、船舶事業本部企画室のコンピューター技術者であった近藤さんを岐阜に行かせる必要があると主張したわけですが、この仮処分の第一審の裁判所は、それが合理的かどうか検討し、近藤さんでなければならない理由はない、むしろ岐阜工場で予定されていた具体的な仕事からすると、近藤さんを配転させることは、必ずしも適切とはいえたかったと認定しています。また近藤さんは企画室という間接部門におり、造船不況の直接の影響を受ける仕事ではないと、かなり細かな論理を展開して、労働者側を救済しました。

ところが、次から、近藤さんは負け続けます。仮処分の二審である大阪高裁の昭和58年4月26日の判決は、具体的な業務上の必要性についてはいっさい検討せずに、最高裁と同じような論理展開で、会社の主張する抽象的な業務上の必要性を安易に認めました。他方、労働者のこうむる不利益については、労働者にきわめて厳し

く「甘受すべきだ」という結論を引っぱり出しています。判決のこの部分の展開は詳細ですが、その要旨は次のとおりです。

1. 近藤の給料は基本給10万7520円であって、手取りがその1,2割少なくなるにしても、会社から社宅を貸与されることになっており、それに扶養手当、税金控除を考慮すると、尚子が前記組合を退職し、岐阜において近藤だけの給料で生活を維持することは可能である。2. 尚子が近藤と結婚後共働きをするにしても、その勤め先が前記組合でなければならぬとかの特別の事情はないから、岐阜で共働きをすることは可能である。

金さえもらえれば、女が働くのはどこでもいいじゃないかという論理です。

3. 前記1の方法を選んだ場合、夫婦の経済生活はかなり窮屈であり、また前記2の方途を選んでも、尚子が就職した場合の就職条件が前記組合の時よりも劣り、時によってはパートタイマーで我慢しなければならないことになって、岐阜での共働きによる生計は神戸市においてそれを選択するよりも悪くなることは必定であるが、上記1,2の方途の選択は夫婦が同居し協力扶助する（民法752条）あり方として当然のことであり、そして上記1, 2を選択した場合の生活による不利益も、結局は、配転にともなう被配転者の通常生ずべき事態以上に出ていないものであって、労働契約上受忍しなければならない範囲内にある。

裁判所は、ここまで言っているわけです。さらに

前記1, 2の方途を選択することが可能であるのに尚子が結婚後も前記組合の勤務を継続し別居を選択した場合、近藤および尚子の被る精神的、肉体的負担は大きいが、この別居は本件配転により余儀なくされたというよりも、近藤および尚子の個人的な事情により最悪の方途を選

択したものと評価せざるをえないのであって、その不利益も近藤らにおいて自ら受忍すべきものである。

ここで裁判所の頭にあるのは、妻は夫についていくのが当たり前、その範囲で働くことを考えればいいのであって、そのため精神的、経済的に追いつめられても、それは受忍すべきものだという考え方です。そもそも会社は男性に対して妻を扶養するだけのものを払っているはずじゃないか、社宅も与えてるじゃないか、こういう論理展開です。

単身赴任のケースが裁判に持ち込まれるまでの労使の交渉の席上や、裁判になってからの主張で、企業が必ず言ってくる言葉があります。それは「単身赴任は、会社が命じたことではなくて、あなた達夫婦が選択したことでしょう」という言葉です。「あなた達が選択したこと」という意味は、妻がやめようと思ったらやめられるのに、やめないという選択をした、だからあなたたちの責任ということです。裁判所もこの企業の言葉のうえにそのままのっかっています。

このように仮処分の第二審で近藤さんは負け、諦めずに本裁判に持ち込みましたが、本裁判の判決でも同じような論理展開が繰り返されました。神戸地裁の平成元年6月1日の判決は、業務上の必要性については、先ほどと同じように抽象的な理由で肯定し、労働者のこうむる不利益については以下のように述べています。

結婚後の共働きの点についても、これを可能にするために会社は婚約者の就職の斡旋や社宅の提供など特別の配慮をしているので、これによって近藤の本件配転による生活上の不利益は相当部分が解消されたものができる。もっとも婚約者がこの就職斡旋に応じなければ、近藤としては新婚当初から別居を余儀なくされることになるが、この程度の生活上の不利益は、近藤の職種や採用された経過に照らして予測されないものではないうえ、近藤と婚約者の選択の結果であるから、近藤において甘受すべきで

ある。

大阪高裁の平成3年8月9日の判決も同じような論理展開ですが、さらに憤りを感じるような部分がつけ加わっています。

結婚のことについては、会社において、社宅の提供や、婚約者の就職斡旋などの配慮をして、新婚当初から別居生活をしなくてすむように、世間一般の新婚夫婦の実情からすれば、むしろ恵まれた条件を与えられていたともいえるのである。

ですから、尚子さんが今まで働き続けていたところをやめることの心の痛みなどは一顧だにされません。それからこの事件では、仮に近藤さんが配転を拒否しても、そのことで昇進に影響するならばまだしも、解雇するまでの必要はないのではないかとの考え方から、弁護団は、解雇権の濫用の主張にかなり力を入れてやっていますが、これに対する裁判所の判断がまた憤りを感じるものです。

近藤と同様、造船不況などの緊急対策による配転の対象となった多数の従業員は、病気の家族を抱え、その看護のために転勤できないなどの特別の事情のあるものは別として、事務技術系であると、現業職であるとを問わず、会社の造船部門が直面する厳しい情勢を認識し、自己の持ち家を処分し、あるいは子どもを転校・転園させるなど、それぞれに個人的に大きな犠牲と不便を忍びつつ、配転に協力したこと、本件配転について、近藤から苦情処理の申立を受けた組合では、近藤から事情聴取するなど調査したうえ、結婚を間近に控え、夫婦共働きの必要があるとか、将来郷里の母を引き取り扶養しなければならないという近藤主張の理由では、会社には移転撤回を求めるには不十分であり、その程度の事情ではむしろは配転に応すべきであるとの判断のもとに、近藤に対し、配転に協力するように説得したことが認められる。これらの事実に、前記認定の諸事情に照らして考えれば、

本件解雇が、解雇権の濫用であるとはとうてい認められない。

要するにこの論理は、みんな我慢してるじゃないか、労働組合もおまえの言うことはおかしいと言ったじゃないか。みんな我慢しているのにおまえだけわがままだ。だからそんなわがままな社員は解雇して当たり前だ、ということです。そして最高裁は高裁の判断を支持して上告を棄却しました。高裁の判断を支持するときの最高裁の判決は、「上告には理由がないと認められる」というだけの非常に簡単なものです。

均等法が施行されて9年目です。少しは女が働くことに対する裁判所の認識は変わってきたのだろうかというと、次に紹介する帝国臓器製薬事件で、残念ながら同じような判断が、昨年も繰り返されています。

### (3) 帝国臓器製薬事件

帝国臓器製薬事件はマスコミでも大きくとりあげられましたので、記憶されている方も多いかと思いますが、社内共働き夫婦が原告になった事件です。昨年の判決（平成5年9月29日）が出た当時で、夫が47歳、妻が40歳です。夫の晴男さんが昭和60年2月に東京第一営業所から名古屋営業所への転勤を内示されました。当時3人の子どもたちはそれぞれ、9歳、5歳、7ヶ月でした。まさに核家族のなかで晴男さんがしっかりと子育てに関わるなかで、やっと家庭生活を切り抜けてきた夫婦に対する配転命令でした。子どもの養育を理由に彼は配転命令を拒否しましたが、会社側が転勤命令を強行しました。晴男さんは拒否すると解雇される可能性があるので、異議をとどめて名古屋に転勤しました。

当初晴男さんは、仮処分を提訴しましたが、裁判所の判断が予断を許さないなかで、仮処分を本訴に切り替えて裁判を続けました。さらに昭和62年5月には久子さんと子どもたちも慰謝料請求の本訴をして、原告に加わっています。運動の成果もあったと思いますが、平成3年4

月に約6年間の単身赴任にピリオドをつけさせることができ、家族同居を実現させましたが、裁判自体は配転の不当性を問うということで続けられました。しかしながら、昨年9月に出された判決では、原告らの慰謝料請求は棄却されました。

この裁判で、原告は本件配転命令が家族同居を営む基本的人権を侵害するものであるから、公序良俗に違反するという主張をしたのに対して、判決は、

本件配転命令は、前記の通り労働契約、就業規則に違反するものではなくまた、これによって晴男が家族を右転勤先に帯同しないで単身赴任したのは、晴男と久子の選択によるものであり、その結果家族が同居できなくなったからといって、本件配転命令が公序良俗に違反して無効であるとすべき理由はない。

もっとも、晴男が家族帯同して赴任する場合は、久子は被告会社を退職しなければならず、共働きを継続するには名古屋で新たに職を探す必要があるが、前記の通り、久子は名古屋で再就職するのは難しく、仮にできたとしても収入が大幅に減り、労働条件も悪くなると予想し、現実に名古屋での職探しをしなかったというものであるところ、久子の業務内容および収入程度に鑑みると、多少条件が悪くなるとしても従前の仕事にかわる職を探すことが不可能であるとまでは認めがたいし、一般的に既婚女性の再就職が困難であることは否定できないとしても、それが故に、本件配転命令が公序良俗に違反して無効であるとするることはできない

としています。

夫についていくために妻が仕事をやめるのは当然という考えが、何の疑いもなく裁判官の頭の前提にあるということが、このくだりを読んでわかります。女性の労働権がいかに軽いものか、単身赴任の判決を読むと怒りにふるえるほどです。判決のなかで、女性の労働権が紙切れのように軽く扱われているということと、単身赴任を通常甘受すべきものとして、企業の人事

権の行使にたやすく軍配があげられるということは、表裏一体のものであることをご紹介したかったわけです。

## II. 過労死被災者の手記から

単身赴任の問題だけでなく、過労死の問題も、女の労働権と密接にかかわっているのではないかだろうかと感じています。つまり女の労働権を世間に軽く軽く扱ってきた。女性自身もそれに甘んじざるを得なかった。そのためが、結局男たちを追いつめて、男たちの命を奪っているのではないかと思います。ひとりの労働者の手記をご紹介したいと思いますが、この手記を書いた労働者は昭和63年4月10日に34歳で急性心不全でなくなりました。工場の技術責任者で、非常に責任感が強く、優秀な労働者でした。亡くなったときには妻と1歳の長男が残されました。亡くなった後に、遺族が、彼は生前どんな思いで、どんな状態で働いていたのか、その手がかりを見つけたいと彼の持ち物を探すなかで、次のような手記が発見されました。

最近思うことを書いてみます。私自身、仕事、仕事で毎日追われています。一直の時は、朝2時40分起床。帰りが夕方4時から5時になります。二直の時は、12時に出勤し、帰りが夜中の12時をまわります。世の中のきびしい風を受けて、会社もそれにどのように対応していくか試行錯誤の連続です。上司から多くの課題を受けて、私自身、家に仕事を持ち帰ってもなかなかノルマを達成できるまでにいたりません。今回私は「実践管理者コース」を受講しました。終了までに約6カ月かかります。最近まで2カ月分のレポートの提出が遅っていました。私は「自分は頭が悪いのだから、人の2倍、3倍も時間をかけて学習しないと人並みにならないこと」はよくわかっているつもりです。だから、一直の時は、朝早くおきて学習に励みます。日曜日も時間が許せば学習するように努力しています。しかし、ここで1つ大きな問題が発生しました。

「家族に団らんの時間がない」ということです。私は、私に与えられた時間を最大限に利用して、会社に、家庭にと努力しているつもりです。しかし、妻には私と2人の「ボアーハウス」とした時間」がもっとたくさん必要なのでしょう。「ボアーハウス」とした時間」、何もしない時間……。ゆとりがほしいのだと思いますが、私にはその時間がもったいなくて仕方ありません。

私にはもっとたくさんの時間がほしい。

私は上司から、会社のレクレーションにはできるだけ参加しなくては管理者とはいえない。レクレーションを通じて部下とのコミュニケーションをはかっていかなければならない……。しかし、休日まで部下とのコミュニケーションに参加していると、ますます家庭への時間がなくなる。妻の怒る顔が目に浮かぶ。部下とのコミュニケーションがなくなってしまっても、ある程度仕事がこなせなくとも、家庭の時間をもつようにしなければならないとは思うのですが、立場上難しい。平社員の方がよほど気が楽だ。

このような状態で家庭がますくなるのであれば、会社を退職しようかとも考えた。故郷に帰って新たに就職しようか？ そうすると今の収入の3分の2から2分の1にはなるだろう。すると妻にも働いてもらわなければいけなくなる。難しい問題だ。つまり私にうまく時間を使いこなす能力があればよいのだ。これは努力のみにないだろう。

彼は、命をすり減らすような日々からの脱出を夢見て、転職を考えるのですが、そこで妻にも働いてもらわなければいけないという現実にぶつかり、また、矛先を自分に向けて、自分が努力するしかないと自分を追いつめていくわけです。女性が働くことを困難にしてきた社会の現実が、そして女を働かせることを潔しとしない「男の甲斐性」が、男の企業社会からの脱出をはばみ、時には命まで奪っているのではないでしょうか。

### III. 男女差別と「愛」の変質

今申し上げたのは家族が引き裂かれる、あるいは夫の命が奪われるという、ある意味では極限の場面での女の労働権の問題でしたが、そこまで至らずとも、女の労働権が軽く扱われていることが、日常の男女の愛情関係に大きな影響を与えていたのではないかと思います。そのことを考えさせられたケースを2つ紹介したと思います。

ことし〔1994年〕の5月にある大学で、学生さんを対象として「検証均等法・日本の経営と雇用差別」というテーマで講演させていただく機会がありました。その中で、私は、男女差別の問題と過労死などの日本の経営のひずみとは密接につながっているということ強調したのですが、講演が終わったあとで、先生がゼミなどの学生さんに感想を書かせて、それを私に送って下さいました。その感想文のなかで、とくに印象に残った2つを紹介します。

1つは2年生の女子学生の方のつぎのような感想文です。

雇用差別は差別だけにとどまることはなく、女性の生き方考え方までをも変えてしまうものだと私は考える。このように考えたのは私の姉の友人の話からである。姉の友人は大学生までずっと男性には負けたくない。男性と同じぐらいに働くし、男性と対等にがんばるという考え方の人であった。だから勉強も一生懸命して、国家試験にもかなりいい成績で合格した。しかし実際の採用となると、自分は採用されず、自分よりも成績がずいぶん低かった男性が採用されたのである。自分がどれだけがんばっても自分が女性であること、肝心なところでどうすることもできないことを知った友人は、その時点から私は経済力のある有望な男性についていく、という考え方になってしまったのである。男性と対等にがんばるという友人の考え方賛成だった姉は、大変ショックを受けていたようだ。

ここでわかるることは、差別される者が、その差別ゆえに逆に差別を生みだしている競争社会の論理に巻き込まれていくプロセスです。この女子学生の姉の友人は、現実の社会の中で差別を受けることによって、男と女の関係を、自分が受けた差別を、憂さ晴らすための手段にして行くのですが、その結果がもたらすものは、企業戦士の再生産以外の何ものでもありません。

もう1つ、これも2年生の女子学生の感想ですが、自分の家のことが書かれていました。

女性問題でもっとも身近にいたのがうちの母だ。うちの両親は小学校の教員をやっていた。ある年、父が校長になるための試験に合格し、次年にはそのままそっくり校長になっても何も起こらないはずだったが、そのためには条件があった。それは母が退職することであった。それに関してよく悩んでいた。結局は母が退職し

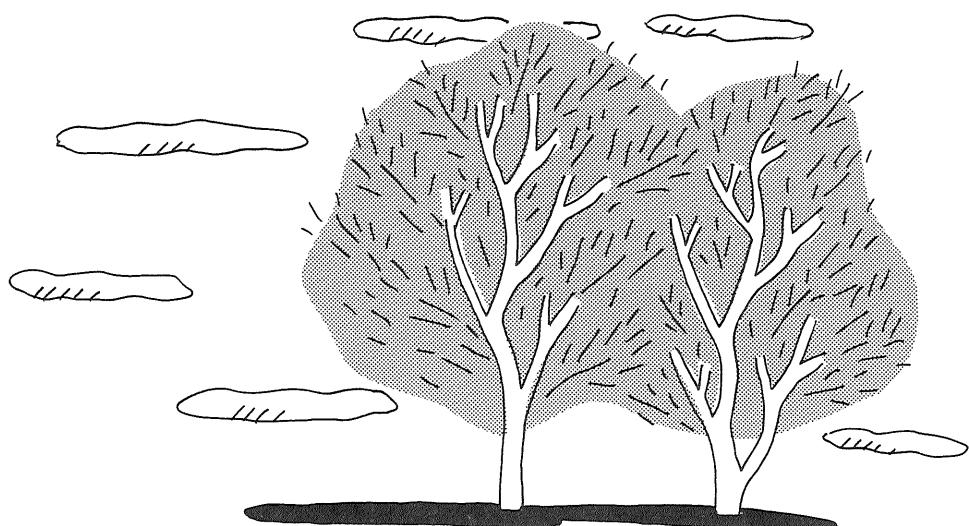
てしまった。そして夫婦喧嘩をすると、すぐにその話が出てきて、母は「私はあんたにやめさせられてんで」とよく言っている。

妻が退職しなければ、夫の昇進が実現されない、という前近代的な職場の状況が、おそらく熟年の夫婦の関係を大きくゆがめてしまったのではないかでしょうか。

このように見てくると、男女差別が男と女の愛情関係をもゆがめているといわざるをえません。

過労死、単身赴任といった日本の経営のひずみを正していく為にも、男と女が本当にいい関係を保つためにも、女の労働権を確立することが、何よりも大切だと思います。そしてそのことに女性だけではなく、男性も気付いて本気になって取り組んでいかなければならない時期に来ているのではないかと思います。

(みやち みつこ 弁護士)



# 日本型福祉社会と家族

「日本型福祉社会」論は、家族による高齢者の扶養と介護を期待したが、高齢社会に直面して、その破綻は明白である。しかし、いまだ高齢者の扶養と介護の大半を家族のなかの女性の無償労働に依存している現状は、「日本型福祉社会」が克服されていないことを示している。社会による高齢者の扶養と介護の具体的な仕組みを作り上げること、地域住民自身による「老人保健福祉計画」の策定と行政による責任ある実行が求められている。

SATO Takatoshi

**佐藤 頂利**

## I. 「日本型福祉社会」とは

「日本型福祉社会」という言葉が、ひろく使われるようになったのは、1979年の大平内閣への経済審議会の答申『新経済社会7カ年計画』以降のことだと思います。ここでは、周知のように、欧米先進国へのキャッチアップを遂げたわが国の、今後のあり方として「新しい日本型福祉社会」の実現が提言されています。ここでは「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会のもつ創造的活力を原動力としたわが国独自の道を選択創出する」と述べられています。80年代以降のわが国の社会福祉政策は、この「日本型福祉社会」論が提起した基本方向に沿ってなされてきたと言えます。

『新経済社会7カ年計画』と同じ年に出され

た自由民主党の『日本型福祉社会』(自由民主党研究叢書8、同党広報委員会出版局、1979年8月)では、もっと露骨に本音が語られています。ちょっと長いですが、これほどあからさまに語られた政府の側の「福祉観」を耳にする機会も少ないと想いますので、ご紹介したいと思います。

日本型の福祉社会は、個人に自由で安全な生活を保障するさまざまなシステムからなる。そのようなシステムの主なものは(1)個人が所属する(あるいは形成する)家庭、(2)個人が所属する企業(または所得の源泉となる職業)、(3)市場を通じて利用できる各種のリスク対処システム(保険など)、(4)最後に国が用意する社会保障制度である。すなわち高度福祉社会は、個人の生活を支えるに足る安定した家庭と企業を前提として、それを(3)によって補完し、最終的な生活安全保障を国家が提供する、という形をとるものである。そこで重要なのは、まず家庭基盤の充実と企業の安定と成長、ひいては経済の安定

と成長を維持することである。これに失敗して経済が活力を失い、企業や家庭が痩せ細って存立が困難になっていく中で国が個人に手厚い保護を加えるという行き方は「福祉病」への道であるといわなければならない（169ページ）。

このような「福祉観」からは、あとで触れるつもりでおります高齢者の生活を社会的にどのように支援するのか、国はどのような責任を持つべきかなどの発想は生まれようがありません。高齢者の扶養や介護は家族の責任とされているのですから。ついでに、もうひとつ紹介させてもらいます。

要するに、社会が納税者の負担によって用意している老人福祉のシステムは、個人（老人の家族たち）がその責任を果たさなくてすむためにあるのではなく、身寄りがないとか、例外的な事情で家族に責任を果たす能力がないといった場合の「最後の助け船」なのである。老人福祉は国や市町村がやってくれるので個人は親を扶養・看護する責任を果たさなくてもよい、と考えては大変な間違いであろう（188—189ページ）。

こうした「日本型福祉社会」論が、すでに破綻してしまったのは誰の目にも明らかで、たとえば、今からちょうど1年前の1993年7月5日——この日は自民党が惨敗し細川連立政権を生み出すことになった総選挙が公示された翌日ですが——の「朝日新聞」の社説「日本型福祉は破綻している」は、「この路線では『明るい老後』も『生活大国』も見えてこない」と断言しています。商業新聞にしてはかなり厳しい論調だと思います。

「日本型福祉社会」論では、家庭（家族）と企業が、「福祉」の中軸に位置づけられていますが、今日のシンポジウムのテーマ「日本型企業社会と家族」に関連して申し上げれば、「日本型福祉社会」と「日本型企業社会」とは、日本の社会の特異性——たとえば資本主義社会のなかでも、とりわけ個人の価値や人権が尊重されない、男性と女性のあいだの社会的差別が根深い、高齢者や障害者が社会的に排除されがちであるなど——を表す2つの側面であって、家

族を媒介としてその関係を探ってみたいというのが、わたしの報告の意図するところです。

## II. 高齢者の扶養問題からみた 社会福祉と家族

### (1) 労働者家族にとっての高齢者扶養

社会福祉の研究者によれば、「家族を社会福祉とかかわらせて包括的にかつ理論的に整理している論文は、予想外に少ない」（庄司洋子「家族と社会福祉」、ジュリスト増刊総合特集No.41、「転換期の福祉問題」1986年所収）そうですが、わたしは高齢者の扶養問題の視点から社会福祉と家族について、限定的にそして理論的と言うよりはそれ以前の模索の段階ですが、考えているところを述べてみたいと思います。高齢者の扶養をここでは、経済的な扶養だけでなく身体的な介護も含めて考えたいと思います。

さて、高齢者の扶養の責任は家族にあるというイデオロギーが、これまで長く支配的で、いま急速にゆらぎだしているのは、どうしてでしょうか。大雑把に言って現在65歳を過ぎた高齢者は、1930年以前の生まれであり、おもには戦後になって働き始めた人達です。だいたい高度成長の始まる前に結婚し、こどもを育て上げ、そのこどもはいわゆる団塊の世代からポスト団塊の世代、現在だいたい40代の人達です。この間、農村から都市への労働力の大量移動があり、はじめて都市で賃金を得て生活を営む労働者となつた人が多かったわけです。現在高齢期を迎えている人たちの多くは、第1世代の労働者だったのです。団塊の世代は第2世代の労働者と言えます。

しかし、いまその扶養や介護が問題となっているのは、第1世代の労働者ではなく、その前の世代に当たる人達です。現在80歳前後の高齢者の扶養や介護が、大半はその家族によってなされています。その家族は、かつての農民や自営業者の家族から労働者の家族へと姿を変えてきました。実はいま、高齢者の扶養や介護を担

う家族の主流が労働者の家族となってしまっているのに、つまり高齢者の扶養や介護の経済的基盤を持たない家族が——労働者の家族の生活費は労働力の再生産費で、労働力ではない高齢者の生活費は含まれていませんので——従来の農民や自営業者の家族が行っていたのと同様に扶養や介護を担っていることに矛盾があるのです。この矛盾が、家族による高齢者の扶養や介護の困難を生み出し、その社会化を要求しているのです。

現在、第1世代の労働者は、高齢期に入りながら、それ以上の高齢期にある親を介護していますが、しかし自らが子に介護されることは期待しないという状況にあります。というのは2世代目・3世代目の労働者が、親と同じ職に就き、同じ地域で生活できる可能性が狭まりました。かつての炭鉱や重厚長大型産業を思い浮かべて下さい。産業のスクランプ・アンド・ビルドと労働力の流動化、減量経営とリストラクチュアリングが展開されるなかで、労働者家族の多くは転勤・転職を経験してきました。とくに企業社会にあって競争に勝ち抜いてきた労働者ほど、親元を離れて学び、また妻子とともにあるいは妻子と離れて数多くの転勤を経験せざるをえなかったと思います。

労働者家族に一般的な核家族、夫婦と未婚の子供からなる家族ですが、これは労働力の再生産の観点から見れば、再生産費用が安くて労働力の移動に適合的な家族ですが、これは資本主義が要求した労働者家族の形態なのです。しかしこの家族形態は、子の独立つまり労働力の成長によって、老夫婦だけの高齢者世帯つまり非労働力の世帯、さらには高齢者の単独世帯（ひとり暮らし）となって、いずれは消えゆく家族です。この家族形態は、高齢者を排除しているのです。もう1度言いますが、労働者家族は、高齢者を扶養し介護する経済的条件を持っていないのです。資本がそれ許さないのです。にもかかわらず「日本型福祉社会」論は、この家族に高齢者の扶養と介護を求めるのです。

ただし、念のために付け加えますと、現在の農民や自営業者の家族には、扶養や介護の力が

あるということではありません。これらの家族の多くも低収入と長時間労働が一般的で、状況は労働者の家族と同様にきびしいと思います。ただ農民の家族などでは、職住一致、生活を支えあう地縁血縁関係の残存、住宅の一定の広さなどの条件が矛盾の噴出をある程度抑えてきたと思います。しかし農村でも労働力の流出、過疎化によって高齢者だけが取り残されるなど、問題は深刻です。また都心部においても高齢者のみの世帯が増えています。高齢者の扶養と介護は、勤労国民全体の問題と言えます。

さて、農民や自営業者は、生産手段と生活手段を所有し家族を単位として生産活動と消費活動を行うわけですが、財産（生産手段と生活手段）の私的所有と財産の相続、家族を単位とした労働、このような生産と生活のスタイルに相応するイデオロギー、これが自立自助のイデオロギーであり、家族による高齢者の扶養も当然とするイデオロギーです。しかしこれが現在の労働者家族の実態と乖離していることは、誰の目にも明らかです。労働者の平均寿命が短くて、在職中あるいは退職後もなく死亡するとか、母親でも末子の成人を見ることなく死亡することが一般的であったあたり、妻の雇用労働が例外的であったあいだは、この乖離はそれほど問題とならず、矛盾はあっても家族内で対処するというか、実際は身内の女性の献身によって解決されてきました。つまり労働者の家族にあっても、高齢者の生活費を家族全体の生活費の節約で賄うことができるほどに、高齢者とその家族の生活欲求水準が低いからで、また労働者の妻が家事労働の一環として介護に従事することが可能であるからで——むかしは病後の存命期間も短かったので、家族内の介護あるいは看護も短い期間ですみました——、高齢者の扶養の問題が顕在化せずにすんできたわけです。このような事情によって、高齢者の扶養や介護の責任を家族に委ねる自立自助のイデオロギーは、労働者の家族のなかでも支配的でありえたと思います。

しかし家族の自立自助と言っても、それを社会において求められるのは、実際は家族を「代

表」する男性労働者であることが一般的で、家族内の生活が彼の妻の無償の家事労働によって支えられてはじめて、彼の自立自助も可能なのです。それゆえ高齢者の介護も、妻の無償の家事労働の一環としてなされるかぎりでは、あるいは家族内の他の女性の無償労働が提供されるかぎりで、社会問題化はせず、男性労働者の賃金を生活基盤としてその家族も自立自助でうまくやっていけるかのように見えます。これが「日本型福祉社会」論が描いた家族の自立自助です。他方、「日本型企業社会」は、主な労働力である男性労働者の生活あるいは人生と言ったほうがよいかも知れませんが、それを可能なかぎり企業活動へ一体化することを要求しますが、それがどの程度可能かは家族内の女性の無償労働がどれだけ男性労働者を支えるかにかかっています。「日本型福祉社会」と「日本型企業社会」がともに必要とするのは「安定した家族」であり、それを支える女性の無償労働です。

ところで労働者の家族のなかでの高齢者の位置には、どのような特徴があるのでしょうか。農民や自営業者の家族と比較してみたいと思います。農民や自営業者は、生産手段と生活手段を所有していますので、年をとるにつれて労働力が衰えたとしても、労働者のように一定水準の労働力でなくてはそれを売れず、したがって働く場所がないということはありません。過去の労働経験を活かしながら、労働や生活の知恵の体現者として生産活動に参加できます。さらに、直接の生産活動から退いてもただその家族のなかに居ること自体が、家族のまとめ役として生産活動に参加していると考えることができます。そのような家族の一員として、その家族の生産活動あるいは生活のまとまりの中心として尊敬され大切にされたのが、かつての高齢者であったと思います。

ところが、生産機能をうしない、もっぱら消費の単位としての機能しかない労働者の家族には、高齢者の居るべき場所がありません。高齢者は、もっぱら扶養され介護される者として、消極的なマイナスの存在とみなされます。さらに人間の労働力を商品として評価する資本主義

社会では、労働力商品ではなくなりました。高齢者は無価値なものさらには費用を要するものとして厄介者扱いされます。労働者は労働力商品の担い手、労働者の家族は労働力商品の再生産の単位、これが資本主義社会が労働者とその家族に押しつける経済的性格です。労働力商品ではない高齢者は、家族の負担や犠牲によってその生活を維持せざるをえません。ここでわたしが、家族の負担や犠牲と言うのは、資本主義社会の労働者家族には、本来高齢者を扶養し介護する経済的条件が与えられていないにもかかわらず、そうせざるをえないという意味です。

## (2) 家族による扶養から社会による扶養へ

では、扶養する家族のいない高齢者は、誰によって支えられるのでしょうか。ここで社会福祉が問題となります。社会福祉の歴史を振り返れば、その初期の救済の対象者は、たとえば扶養する者のいない高齢者、障害者、孤児、母子などの人びとでした。こうした人びとが、働くことができず、自立自助できない者として施設へ収容されたのでした。家族から捨てられた者や貧困で家族を持てない者が、救済の対象でした。つまり扶養については、家族と社会のあいだには明確な境界線が引かれ、前者は私的扶養ということで国は関与せず、後者は国や民間の篤志家による扶養ですが、人間らしい生活を保障するというのではなく、単に生存を許すだけにすぎませんでした。救済の対象者は社会的差別や偏見、英語ではスティグマ（stigma）といいますが、を被り人間性を否定される屈辱に耐えなければなりませんでした。

わたしは、社会福祉の専門家でもなく社会福祉の歴史にも暗いのですが、以上述べたことは、おおよそイギリスでは19世紀までのいくつかの救貧法に、日本では恤求規則（明治7年）や救護法（昭和4年）に見られた考え方です。国民の生存権、人間らしい生活を営む権利、これを保障することが国の義務であるとされ、その政策が実施されるようになるのは、わが国では第2次世界大戦後の、日本国憲法や生活保護法制

定以降のことです。

高齢者の扶養に関しては、現在公的年金制度や生活保護制度により一応、公的扶養の制度化はなされています。公的年金制度でも積立方式の場合、これは高齢者の世代が過去の自分達の掛け金のファンドから受給するわけですから、自己扶養を社会的に助ける制度と言えますし、賦課方式の場合は、現役労働者が高齢者を社会的に扶養する制度と言えます。公的年金制度の普及によって、家族が高齢者の扶養に直接責任をもつ度合いは少なくなりました。ただし制度間の格差や給付額の低さがあり、とくに女性の場合、雇用経験が無いあるいは短い、また在職中の賃金が低いなどの理由で、男性にくらべて年金給付額に格段の差があります。公的年金の支給額だけで標準的な生活を営める高齢者は、一部にすぎません。

資本主義のある程度進んだ国には、公的年金制度があります。それは生存権思想が社会的に浸透した結果であると言えますが、もっと基礎には資本主義社会の労働者家族には高齢者を扶養する経済的基盤がなく、資本主義社会が高齢者の扶養を社会化せざるをえなかったという理由があると思います。資本主義の発展とともにあって、労働者家族が貧困化し貧困が社会問題化するにつれて、労働者共済事業や社会福祉事業が広まり、労働運動を背景に労働者政党の議会への進出もなされるようになりました。こうした流れのなかで国が労働者の賃金の中から拠出金を徴収し、資本家からの拠出金と租税を財源とした国庫からの支出を合わせて社会保険制度がつくりあげられました。公的年金制度は、失業保険や健康保険と同じように、社会保険制度の1つです。

個々の労働者家族には高齢者扶養の経済的条件はないが、社会保険制度の仕組みのなかで労働者階級全体に扶養の負担を負わすということです。したがって社会保険制度あるいは租税制度も含めて、それは確かに労働者家族にとって必要なだけれども、労働者家族からの収奪という性格をつねに持たざるをえません。このことは、高齢化社会における「福祉の充実」を口

実に消費税が導入され、さらにはその税率引き上げが画策される、また年金の拠出金の引き上げや給付支給開始年齢の引き上げもなされようとしている現状をみてもよく分かると思います。

つぎに生活保護制度について、すこし申し上げたいと思います。わが国では憲法25条の生存権規定を受けて生活保護法が、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」と謳っております。1990年度の被保護世帯の総数は、62万2235世帯で、内訳は高齢者世帯23万1609世帯(37.2%)、母子世帯7万2899世帯(11.7%)、傷病・障害者世帯26万7091世帯(42.9%)、その他の世帯5万0637世帯(8.1%)となっています。80年度と比較してみると、高齢者世帯のみが増えています。

生活保護法では、すべての国民は無差別平等に保護を受ける権利があると謳われていますが、その前提として自身が利用できる資産や能力を生活維持のため活用すること、民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助が優先して行われるべきと規定されています。民法に定める扶養義務者は「直系血族および兄弟姉妹」ということですから、扶養義務者の範囲は広く、現在の労働者家族の実態と乖離しています。この規定によれば子が高齢の親を扶養するのは当然ということになります。生活保護制度では家族に前近代的扶養義務を課していると言われる所以です。ただし法解釈上は、扶養義務の範囲を配偶者や未成熟子という核家族内における扶養義務（生活保持義務）と高齢の親やその他の親族に対する扶養義務（生活扶助義務）とに区別し、前者は強い扶養義務を含んでいるものとし——有力学説は「最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らう義務」と言っています——、後者は「自己の地位と生活とを犠牲にすることなき程度に」つまり生活に余裕のあるがぎりでの扶養義務としています。したがって、子がいてもその子に親を扶養できる経済的余裕がない場合は、生活保護を受給することは可能ですが、ただし実際は受給に至るまでには大変厳

しいチェックがあって、簡単ではありません。

このように公的年金制度や生活保護制度は、ある程度、高齢者の扶養の社会化を実現しましたが、夫婦や親子の範囲での家族の扶養義務、私的扶養義務はしっかりと存続しています。これは資本主義社会における労働者家族が、労働力商品の再生産の単位という性格を持ち続けるかぎり、言い換えれば労働者家族が資本主義的な経済関係に囚われているかぎりは、存続するものと思います。つまり本来、夫婦や親子という人間関係は精神的結びつき、つまり愛情を本質としていると思いますが、扶養義務を課せられるということは、経済的利害関係である扶養が、夫婦や親子の本質であるかのように人びとの生活を律するということです。わが子を育てられない親は親の資格がない、嫁さんを養えない男は甲斐性なしだということで、逆に経済的な扶養こそが、愛情そのものであるかのように考えられてしまいます。

したがって高齢者扶養の社会化、つまり個々の家族から社会全体への高齢者扶養の委託は、高齢者が経済的利害関係に左右されずに、家族との自由で経済的にも精神的にも豊かな関係を実現する可能性を示唆しますが、それは現実には労働者家族が高齢者扶養の公的責任を要求し、国がつねに家族へその責任を転嫁しようとする対抗関係——それはたとえば、生活保護行政における締めつけや公的施設やサービスの利用における費用徴収いわゆる「受益者負担」という形で現れていますが——のなかで、前進と後退を通じて進んで行くものと思います。

### III. 社会的な高齢者介護のあり方

高齢者の介護については、扶養ほどにも社会化が進んでおりません。人びとの意識においても、介護は家族の責任であるとの考え方がある、まだ根強いと思います。実は法律的には、扶養については、先ほど申しましたように家族に義務があるのに対して、介護については家族は義務を負っていないのです。にもかかわらず現

実に、家族が介護を担わざるをえないのは、介護をする高齢者を社会的に介護する施設である特別養護老人ホームの絶対数が少なく——「寝たきり老人」や「痴呆性老人」の数が、優に100万人を超えていてもかかわらず、1991年の施設数2403カ所、定員数17万1267人、在所者数17万0132人にすぎません——、そのサービス水準も劣悪で——個室などはきわめて例外的ですし、おむつを付けたままであるとか、ベッドに寝かせきりとか、ベッドの側で排泄させるとか人間の尊厳を否定するような施設も多くあります——、人びとの意識にも旧来の福祉施設に対する偏見——親を老人ホームに入れるなんて親不幸だ——があることにもよると思います。

こうした事情もあって、老人ホームよりもまだ「世間体のいい」老人病院への「社会的入院」が増えることになります。老人病院のなかには良心的な医療をしているところもあるとは思いますが、特別養護老人ホームに代わる事実上の介護施設として、それも特別養護老人ホーム以下の介護内容で、運営されているところもあります。また老人医療を差別的に扱う診療報酬システムのため、そもそも注射、検査、入院料などの診療報酬点数が一般病院より低く設定されているうえに、入院期間の長期化が診療報酬に不利に働くため、せいぜい2～3カ月くらいで転院、つまり病院のたらい回しをせざるをえないことになります。このような状況は、まさに高齢者介護を家族に負わせるだけで、介護を必要とする高齢者への社会的な生活支援システムの構築を怠ってきた「日本型福祉社会」の政策の結果と言えます。

長いあいだ働きつづけ富を生み出し、日本経済の発展に貢献してきた人びとの人生の最終盤、人生の総仕上げの時期が、このような結果であるとは、わたしたちの社会における富の使い方にについて深刻な反省が迫られているのではないかでしょうか。もちろん、すべての高齢者が「寝たきり」や「痴呆」になるわけではありませんが、しかし程度の差はある、誰もが年をとれば心身の機能は衰えていきます。誰もが生活において支援の手を必要とします。文字通り人手が

必要なのです。人手を社会的に確保するには費用がかかります。家族に介護を担わせておくことで、この費用をけちってきたのが「日本型福祉社会」の政策がありました。

いまこうした政策の破綻が明らかになるなかで、政府の施策においても在宅福祉サービスを重視した「高齢者保健福祉十カ年戦略」いわゆる「ゴールドプラン」が1990年からスタートし、これを各自治体レベルにおいて具体化した「老人保健福祉計画」も94年度から実施の段階に入っています。また今年の3月に、細川連立政権下で、大内厚生大臣の私的懇談会である高齢社会福祉ビジョン懇談会が、「21世紀福祉ビジョン——少子・高齢社会に向けて——」をまとめました。そこでも「ゴールドプラン」を拡充した在宅福祉サービスのメニューが示されています。これらの施策が実施されれば、介護を必要とする高齢者は、在宅で家族の犠牲なく暮らせるようになるのでしょうか。

#### IV. 「21世紀福祉ビジョン」について

もうあまり時間がありませんので、最後に「21世紀福祉ビジョン」について簡単に検討したいと思います。「ゴールドプラン」が、自民党的消費税導入の口実として打ち出されたように、「21世紀福祉ビジョン」が、細川連立政権による消費税率引き上げを狙った「国民福祉税」構想に対応したものであることは、いまさら言うまでもありません。ここでは、国民の負担や財源問題に触れる余裕はありません。ただ「ビジョン」で示された在宅福祉のプランが、家族による高齢者介護の負担を解消するものではないことだけを述べたいと思います。

在宅福祉の3本柱と位置づけられた、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイについて、「21世紀福祉ビジョン」では、それぞれおおむね週3～6回、週2～3回、年6回の水準を想定しています。このサービス水準は、現在高齢者を介護している家族にとって、介護の負担を解消してくれるものでしょうか。

「たとえばホームヘルプサービス週6回が実現したとしても、家族の負担は、今の苛酷な状況がやっとガマンできる程度になるだけであって、決して国民がビジョンとして納得できるような姿にはならないということです。寝たきり、ボケ老人を抱えたら、家族は24時間つきっきりです。夜だってほとんど寝られない。ホームヘルプサービスを週6回にするといっても、今は週1回でせいぜい2時間のサービスですから、その程度助かったところで家族はどうにもならないですよね」。これはよくマスコミにも登場する元最高検査事で、現在福祉活動に取り組んでいる堀田力氏の発言（『週刊金曜日』1994年7月8日、59ページ）です。私もこの意見に賛成です。

これまでのわが国の社会福祉政策は、東大社研の原田純孝氏が言うように、「家族それ自体の保護と援助を目的とする狭義の家族政策」を、しっかりとそのなかに包含することがありませんでした（「日本型福祉と家族政策」『シリーズ変貌する家族6 家族に侵入する社会』岩波書店、1992年、所収、40ページ）。この性格は「21世紀福祉ビジョン」においては、やや変わってきたように見えます。朝日新聞論説委員の大熊由起子さんは、「1979年に経済審議会が提言して以来、日本の高齢者政策を縛ってきた『家族のきずなによる日本型福祉』との訣別宣言」をしていると、「ビジョン」を評価していますが（「21世紀福祉ビジョンの古さと斬新さ」『社会福祉研究』No.59、1994年4月、113ページ），わたしはそこまで評価することはできません。

たしかに示された数値目標は従来の水準をかなり上回っています。これらが実現されれば、介護に縛りつけられた家族の負担をある程度軽減することは確かです。その意味で介護を担う家族を支援する施策であるとは言えますが、すべての介護を必要とする高齢者に対する生活支援の施策とはなっていません。この施策では介護を担う家族のいない高齢者には、在宅での生活は不可能です。「ビジョン」はあくまでも、家族を在宅での高齢者介護の担い手として、前提にしています。「結局は安易に家族中心の介

護を支援する『日本型福祉社会』の亡靈が厳として居すわっているのではないかという虞を拭いえない」という川口弘氏の指摘（「『21世紀福祉ビジョン』を読む」『賃金と社会保障』No.1131, 1994年6月上旬, 15-16ページ）が当たっているように思います。

しかし「21世紀福祉ビジョン」が、ともかくも「施設でも在宅でも高齢者の状態やニーズに応じて必要なサービスが等しく受けられるような介護システムを構築していくことが必要である」と認めたことは前進です。わたしたちの課題は、自分たちが暮らす地域で、年をとってもひとり暮らしでも、本当に快適で安心できる生活が可能な福祉の施設とサービスのプランを作り、その実現にむけて国や自治体に要求していくことだと思います。市町村での「老人保健福祉計画」の作成にあたって厚生省が出した指針では、医療・保健・福祉の関係者や学識経験者

からなる計画作成委員会の設置を指示していますが、介護の当事者や一般住民代表者の参加はとくに考慮されていません。また実際の作成にあたっては、近畿弁護士会の調査によると、近畿地方の市町村の約7割が計画の策定をコンサルタント業者に委託したそうです（「朝日新聞」1993年12月20日）。まさに住民不在の「老人保健福祉計画」です。地域における福祉づくりについて、住民自治の力量が問われていると思います。先の指針は、「計画の中間点前後において見直しを行うことが適当である」としていますが、住民が市町村やもっと小さな行政区単位で、高齢者の生活実態と生活要求を把握し、それに見合った福祉の施設とサービスのプランをつくり「見直し」を迫ることが大切です。「日本型福祉社会」の克服は、こうした住民の活動にもかかっていると思います。

（さとう たかとし 所員 広島女学院大学）

### 好評！基礎経済科学研究所の最近の出版物

基礎経済科学研究所編

#### 『人間発達の経済学』

青木書店, ¥1751

経済の発展のなかでの人間の発達と人格形成の問題を中心にしてわかりやすく具体的に叙述されたロングセラー

基礎経済科学研究所編

#### 『ゆとり社会の創造——新資本論入門12講』

昭和堂, ¥2100

今日の日本の「働きすぎ社会」の現実を、情報化・サービス化のもとでの生活と労働の変容を中心に考察する、新しいタイプの『資本論』入門

#### たちまち6刷！

基礎経済科学研究所編 『日本型企業社会の構造』 労働旬報社, ¥2800

執筆者=伊藤誠・渡辺治・十名直喜・奥村宏・熊沢誠

成瀬龍夫・森岡孝二・池上淳・二宮厚美

バブル経済の崩壊、国際社会のなかで孤立する日本企業、企業犯罪の続発、サービス残業の増加、過労死の頻発……。さまざまな困難を抱える日本社会。「企業中心社会」日本の構造とその改革の道筋を明らかにする。

### 講座・今日の世界経済と日本（青木書店）

競争と協調、統合と対抗の中の80~90年代、世界政治経済と日本を多角的に追究

第1巻『世界秩序とグローバルエコノミー』 関下稔・森岡孝二編 ¥4120

第2巻『ドル体制の危機とジャパンマネー』 奥田宏司編 ¥4120

第3巻『日本経済の国際化とアジア』 中村雅秀・林堅太郎編 ¥4120

# 90年代不況と日本経済の行方



KIKUMOTO Yoshiharu

**菊本 義治**

90年代不況も周期的循環の1つであるが、バブルの発生と崩壊が、今回の周期的循環に大きな影響を与えている。不況の長期化の原因は、1つはバブルの後遺症であり、もう1つは企業の多国籍化戦略である。この企業の多国籍化戦略こそが、不況の長期化の最大の原因であるが、財界は自らの国際戦略実現のために、この不況を徹底的に利用している。不況克服のためには、日本経済を根本的に転換する必要性があり、その方向は「高利潤経済」から生活重視経済への転換である。

現在の不況がどのような原因で発生し、どのような特徴をもっているのか。また不況長期化の理由、さらに今までいけば日本経済はどうなるのか、そしてどのような方向に切り替えていくべきか、以上の点について、報告したいと思います。

## I. 90年代不況の原因

資本主義経済においては、周期的に好況が起り、不況が起こりますが、今回の循環も周期的な循環の1つであることは、明確です。ただし、今回はバブルの発生が周期的な循環に対して、大きな影響を与えたと言われています。

### (1) バブルの崩壊

まずバブルの発生についてですが、3つの大きな要因があったと思います。1つは貨幣がた

くさん供給されたことで、いわゆる「カネあまり現象」が起こってきました。2つめは利子率が低くかったことです。このなかで銀行がどんどんおカネを貸し、それでも一時期はおカネの借り手がなかなかなくて、ノンバンクを通じて少し危険なところにも貸すような状況も発生しました。3つめの要因としては、それが実物投資にまわるのではなく、投機にまわったことです。

貨幣の供給がなぜ増えてきたかについてですが、1つは貿易黒字に原因があります。国際貿易のなかで日本が多く貿易黒字を出し、その見返りとして貨幣の供給が増えました。2番目には85年にプラザ合意が成立し、円高の国際協調政策がとられ、そのときに日本が不況になるのではないかという懸念のもとに、景気の刺激政策に転換しました。また、長時間過密労働にもとづくばく大な内部留保が投機資金源になりました。

以上の点に関して、「マネーサプライの変動

要因」(表1)を見ていただきますと、貨幣供給がどの程度増加しているかがわかります。また「各経済指標の推移」(表2)ですが、(1) $M_2 + CD$ はだいたい貨幣供給の増加率、(5)はだいたい実物経済の取引に必要とされるであろう貨幣の伸び率、(6)は実物経済が必要とする以上に貨幣がのびてきている割合を示しています。(6)を見ていただきますと、1986年から5.5, 6.6, 4.6, 5.9%と一気に増えています。貨幣供給が非常に増えたことがよくわかると思います。こうして貨幣がどんどん増えていきまして、バブルが発生しますが、89年の前半に金利があがり、そして不動産融資に対する総量規制が90年に行われます。投機というものはいはずれは下がるものですが、多くの人が下がるだろうと思えば、

表1 マネーサプライの変動要因

① $M_2 + CD$ の通貨種類別・保有者別寄与度の推移（未残）								
年・期	88/I	II	III	IV	89/I	II	III	IV
$M_2 + CD$	12.05	11.31	10.90	10.59	10.27	9.67	9.68	10.02
広義流動性	10.73	10.00	9.47	9.27	9.37	9.17	9.47	9.73
年・期								
	90/I	II	III	IV	91/I	II	III	IV
$M_2 + CD$	11.66	12.99	12.03	10.04	6.00	3.72	2.78	2.16
広義流動性	10.37	10.77	9.20	8.13	6.30	5.07	5.10	4.77
年・期								
	92/I							
$M_2 + CD$	1.73							
広義流動性	4.40							
年・期	88/I	II	III	IV	89/I	II	III	IV
現金通貨	0.86	0.70	0.63	0.77	0.66	0.71	0.82	1.23
預金通貨(一般法人)	0.13	△0.04	△0.29	0.49	0.64	△0.74	0.64	△1.74
預金通貨(個人)	1.41	1.12	0.70	1.09	1.05	1.24	1.30	1.16
準通貨(一般法人)	4.79	4.90	5.59	4.00	4.02	4.34	2.68	5.13
準通貨(個人)	2.94	2.61	2.59	2.29	2.67	3.18	3.92	4.79
譲渡性預金	△0.04	△0.03	0.43	0.57	0.28	0.41	△0.06	0.49
年・期	90/I	II	III	IV	91/I	II	III	IV
現金通貨	0.91	0.66	0.52	0.12	0.07	0.31	△0.01	0.14
預金通貨(一般法人)	△0.37	0.51	△0.09	0.70	0.73	1.02	0.65	1.74
預金通貨(個人)	1.00	0.77	0.35	0.20	△0.17	0.13	△0.18	0.38
準通貨(一般法人)	4.15	3.73	4.93	0.13	0.30	△2.48	△2.60	△2.88
準通貨(個人)	5.36	5.41	6.70	5.77	5.54	4.01	3.08	2.61
譲渡性預金	0.36	△0.57	△0.48	△0.52	△0.37	△0.26	△0.10	△0.23
年・期	92/I							
現金通貨	△0.04							
預金通貨(一般法人)	0.51							
預金通貨(個人)	0.16							
準通貨(一般法人)	△1.98							
準通貨(個人)	1.98							
譲渡性預金	△0.35							

下がるわけです。結局、金利が上がり、政府は総量規制をする、こうして一気にバブルが崩壊しました。

## (2) バブルの影響

バブルが実物的な景気におよぼした影響ですが、もしバブルが発生していなければ、もう少し前に景気は悪くなっていたんだろうといえます。

景気の指標は投資の動きで見る場合と、GNPやGDPの動きで見る場合があります。設備投資の動き(対前年比)をみると、89年の第四四半期で投資は落ち込んでいます(表3「産業別・規模別設備投資の動向」)。ですから、設備投資の動きだけをみていくと、89年の終わり

表2 各経済指標の推移

	(1) $M_2 + CD$	(2) 名目GNP	(3) 実質GNP デフレータ	(4) GNP デフレータ	(5) (3)+(4)	(6) (1)-(5)
'74	11.3	18.4	△0.2	18.7	18.5	△7.2
5	15.4	10.2	4.0	5.9	9.9	5.5
6	12.8	12.4	4.0	8.1	12.0	0.8
7	10.5	11.0	4.8	6.0	10.8	△0.3
8	12.9	9.9	5.1	4.5	9.6	3.3
9	9.7	8.0	5.5	2.4	7.9	1.8
'80	6.9	8.9	3.2	5.5	8.7	△1.8
1	10.8	6.1	3.2	2.8	6.0	4.8
2	7.6	5.0	3.5	1.5	5.0	2.6
3	7.8	4.6	3.0	1.5	4.5	3.3
4	9.1	6.9	4.5	2.3	6.8	2.3
5	7.6	6.4	4.8	1.5	6.3	1.3
6	8.9	4.4	2.9	1.5	4.4	5.5
7	11.4	4.9	4.9	△0.1	4.8	6.6
8	10.1	6.4	6.0	0.5	6.5	4.6
9	12.6	7.1	4.6	2.3	6.9	5.9
'90	6.9	7.6	5.5	2.0	7.5	△0.6

頃には景気は不況の方向に向かったという感じがします。ところがG N P の動き（表4「経済成長への内外需別寄与度」）をみると、91年の第四半期に落ち込んでいます。設備投資は89年の終わり頃に落ちかかり、本来であればそのまま景気も落ち込んだのかもしれないが、バブルがそれをもう少し引っ張り、そしてバブルが90年の第四半期ぐらいで崩壊し、G N P は91年に入って不況に転じる。以上の点から考えますと、まだ確実な論証ではありませんが、周期的な循環に対してある一定の変容をバブルが与えたといえるのではないかと思います。

実は私は去年の夏には景気は回復していると考え、いたるところでそのようなことを言いました。話に行きますと、特に中小企業関係の人には必ず景気の見込みを聞きますから、私は2つ言いました。1つは「明けない夜はありません、必ず〔去年の〕夏には景気は良くなりますから、みなさんがんばってください」。2つめは、「間違いなく夏にはよくなっているでしょう」。ところが、景気は回復しかかりましたが、また落ち込んでしまいました。

この「失敗」を通じて、あらためて考えたことは、本当に日本の政府・財界は不況を立て直す気があったのだろうか、ということです。

## II. 不況の長期化

不況が長期化し、もう3年ぐらい続いています。この不況の長期化はなぜ起こっているのか、またそのことによって、誰がどのような意味で利益を得ているのでしょうか。

長期化の第1の要因は、バブルの後遺症です。

### (1) 企業の多国籍化

第2に、これが重要な要因ですが、日本の財界は21世紀に対する国際戦略として、企業を本格的に多国籍化しようとしています。企業の多国籍化によって国内に対する投資意欲が非常に冷えてしまいました。これが不況を長期化して

いる根源ではないかと思います。

なぜ多国籍化するのかといえば、1つは日本経済自身の成長の能力が低下しているからです。企業は利潤を追求していますが、そのためには高い成長、高い投資が行われているところに企業活動を移さなければいけません。そのためには日本の企業はアジアへの進出を第1に考えています。

2つめは貿易黒字と円高です。円高になると、ドルをもっている人が円に換えると不利益をこうむります。ドルをドルで使えば不利益にはなりません。つまり企業はかせいだドルを、ドルが有効に使える場所で使えばいいわけです。したがって企業の多国籍化は財界にとって合理的なことです。一般にいわれていますように、円高は企業の輸出を困難にし、生産現場を外国に移転させる方向に働きますが、それだけではなく、資産をどう運用するかという点から考えても、円高になると多国籍化する方向がとられます。日本の政財界自身が国際展開を最大戦略として考えていますから、国際戦略の明確な見通しと、その実現性がはっきりしないかぎり、また、それに対する補足としての日本経済の役割がはっきりしないあいだは、日本の経済を引き上げる誘因がありません。これが不況の長期化を引き起こしている最大の原因ではないかと思います。

### (2) 不況対策

現在政府・財界がやろうとしている不況対策をとりましても、本当に不況を克服する気があるのかと疑わざるをえません。

たとえば減税の方法についてですが、減税財源として、いずれは消費税率のアップという形で増税を行う、減税と増税をセットにした対策を考えています。これでは不況対策にならないのははっきりしていると思います。将来の消費税増税がはっきりしていれば、かけ込み需要が増加して不況対策になるといった意見がありますが、このようなことはありえないと思います。将来税金が上がり、きわめて不安定な時代にな

表3 産業別・規模別設備投資の動向

年・期	全産業			製造業			非製造業		
	全規模	大中堅企業	中小企業	全規模	大中堅企業	中小企業	全規模	大中堅企業	中小企業
82 III	1.2	2.2	△1.3	△0.5	2.9	△12.4	2.6	1.6	5.0
IV	△0.5	0.5	△3.4	△2.1	0.7	△12.5	0.8	0.3	2.0
83 I	△0.2	1.1	△4.5	△3.9	△1.8	△12.5	2.5	3.6	△0.4
II	3.5	3.3	4.1	△1.3	△0.1	△6.5	7.2	6.3	9.6
III	7.0	4.9	13.1	2.1	1.3	5.6	10.6	8.0	13.6
IV	12.9	7.5	30.1	7.4	4.5	19.7	16.9	10.0	35.3
84 I	12.7	7.2	30.5	15.7	9.4	44.5	10.6	5.5	24.2
II	13.4	10.1	23.3	21.1	15.3	47.6	7.9	6.0	12.5
III	11.1	11.7	9.3	25.8	20.9	45.2	1.0	4.4	△6.1
IV	10.6	14.8	△0.7	26.2	26.0	26.9	0.1	△6.0	△13.2
85 I	12.8	18.1	△1.4	22.6	25.3	13.2	5.7	12.2	△9.0
II	15.8	21.0	1.5	18.1	22.6	2.2	14.1	19.6	1.1
III	20.8	22.1	17.0	12.1	16.1	△1.1	28.1	27.7	29.0
IV	18.5	18.3	19.2	6.6	7.9	1.7	28.8	28.0	30.7
86 I	14.5	11.3	24.9	1.8	1.1	4.2	25.3	20.5	38.3
II	7.2	4.6	15.5	△4.4	△6.3	3.6	16.6	14.5	22.5
III	2.4	1.1	5.9	△8.2	△10.0	△1.2	10.2	10.5	9.6
IV	1.6	2.2	△0.2	△10.7	△11.7	△6.5	10.3	13.2	3.0
87 I	2.5	2.4	2.6	△8.7	△9.7	△5.1	10.1	11.6	6.5
II	5.9	2.6	15.7	△4.3	△6.2	2.6	12.7	9.0	22.1
III	7.7	2.7	21.2	1.4	△1.4	11.0	11.6	5.5	25.9
IV	11.6	4.5	33.6	10.2	5.5	27.9	12.4	3.9	36.2
88 I	15.2	11.1	26.8	15.6	12.0	28.5	14.9	10.5	26.1
II	20.1	16.8	28.8	24.1	21.6	32.8	17.8	13.8	27.2
III	23.0	24.8	18.8	27.3	28.4	23.9	20.5	22.4	16.7
IV	28.5	28.7	28.1	35.7	38.5	27.1	24.5	22.6	28.5
89 I	26.3	25.5	28.6	30.8	34.1	20.7	23.8	20.1	32.1
II	22.4	22.5	22.4	25.6	28.1	17.7	20.5	18.6	24.4
III	17.8	15.4	23.7	18.5	19.3	15.8	17.4	12.8	27.1
IV	15.0	14.0	17.6	14.3	14.5	13.8	15.5	13.7	19.2
90 I	16.2	13.3	23.2	14.9	14.3	17.1	17.0	12.7	25.7
II	14.3	13.6	16.1	15.7	15.1	17.7	13.5	12.5	15.4
III	13.4	14.8	10.4	18.8	18.3	20.3	10.2	12.3	6.5
IV	10.7	15.0	0.6	17.5	17.7	17.0	6.6	13.1	△6.2
91 I	8.2	15.1	△7.2	16.9	16.9	16.9	3.0	13.8	△16.4
II	6.8	12.4	△6.5	14.3	13.8	16.3	2.0	11.3	△16.0
III	4.8	9.2	△5.7	9.8	10.1	8.6	1.5	8.5	△12.0
IV	2.2	3.3	△0.8	1.7	2.2	0.1	2.6	4.2	△1.2

表4 経済成長への内外需別寄与度

(単位：%)

年度	86	87	88	89	90	91	90 IV	91 I	91 II	91 III	91 IV	92 I
実質GNP	2.9	4.9	6.0	4.6	5.5	3.5	4.0	8.3	2.8	2.0	△0.3	4.3
実質GDP	2.9	4.7	6.0	4.4	5.7	3.5	4.0	6.7	4.0	1.7	△0.1	3.4

(単位：%)

年度	86	87	88	89	90	91	90 IV	91 I	91 II	91 III	91 IV	92 I
外需寄与度	△0.1	△0.9	△1.1	△0.7	0.1	1.3	2.7	3.6	△0.2	△0.2	2.1	0.8
内需寄与度	3.9	5.8	7.1	5.3	5.4	2.2	1.3	4.7	3.0	2.1	△2.4	3.5

ると思えば、今の消費を減らすことが考えられます。「将来税金を上げますよ、だから今のうちに使っておきなさい」、そういう理屈は通らないと思います。本当に不況対策をやろうと思うのであれば、思い切った減税をやり、もし税金をとるのであれば、法人に対する優遇税制を廃止する、そのような方向での財源対策の方が合理的です。しかしそれを行なわないのですから、本格的に不況対策をやろうとしているのか、疑わしいといわざるをえません。

公共投資は日米構造協議で360兆円約束させられ、さらにこれから500から600兆円に増えるといわれています。これはたしかに景気に対する刺激になりますが、しかし一方においては財源の確保のために、福祉と教育に対しては徹底して削減を行おうとしています。これはまた消費需要に対してかけりをもたらします。

もちろん彼らも景気がどん底になることは困りますが、景気が以前のように良くなって、労働需要がひじょうに大きくなる状況を望んではいません。むしろ現在の不況を最大徹底的に利用して、リストラ・合理化をやろうとしています。ついこの前までは日本型経営は世界一であるといっていた、まさにその国が、もうこんな日本型経営は徹底的にやめる、ということになりました。そのために日経連の人は、われわれの企業のなかには約1千万の過剰人口がいる、これを整理しないかぎりはダメだ、といっています。それが今一番惨めな形で現れてきているのはご存じのように中高年管理職です。

今の財界が考へている国際戦略があり、その国際戦略を実現していくためには、それと一定の矛盾をもっている今までの古いあかを全部はきだしてしまう、これが財界の考え方ですから、そのためにはかえって好況でないほうが都合がよいのです。こういう原因で不況が長期化していると思います。先ほどの私の景気予測は、財界のこのような考えを考慮に入れなかつたために起こった誤りだと思います。

### (3) 政治的不透明

政治的な状況に対する不透明さが、現在の景気に対していい方向に作用していないという意見があります。私はこの意見はある程度正しいと思います。しかし、政治的な不透明とはいっていいどういう意味でしょうか。ある意味では不透明ではない、はっきりしています。日本の経済路線は55年にできあがった保守本流の経済大国をめざす経済路線を切り替えて、軍事大国になり、国際展開を行う方向に明らかに切り替えられました。それを行うために、着実に政治的な再編を行い、最終的には憲法を変える、こういう路線にはっきり切り替えられていますから、そこのところは明白です。

どこが不透明かといいますと、それを実現するためには、まだ抵抗するいろいろな部分や、不協和音をどう整理しながら、目的へ向かっていくか、そこにいろいろな組み合わせがあり、それが不透明の内容だと思います。

以上をまとめますと、90年代の不況には3つのポイントがあり、第1点は従来通りの周期性、第2点はバブルが周期的循環を変容させたこと、第3点は財界が自分たちの戦略を実現していくために、現在の不況を徹底的に利用していることです。

## III. 日本経済転換の必要性

このような90年代不況を考えたときに、日本経済はどのような方向に進んでいくのか、また私たちは日本経済をどのように切り替えていかなければならぬのかについて述べたいと思います。

### (1) 現在の方向で進むとどうなるか

第1に現在の路線で進んでいくと日本の経済はどのようになるのか。まずいえることは、現在の不況がずるずると続くということです。好

況への転換が非常に難しくなります。さらに転換を難しくしている要因としては、不況下での貿易黒字です。不況でも一定程度もちこたえているのは強大な国際競争力をもっているからです。600億という戦後最高といわれるぐらいの貿易黒字になっています。それに関してはいろいろな外圧があるでしょうし、貿易黒字を続けていれば、円高が進行して、企業の多国籍化が進みます。ですから企業にとってはよい道かもしれませんが、国民にとっては少しもいい道ではありません。

第2点として、不況が回復したとしても財界主導で不況を克服するということは、猛烈な公共投資を行うことであり、貿易黒字を引き起こすことですから、バブルが再現する可能性もあります。そしてもう1度不況になります。ですからちょっと上向いたとしても、またすとんと落ちてしまいます。

3番目にはもう少し中長期で考えれば、結局日本経済の停滞をもたらし、さらに政治的に軍事的に大国化、国際貢献の道に邁進していくことになります。それは日本国民にとって悲劇的な現象を引き起こすことになります。

## (2) 高利潤経済から生活重視経済への転換

このような方向に進ませていいのでしょうか。これは私だけの意見ではありませんが、やはり日本経済を根本的に変えることが大事だと思います。根本的に変えるということは高利潤、要するに搾取・収奪が非常に高い経済を、生活重視の経済に変えることです。これをやらなければ日本経済はとんでもない方向に行ってしまいます。今、日本が直面している貿易、財政・税制の問題は、高利潤追求のために、いろいろな無理がたたって出てきている現象です。高利潤を追求する経済を生活重視型に切り替えていけば、無理をしなくてもすみ、日本の経済がもっている高い能力を国民生活のために使うことができます。

そのためには、まず消費需要を引き上げることが必要であり、そしてそのためには賃金を上

げなければなりません。

現在の不況だけを克服することは、なにも難しくはありません。賃上げをやればいいのです——もちろん企業がそれを認めるという前提のうえでの話ですが。賃金を上げれば消費需要は増えます。それによって景気を回復することはできます。この点については賃金を上げても、公共投資を行っても、景気に対する影響は基本的には同じです。違いは次の点にあります。

公共投資を大幅に行って、景気を回復させると、多くの場合には建築関係が利益をえます。賃金を引き上げた場合は、いろいろな分野に影響を与えます。たとえば電気関係、食料品関係、サービス産業などです。もう少し違う側面からいいますと、現在のような生産中心型の公共投資の場合には大企業が有利になります。賃金を引き上げて消費需要を引き上げる場合には、大企業も有利になりますが、それだけではなく、中小企業に対してもいい影響を与えます。ですから、まず賃金を引き上げることが短期的な不況対策から考えても大切です。

2番目は福祉を充実させることですが、これは当然だと思います。福祉が充実すれば、消費需要は増えます。ここでまた意見が対立しています。一方の人たち、貯蓄、つまり利潤を増やすことを目標にしている人たちの考え方からいえば、福祉を削減することが望ましい。しかし、高利潤を最大目標とするのではなくて、国民生活の向上を目標とすることから考えますと、福祉を充実させることが必要になります。特に、不況対策だけではなくて、これからくる高齢化社会、これに対する対策を考えなければなりません。この高齢化社会の対策に関して、年金を例に一言述べておきます。

多くの場合20年先、30年先に自分が年金を受け取れるかどうか、いわばマネタリーな意味での高齢化社会に対する準備だけを私たちは考えています。しかし実際に財源を考えてみればたくさんあります。今でも年金財源は150兆円あり、2050年には700兆円ぐらいになります。おそらく政府が考えていることは、税金という形ではなかなかおカネをとれないもので、今度は年

金や社会保険という形で、税金を集め、それを資産運用して財政投融資にまわし、べつの形で使うということです。

高齢社会を考える場合には、おカネをどれだけ積み立てているかということだけではダメです。高齢社会になったときに、どのような社会状況になるのか、積み立てたおカネでどのような生活ができるのかということを考えなければいけません。それはいわば物的な準備です。

たとえば住宅や町についていえば、高齢社会になじむような住宅づくり、町づくりでなければなりません。おカネはたくさんあるが、外へ飛び出してみたらすごいスピードで車が走っている、坂はある、住宅は狭い階段を上らなければいけない、このような状況では高齢社会に対応したことにはなりません。これらは一朝一夕ではできませんから、その準備を今からやっておかなければなりません。そのためには、たとえば現在政府が行っている公共投資をそちらに回すこと必要でしょう。積み立てているおカネは高齢社会の物的条件づくりのために使うということをやらなければ、いろいろな名目でおカネだけとられて、20年、30年先には、われわれにとって住みにくい社会になってしまいます。町づくりは1年や半年でできるわけがありませんから、そのためにもおカネを使う、それは景気対策にもよく、中長期的な対策にも優れています。

貿易に関しては基本的に均衡政策をとることが必要だと思います。以前にも基礎研で述べたことがあると思いますが、輸出は自分の国でつくったものを私たちが使わずに外国にもっていき、そこで使ってもらうことです。輸入は外国の人がつくったものを自分たちが使うということですから、経済厚生の側面から考えると、貿易均衡がよいわけです。「いやらしい」合理性を考えますと、自分は働かずに全部外国に生産させて、それを輸入して使っている方がある意味では楽です。ですから貿易は基本的に均衡であるべきだと思います。もっとも国際貢献ではなくて国際協力のために、発展途上の人たちにきちんと協力をするためには若干の貿易黒字が

必要かもしれません。

### (3) 当面の不況対策

以上は根本的な路線の変更についてですが、当面の政策について少し意見を述べたいと思います。

賃上げを行えば景気が良くなることは明白であります。私たちに経済の運営をさせるのであれば、賃上げと福祉の充実をやり、景気を良くさせることができます。しかし現実にそれが実現するかといえば、そう簡単でないことは明らかです。それではどうしたらいいのでしょうか。

私はまず減税をやることが必要と考えます。消費需要を増やすなければいけませんから、それは金持ちに対する減税ではなく、低所得層に対するものでなければなりません。2番目には先程から述べていますように、高齢社会に対する物的な準備、そのための生活関連公共投資を行うことが重要だと思います。

### (4) 財政赤字の評価

減税を行い、生活関連の財政支出を行おうと思えば、よほど大企業からの税収を増やすか、軍事費などの支出を減らさないかぎり、財政は赤字になります。そこでどうするか問題になります。

財政赤字は現在、法律上では軍事大国をやめさせるという意味で否定されています。つまり国家が税金によってではなく、財政を赤字にして、国債を乱発して、そのことによって軍国主義化することをとめるということが財政法の考え方です。無計画な財政赤字、あるいは軍事大国、国際貢献のための支出を捻出するための国債発行には私は反対です。

財政が赤字ということは、誰かが国債を買わなければいけません。誰が国債を買うかということですが、たとえば民間が引き受ける場合、これに関しては私は否定的です。なぜかといいますと、民間が国債を買う場合には、国債市場において国債供給が増えますから国債価格が下

がり、利子率が上がっていきます。それによって景気を悪化させる危険性がありますし、銀行や証券に高い利子を払って、われわれの作り出したものをそちら側にまわしていくことには賛成しませんので、民間引き受けによる赤字はよいとは思いません。

日本銀行が国債を引き受けることが考えられます。日本銀行が引き受けた場合にはインフレーションを引き起こす可能性がありますから、その点については警戒する必要がありますが、国債を引き受けことによって必ずインフレーションにつながるわけではありません。たとえば日銀が貨幣供給を増やしても、それが実物部門において不必要とされる場合には、今までの借り入れに対する返済という形をとって、再び日銀に環流していきます。国債を発行して日銀が引き受けた場合に、その貨幣供給が増えた場合に、その貨幣供給増がバブルに結びつかないようなチェック機構をきちんととして、そのうえでそれが実物経済を刺激する方向に進んでいけば、一時的な財政赤字は必ずしも罪悪にはならないと思います。

結局詰めて考えれば、財源がない、かつ資金も上げられない場合に、現在の不況や福祉の低水準を我慢するのか、それとも先程述べました

ように一時的な財政赤字になるかもしれません、福祉の充実を行い、景気対策をうつて中小企業や働く人たちの生活を安定させる方向に進んでいくのか、一時的な問題としてはこの2つの選択があると思います。

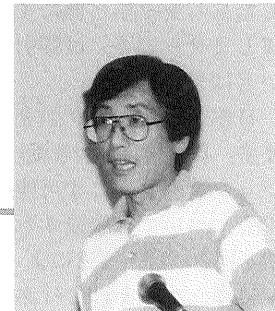
### おわりに

90年代不況は従来の周期性だけではなく、日本の政財界自身が今考えている根本的な経済路線の転換との関わりで出てきています。したがって現在のままの財界の路線にまかせておけば、結局はアメリカほどではないでしょうが、日本経済の停滞、空洞化、失業率の上昇を引き起こす方向、さらには軍国化、国際貢献化へ進んで行かざるをえません。ですから、そこを根本的に変えていかなければなりません。それがさしあたってできない場合も、一時的な景気対策や、高齢社会対策については現実的な政策をそちら側がぶつけていき、それを通じて国民の合意を得ながら、国民本位の方向に切り替えていく必要があります。

（きくもと よしはる 神戸商科大学）

# 男女賃金格差と人事考課 ——「コンパラブル・ワース」論争によせて——

コンパラブル・ワースは雇用における男女の「機会均等」だけではなく、その「結果の平等」を実現するための運動の1つであるが、それをめぐって正反対の評価がある。女性の賃金差別が社会問題化している日本でも、この思想を適用していく必要があると思われるが、しかし同時にその適用の仕方は賃金決定方式の日本の特殊性を考慮すべきである。具体的には、人事考課に対する社会的規制が要に位置づけられるべきであろう。



KURODA Kenichi

黒田 兼一

## I. 何が論争されているのか

女性の賃金が低いのは世界的な傾向ではあるが、日本ではこの格差が特に大きい。労働省の『毎月勤労統計調査』によると1992年の女性の平均賃金は男性の51.1%となっている。機会均等法成立以後でも、平均でみてなんと男性の半分なのだ。

自覺的な女性たちや弁護士、そして一部のまじめに闘う労働組合を中心にして、こうした状況をなんとか打破しようとさまざまな努力がなされている。日ソ図書という会社で野村美登さんが「自分の賃金は男女同一賃金の原則を規定した労働基準法第四条に違反する違法な差別である」として提訴し、勝訴したことはその代表的な事例である<sup>1)</sup>。

ところがいまこの男女の賃金格差是正方法をめぐって熱い議論が闘わされている。長い間に

わたって賃金差別を受けてきた女性たちとそれを支援する弁護士・研究者たちが、欧米で展開されているコンパラブル・ワース運動の一定の成果に触発される形で、日本でもこれを導入すべきだと、それに熱い期待を寄せた<sup>2)</sup>。これにたいして労働問題研究者や組合活動家たちが、「それは、1960年代に反対してきた職務給を再現する、あるいは容認することになる」と批判した<sup>3)</sup>。そして1993年8月に開催された女性労働問題研究会主催の第8回「女性労働セミナー」で当事者間の熱い議論が闘わされた<sup>4)</sup>。

しかし論争は必ずしも噛み合っているとはい難かった。それは、論争の両当事者も差別の解消を求めるという点では基本的に一致しながら、双方に重大で無視しえない誤解と無理解があるためのように思われる。コンパラブル・ワースを推奨する人々は、日本の賃金と人事管理制度の理解が適切であるとはいいがたかった。他方の側には、それを批判するあまり、コンパラブル・ワースのなかにある思想や発想に学ぶと

いう姿勢に欠けているように思う。もとより論争は、コンパラブル・ワースをどう理解するかにとどまらず、なぜ日本の賃金は先進国の中でも格段に男女間賃金格差が大きいのか、日本の賃金体系と人事・労務管理をどのように把握するのかなど、大きな問題を含んでいる。また同時にそれは男女の賃金格差は正問題だけでなく、長時間労働、「過労死」をも生む「日本型企業社会」、「競争的な職場秩序」を克服する問題でもある。木下武男氏は「日本における労働運動とフェミニズムの最初の出会いは、まず女性の涙で終わった」と評したが、「女性の涙」で終わらせずに「論争」が積極的なものになることを願って、以下に不当な賃金格差を解消するには、いったい何が問題にされなければならないのかを考えてみることにする。

## II. コンパラブル・ワースの推奨

コンパラブル・ワース comparable worth とは「同一価値労働同一賃金」と日本語訳がつけられているアメリカでの呼称であるが、その内容について、先学の研究成果を参考にしながら概観することからはじめよう。

労資対抗の多様な事情のなかで欧米諸国で一般化した賃金形態は「同一労働同一賃金」equal pay for equal job の原則であった。つまり同じ職種のなかの同等の熟練を必要とする仕事を担当する労働者には、企業や年齢、性別にかかわらず同じ賃金が支払われるべきだとする原則である。それは資本の恣意による差別と分断に抗して「公正」な賃金を求める労働者と労働組合の闘いの成果でもあった。イギリスのある組合活動家が石田光男氏に「“俺はお前と同じ仕事をしているのに、お前は8ポンド多くとっている”というのはフェアーではない」と答えたというが、ここに「同一労働同一賃金」の考え方の典型を見ることができる<sup>5)</sup>。

もしそれがその通りなら男女の賃金格差が生まれるはずがない。同一の職務を担当する男女には同じ賃金が支払われるはずだからである。

それにもかかわらず、例えば職種・職務別賃金の典型国であるイギリスでも女性の平均賃金は男性の7割にすぎない（1992年10月現在）<sup>6)</sup>。日本より小さいとはいえ、いったいこの格差はどこからくるのだろうか。

高島道枝氏の研究に依拠すれば、それは次のようにまとめることができる。第1に、就業分野で男女の職業に関する棲み分け job segregation by sex がみられ、高給の熟練職、技能職から女性は排除されていること、しかも第2に女性が多く就いている職務＝「女性職」の社会的評価が相対的に低く位置づけられていること、第3に、「家族賃金」の「幻想」から、男性と同じ職種・職務についていても女性は低い熟練等級に位置づけられていることである<sup>7)</sup>。さらに今日では第1の要因の中には相対的に低い賃率のパートタイマーに多くの女性が就いているという雇用形態の問題も含めて考えるべきだろう。

このように考えられるとすると、男女の賃金格差の是正のためにはこの3つの格差要因を除去することが必要である。このうち第3の要因については理論的には従来の「同一労働同一賃金」からの逸脱と考えられるが、しかし第1と第2の要因はその限界を越えている。職種・職務別賃金下で男女格差が生じる原因是、多くの女性たちが「女性職」といわれる職種に就業せざるをえない状況にあること、そしてそれが低い賃率に押さえ込まれていることにあり、こうした問題は明らかに「同一労働同一賃金」の適用では解決できないものであるというわけだ。したがって必要なことは女性の就業職種・職務の範囲を拡大し「女性職」構造を解体すること、また「女性職」を再評価してより公正なものに引き上げていくことにあると認識される。この前者の解決を目的とした運動はアファーマティブ・アクション affirmative action（積極的差別は正策）と呼ばれ、後者の「女性職」の低賃金構造の是正をめざすものがコンパラブル・ワースである。「同一価値労働同一賃金」運動が必要だと主張される根拠はまさにここにある。

その具体的制度的なあり方は各国によって異

なる。そもそも呼び名も、アメリカではコンパラブル・ワース、イギリスではイクオール・ヴァリューequal value、カナダの場合はペイ・イクティティpay equityと異なった用語が使用されている。しかしほぼ共通していることは、それぞれの具体的な職種や職務について「職務評価」をやり直して「同一価値労働」を測定するという点である。そのやり直し作業を経営者に任せることではなく、組合や女性団体、あるいは第三者機関が介入するのが特徴となっている。この「職務評価」を通じて「女性職」の点数を「公正な」ものに正させ、これを通じて賃金を引き上げていこうというのが欧米諸国でおこなわれている「同一価値労働同一賃金」原則である。居城舜子氏によれば、アメリカのいくつかの州政府がこの方式を適用した結果、「賃金の男女間格差が縮小していることが報告されている」という<sup>8)</sup>。

さてこうした欧米諸国の運動に触発される形で、コンパラブル・ワースが日本でもにわかに注目されるようになり、男女の賃金格差解消への有効な理論的・実践的方式として推奨されている。

その熱心な推奨者の1人、森ます美氏は日本でもそれを実施すべき根拠として次の2点を指摘している。第1に、日本もILOの100号条約（同一価値についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）を1967年にすでに批准しており、日本政府と国はこの同一価値労働同一賃金の原則を実現する義務を負っている。第2に、最近のコース別管理制度の導入のなかで賃金体系が変化し、年功的なものから職務給や仕事給、職能給のウエイトが高まってきていたり、「このあたりを、なんとか逆手にとつて具体化していくことが」可能だし、必要でもある<sup>9)</sup>。また弁護士の中下裕子氏も次のようにいっており、「同一価値労働を判定するための「職務評価制度」は、「他の賃金制度と比べて、その客観性と明確性においても、また公平さにおいても、優位な制度」であり、「賃金の男女差別の是正のためにたいへん有効な制度なのです」。したがって「その導入を積極的に進めるべきで」

あり、そのためには、法制度の整備と賃金制度の改革が必要であるという。この後者に関しては次のように説明されている。日本は「労働の質や量に応じた賃金制度ではなく、年功や生活給という要素に重点を置いた賃金制度がとられ」「職務評価制度の導入はあまり進んで」いなかったのだが、「近年、日本でも技術革新の進展に伴って労働力が流動化し、……年功賃金制度はいまや抜本的な見直しを求められている」。したがって日本でも、「同一価値労働同一賃金を基本とする新たな賃金制度の創出が求められている」と<sup>10)</sup>。

おそらく世界のフェミニズム運動は単なる「機会の均等」から「結果の平等」に力点を移行させているようである。その「結果の平等」が遅々として前進しない現実のなかで、コンパラブル・ワースは何よりもこの「結果の平等」をいかに実現するかという欧米諸国の苦悩に満ちた運動のなかから生まれたものと考えられる。欧米諸国よりも格段に厳しい日本の職場で苦悩している女性たちを前に、今こそ「結果の平等」を実現するためにこうした思想に学ぶべきだとする限りで両氏の姿勢は高く評価されてよい。

しかし問題はその先にある。手法とそれを支える思想に学ぶということと、それを社会的文脈が異なる国に「適用」することとは自ずと別の問題である。何よりも賃金の決まり方が違う国では、男女の賃金格差の仕組みも同一ではないのだから、「結果」としての平等な賃金を実現する方法も同じではない。確かに森氏も「アメリカやイギリスの制度を引っ張ってきて、この日本の現実にそのまま導入するということ」を考えているわけではないと明言されている<sup>11)</sup>。しかし、事実上、日本の現実を軽視もしくは誤解した議論になっているよう思う。

### III. コンパラブル・ワースへの批判

「同一価値労働同一賃金」の批判者たちにはぼ共通なのは、「同一価値労働」を要求することは職務評価を要求することになるのだから、

それは日本の階級的労働組合が一貫して反対してきた職務給の導入を労働者の側から要求することになり、差別の解消にならないという主張である。したがって必要なことは「同一価値労働同一賃金」なのではなく、すべての労働者が結集し団結できる「同一労働同一賃金」なのだという。

しかし、このように「同一価値労働」と職務評価を直結させ、その後者を否定することによって「結果としての平等」をめざす「同一価値労働同一賃金」の思想そのものを一喝してしまうような批判の仕方はいかがなものか。もっともコンパラブル・ワースの推奨者たち自身が職務評価を「絶賛」する向きもあるのだから、それを批判したまでともいえるかもしれない。職務評価は労務管理手法の一環として開発され運用されてきたものであるから、企業側の恣意性・主観性の混入を排除することは不可能である。この点に異論はない。しかしこのことが「同一価値労働」の考え方を退けることになるのだろうか。しかも現代日本の賃金の決まり方をみれば、職務評価批判が格差是正問題にとってに有効なわけではないし、日本のコンパラブル・ワースの推奨者たちへの有効な批判といえるだろうか。これでは「生湯と一緒に赤子を流す」ことになりかねない。

また職務給導入・容認論批判も有効な批判であるとは思えない。多くの論者が指摘するように、欧米の職務給は、労働者と労働組合の運動のなかで、「労働者間競争を組織する搾取強化の手段」としてうまく機能しえなくなってしまった。だからこそいま欧米の経営者は、フレキシビリゼーションとかジャパナイゼーションのかけ声のもとで、そこからの脱皮を志向し、「日本的な」人事考課に基づく賃金体系を導入しつつある<sup>12)</sup>。きわめてフレキシブルな職務範囲を基礎にした日本の職能給が世界のモデルとされているときに、現代の財界がそれを捨てて、かつて日経連が追求した「職務給」の再現を望んでいるとは思えない。批判者たちの本意が「労働者の側から職務評価を求める」と、逆手にとられて、労働者間競争をあおる職能給を強化する

口実を与えることになる」という意味なら、それはそれとしてわかる。いま呼ばれている年功制の解体とか仕事給などは職務給の導入・強化ではなく、正確には職能給の拡大・強化であるからだ。だがこうした状況認識に立つならば、職務給導入論批判ではなく、もっと別の視角からの批判が必要であったよう思う。

誤解のないようにつけ加えておけば、決して職務評価を導入せよと主張しているのではない。そうではなくて「みずからの労働が正当に評価されていないと感じている労働者の要求に応える」ために、欧米の「同一価値労働」運動に学び、その思想を日本に応用する方策を提起する批判であるべきではないかということである。そのためには日本の賃金体系の特徴なり、その下での男女賃金格差はどこからくるのか、それを是正するには何が論じられるべきかを検討すべきではなかったのか。

こうしてみると、コンパラブル・ワースの推奨者たちは日本の賃金の決められ方についての誤解があるという山田郁子氏の批判は積極的に受け止められるべきであろう。日本の賃金は人事考課に基づく職能給であり、欧米の職務評価に基づくものとは異質なものであることを理解していないのではないかという批判は正鵠を射ている<sup>13)</sup>。この重要な指摘から推奨者たちの主張をみると次ののような問題点が考えられる。

まず何よりも第1に、「同一価値労働同一賃金」として欧米で実践されているものは職種別あるいは職務別に賃金が決定されている現状のなかでの運動であることに注意すべきである。推奨者たちの最大の弱点はここにある。これを無視（軽視）したから「職務評価制度は賃金の男女差別の是正のためにたいへん有効な制度です」と誤って一般化してしまった。賃金が職種・職務ではない別の要素で決定されている国では、したがって男女の賃金格差の原因が別のところにある国では、それは「有効な制度」であるとはいえないことになる。「同一価値労働」の思想の具体化も別の違ったやり方が考えられるべきだろう。

第2に、これに関連して日本の賃金形態につ

いての理解が正確ではない。例えば「年功賃金制は、終身雇用を前提にすれば、基準が明確で平等に適用されるという意味で、労使双方にとって合理性があり、そのために現在まで多くの職場で維持されてきた」という理解は、あまりにも「常識的」な年功賃金像にとらわれすぎている。年功賃金とは、木下武男氏が正確に述べているように、年齢や勤続だけでなく、企業への貢献度や「能力」・「意欲」などの評価（人事考課＝査定）に基づいて昇給する制度で、「客観的基準の不明確な賃金」なのである、しかも「年功賃金制度の始まりからそうだった」である<sup>14)</sup>。この上司による部下の人事考課の点数で賃金が決められる点こそ過労死に至るまでの「勤勉性」と労働者相互の「底なしの競争主義」を生み出すものとなっている。

近年さかんにいわれている「年功賃金の廃止」とは、以上の年功賃金のなかの人事考課＝査定要素を強化することを意味している。名前が職務給であったり、仕事給であっても、内容的には欧米の職務給ではない。職務毎に決められた賃金を担当者の属性とは無関係に受けとるという欧米の原則と違って、あくまでも人にたいする賃金（属人給）であり、同じ「仕事」を担当していても各人の人事考課の点数によって上下する性格をもっている。だから女性の賃金がその下で働いている男性よりも低いという奇妙な現象すらおこるのである。このことはコース別管理や職能資格制度においてもなんら変わることはない。同じ「資格」であっても査定結果次第では同一賃金ではないのである。「同一価値労働同一賃金」原則の適用の仕方は、「職務評価」のやり直しではない別の方式が考えられるべきであるというのはここに根拠がある。

第3に、コンパラブル・ワースの推奨者たちは「職務評価」と「人事考課」の区別と関連の理解において混乱がみられる。森ます美氏は、「日本の職務給、仕事給、職能給」とコンパラブル・ワースとは「共通項」があるとして、こう述べている。「職務給、仕事給というなかには、その職務を評価する基準というのがあるわけです。そこでは、たとえば基礎知識、実務知

識、企画力、判断力、環境条件といった一応の指標が作成されています。ただ、その評価をするのが、アメリカのコンパラブル・ワースのように、客観的第三者機関がするのではなくて、日本の場合は上司が、考課とか査定という形でしているところに、ひじょうに恣意的なものが入っている」<sup>15)</sup>。前半でいわれているのは「職務評価」であって、それは具体的な担当者を想定せずに純粋に「仕事」の質的な評価をおこない、「仕事」のランク付けをおこなうのである。その手続きの結果は、日本の場合は例えれば職能資格制度やコース別管理に利用され、アメリカやイギリスの場合は賃率に反映される。この手続きは個々の人間に対する評価ではなく、あくまでも「仕事」の評価なのである。もっとも日本の場合は「職務範囲」が曖昧でフレキシブルなのだから、「職務」一つ一つを厳格かつ詳細に「評価」するというより、きわめて大雑把におこなわれているに過ぎない。

ところがこれは人事考課とは別物である。後半の日本の評価のやり方で述べていることは職務評価ではなく、人事考課なのである。人事考課は具体的担当者がどの程度「職務」を遂行する「能力」を保持しているか、あるいは決められた通りに遂行したかどうかを査定する、いわば人間に対する評価の手続きなのである。これが混同されてあたかも「職務評価」が客観的か恣意的かの違いに日米の「共通項」と違いをみてしまい、労使双方がきちんと入って職務評価することが格差は正にとて有効であると主張されている。両者の区別は重要である<sup>16)</sup>。現代日本で広く普及している職能給、職能資格制度では、「職務評価」できわめて大雑把に分類され「評価」されたものを基準にしながら、必要とされる「能力」がランク付けられているのであって、「職務」がランク付けされているのではない。その上で各人への人事考課で「能力」ランクが決まり、それに応じて賃金が決められるのである。この場合、人事考課の恣意性・主観性はいうにおよばず、女性ははじめからその点数が低くされるようになっている事例が多い。ここが問題の核心ではないのか。

## IV. 賃金格差と人事考課

労働基準法の第4条で「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない」と明確に男女差別を禁じているにもかかわらず、既にみたように格差は実際にある。

現代日本に支配的な賃金体系のなかで女性差別として問題にされているものは、上にみた人事考課の過程で女性を差別的に取り扱うか、もしくは不利な査定システムに原因があると思われる<sup>17)</sup>。そこで1つの実例をあげてみよう。

住友金属工業に勤める北川清子さんは勤続34年（1994年現在）の女性で、現在、大阪の本社で自主管理活動の事務局責任者として女性の「能力」開発のための教育・研修に携わっている。彼女は同期同学歴の男性と比較して昇給・昇格、配置、賃金で著しい差別を受けているとして、住友電工と住友化学に勤める女性たち11名とともに、1994年3月23日に大阪婦人少年室と大阪簡易裁判所にたいして調停申請をした（9月12日、労働省は初めて「調停開始」を決定）。現在係争中のこの問題、冒頭に触れた日ソ図書での野村さんとは違って、日本を代表する巨大企業のしかも基幹産業で「発生」したものであるだけに、特殊ケースではなく日本の男女賃金格差の1つの典型である。

この住友の3つのメーカーはどこも職能給制度をとっている。住友金属の場合、毎年1回、上司が「能力評価」をおこない、その評価で昇格・昇給が決まるようになっている。考課項目は大きくいって「技能度」「勤怠」「人的特性」という3項目、このうち「技能度」にはさらに「熟練」「実績」「応用力」のサブファクターが、同じく「人的特性」には「積極性」と「協同性」のサブファクターが設けられており、この全部で6項目のそれを5段階評価し、各評価要素の各段階に設定されている点数を合計した「能力評価点数」をもとにして「OA」を最高に「A」「B」「C」「OC」の5段階の「能力

区分」が決められる。具体的な「職能資格」（住友金属の場合は「職分職級」という）、職位、賃金はかなり複雑な算定式と手続きで「科学的」な装いを呈しているが、要するに各評価要素の点数と「能力区分」がすべての基礎になっていることに変わりない。

北川さんは結婚する前まではB評価だったが、それ以降はほとんどC評価であった。そのため同期同学歴の男性に比べて昇格は遅れ賃金も50%もの格差がある。それだけではない。実質的に彼女の仕事の補助をしている勤続年数の短い男性よりも大幅に低いという。彼女の訴えに組合は「男女差別はありません」というが、「女性はほとんどC」という当時の人事責任者の言葉にみられるように、この人事考課の過程のバイアス、主観性、恣意性が賃金格差を生じさせる原因となっていたのである。しかもそれが「能力差」という形式で表現されるから、女性差別をみえにくくしている。これが第1。

第2に、住友金属の場合はたまたま「苦情処理機関」があって、北川さんは自分の評価点の実際を知ることができたのだが、他の2社は各人の評価表は公開していない。これは例外ではなく、通常は公開されていない。人事考課が隠されたままになっていて、自分の評価点すら知ることができないのである。したがってなんとなく差別されていることは感じても、それを確認することができない仕組みになっているのである。

第3に、もし待遇に不満な場合、訴えて是正させていく機関や制度が必要なのだが、そうしたもののもっているところは例外的であろう。

しかも何よりも第4に、人事考課の不当性を追求し是正させるべき労働組合すらが「差別なんてない。要するに能力差だよ」と「断言」し、それを規制する姿勢をもっていない。このことが差別を温存させ、労務管理主導型の職場状況を許してしまっている。

しかし日本の今的人事考課システムが、上でみたように人格や「人的特性」までをも含んだ「能力」が基本になっていることの非合理性は明かであろう。同じ仕事をしながら、あるいは

自分の補助業務の男性と比べても、自分が低い賃金しかもらっていないことを知った女性たち、ましてやそれが「能力差」であると説明されたときの女性たち、彼女たちの憤りは大きい。本多淳亮氏がいとうように「まさにこれは人権論」といえよう<sup>18)</sup>。

## V. 人事考課にたいする規制と介入

こうしてみると「同一価値労働同一賃金」の思想を日本に応用することを考えてみると、何よりもこの人事考課への規制や介入を考えるべきであると思われる。それは「熟練や資格、経験を客観的に評価し、格付けする」制度の確立への一歩となるに違いない<sup>19)</sup>。

この人事考課への規制と介入を考えるとき、近年のイギリスの労働組合の運動に注目すべきである。イギリスでも1980年代後半から「日本的な」人事考課による賃金が導入され、普及してきた。そうなるとたとえ「同一労働」でもまた「同一価値労働」でも同一賃金が保障されるとは限らなくなる。例えばIMS（労働力研究所）がEOC（機会均等委員会）にあてた調査報告書によると、「経営者は従業員の性別によって異なる特性を重視して考課し」「女性たちは男性たちよりも業績考課基準により多く不満を示していた」という<sup>20)</sup>。そこで多くの組合では人事考課による賃金決定を拒否する運動を展開しつつ、導入されてしまったところでは人事考課への規制、介入の姿勢を強めているのである<sup>21)</sup>。

人事考課への規制・介入の第1は考課項目への規制である。考課項目を職務関連的なものに限定させ、個人資質や性別、民族、年齢による差別の可能性のある項目を排除するための交渉を重視している。「女性にたいする差別が入り込まないよう考課基準を明確にさせ、残業や組合活動、病欠、産休などは考課から外す」ことが主張され、ある調査では「明瞭で測定可能な責任度」や「職務明細書」で考課している企業が80%以上であったという。また第2は考課の客観性、公平性を高めるための規制である。考

課の客観性を確保するためのクロス・チェック制度（これはときにはグランド・ペアレント制度とも呼ばれる）や第三者による考課、また偏向がないかを点検できるようにすべての考課結果の情報を本人と組合に公開させることなどがおこなわれている。また「考課が個人への圧力として使われないよう」留意しながら、考課者と被考課者との面談が重視されている。特に考課結果に不満な場合、そのことを報告書に明記して、報告書への署名をしない権利の保障が要求されている。考課者と被考課者の双方の署名がないものは有効とされないからである。第3に、のことから多くの企業では救済機関（アピール・システム）が設置されている。考課結果の是正を訴えるこの機関、両者の主張が一致しなかった場合はさらに上訴でき、通常は2段階か3段階になっている。そしてそのすべての段階に自分の同僚や組合役員を同伴させる権利がある<sup>22)</sup>。

イギリスの労働運動も全体としてみると後退を余儀なくされてはいる。しかしそれでもなお、本稿との関わりでいえば、職務評価による「同一価値労働」の限界性を認識して、人事考課に潜む女性差別を排除するために、考課の客観性、公平性、納得性と公開を重視して、人事考課そのものを団体交渉の対象にしていこうという姿勢を堅持している。この新たな努力と実践に私たちちは多くを学ばなければならない。

社会的な状況が異なるし、何より組合自身が「差別なんてない」と主張してはばかりない状況だから、このイギリスの経験を直ちに日本に生かせるわけではない。しかし「同一価値労働同一賃金」思想の日本への応用は、労働者、労働組合による人事考課への規制を実現することから始められるべきだろう。

1) この件について詳しくは、中島／中下／野村『賃金の男女差別の是正をめざして』岩波ブックレットNo.338、1994年、を参照されたい。

2) 同上書および女性労働問題研究会編『雇用平等の最前線』岩波ブックレットNo.277、1992年、を参照。

- 3) 米沢幸悦「女性の差別賃金是正のたたかい」『労働運動』新日本出版社, 1993年4月。斎藤秀吉「『職務評価』=職務給導入論の害悪」, 同上誌, 1993年6月。山田郁子「差別賃金是正の闘いと要求原則」, 同上誌, 1993年7月。庄司博一「職務・職能給反対闘争の教訓」, 同上誌, 1993年9月。
- 4) 『女性労働問題研究』第25,26号(『賃金と社会保障』No.1122,1132), 労働旬報社, 1994年1月, 6月, を参照。
- 5) 石田光男「イギリスの賃金制度の現状」『日本労働協会雑誌』No.344, 1988年4月, 27ページ。
- 6) Department of Employment, Employment Gazette, February 1993.
- 7) 高島道枝「男女の賃金格差と『同一価値労働同一賃金』運動」『現代の女性労働と社会政策』(『社会政策学会年報』第37集), お茶の水書房, 1993年, 60,64~65ページ。
- 8) 前掲『女性労働問題研究』第26号, 43, 56~59ページ。以上の詳細は, この他, 前掲の2冊の岩波ブックレット, 高島論文などを参照。
- 9) 岩波ブックレットNo.277, 29~30ページ。  
『女性労働問題研究』第26号, 27ページ。
- 10) 岩波ブックレットNo.338, 50~51,59~61ページ。
- 11) 前掲『女性労働問題研究』第26号, 48ページ。
- 12) 稲上毅『現代英国労働事情』東京大学出版会, 1990年。木元進一郎「人事考課=査定の日・英比較」『経営論集』(明治大学)第41巻第3・4合併号, 1994年3月。黒田兼一「英国における業績考課給と労働組合」『経済経営論集』(桃山学院大学)第36巻第2号, 1994年12月。
- 13) 山田論文, 139~143ページ。
- 14) 木下武男「企業社会と労働組合」, 田沼肇編『労働運動と企業社会』大月書店, 1993年, 36~39ページ参照。
- 15) 岩波ブックレットNo.277, 29~30ページ。
- 16) 職務評価と人事考課の内容と意義そして区別と関連については, さしあたり, 長谷川廣『現代の労務管理』, 中央経済社, 1989年, 第8章が参考になる。
- 17) もちろんこれのみが原因ではない。いわゆる「生活給」部分や「家族手当」の問題も検討しなければならない。さらに労働時間の長短, 就業構造と形態もあるだろう。ここでは同一学歴, 同一年齢, 同期入社にもかかわらず, 家族手当などの諸手当を除いてもなお格差が生じる問題を念頭においている。
- 18) 本多淳亮, 前掲『女性労働問題研究』第26号, 38ページ。
- 19) 木下武男, 前掲『女性労働問題研究』第26号, 22ページ。なお, 高島道枝氏が指摘するように「職務評価」による「同一価値労働」方式は「専門職として職務範囲が明確な異種労働(同学歴のレントゲン技師・臨床検査技師・歯科技工士・看護婦・保母)間では可能」かもしれないが, それは限定されている。いま女性賃金差別として問題にされている主なものはこうした職種ではない。高島, 前掲稿, 61ページ。
- 20) Bevan & Thompson, Merit Pay, Performance Appraisal and Attitudes to Women's Work, IMS Report No.234, 1992, pp.33-4, p.78.
- 21) 詳しくは注12の木元論文, および拙稿を参照されたい。
- 22) IPM, Performance Management in the UK, 1992. M.Thompson, Pay and Performance, IMS Repot No.218, 1992. I.Linn, NALGO Guide to Performance Related Pay, 1990. Labour Research Department, Performance Appraisal and Merit Pay, 1990. Income Data Services, IDS Study, No.390 (1987), No.411 (1988), No.442 (1989), No.509 (1992), No.518 (1992).

(くろだ けんいち 桃山学院大学)

# マルクスの使用価値と 「固有価値の経済学」

IKEDA Kiyoshi

池田 清

## はじめに

現在、地球規模の環境問題が緊急の対応を求められている。1989年の世界銀行の調査によると、世界人口の6割を占める「低所得経済国」の1人あたり年間所得は330ドルで「高所得経済国」の1.8%である。この所得格差は正のためには経済成長が不可欠である。しかし世界人口中の「低所得国」の人口の割合は、21世紀半ばまでに急増することが予測され、これら諸国が「高所得経済国」なみに化石燃料を消費することは地球資源の限界から不可能と考えられている。地球環境と経済成長をめぐる課題を解決するためには、従来の経済学の枠組みが検討されねばならない。この小論文では経済学の根本問題である価値論の再検討を行っている『人間発達の政治経済学』（基礎経済科学研究所編、青木書店、特に第7章）をてがかりに、マルクスの使用価値論と固有価値論を検討したいと思う。

第1にマルクスが「使用価値としての使用価値は経済学の考察範囲外にある」<sup>1)</sup>として使用価値を十分に分析しなかった問題である。しかし使用価値は人間の具体的な欲望を充足させる性質、自然的性質をもち、同時に文化的に規定

されている。つまり使用価値の中の人間と自然を媒介する諸形態が確認され、自然関係を認識する契機が潜んでいると考えられる。さらに使用価値は人間の諸欲望を満たすのであるが、人間の「精神的および社会的な諸欲望の大きさや数は一般的な文化水準によって規定されている」<sup>2)</sup>。したがって学習やコミュニケーションなどにより文化水準が高まり、人間の享受能力が発達し、自然や財に対する評価能力が高まるとすれば、使用価値を媒介として自然的生命連環の総体を分析しうる可能性が開けるのではないだろうか。

第2に地球環境問題の解決には、自然の環境容量と再生産の原則というエコロジカルな視点だけでなく、自然の持つ生命力の豊かさや美しさなど倫理的価値や美的価値といった文化的要素も重要な役割をもっている。さらに労働の人間化や生活の内実の豊かさ、そして人と人との心のかよいあうコミュニケーションなどの視点が必要となる。マルクスは自然と人間の関連性を一貫して追求し、自然の疎外は労働疎外や他の人間との疎外との関係で把握した。この体系的方法論は、今日の地球環境問題の解決に不可欠のものである。この方法を斬新な視点で批判的に再評価することが求められている。

## I. マルクスの使用価値論の再検討

マルクスは自然と人間の関連性を強調し、「人間の肉体および精神的な生活が自然と連関しているということの、ほかならぬ意味は自然が自然自身と連関しているということだ。というのは人間は自然の一部であるから」<sup>3)</sup>と述べ、人類は自然史の延長線上に存在していることを強調した。そしてマルクスは経済現象を自然と人間の関係から分析する歴史的唯物論の立場で歴史的に考察するのである。マルクスの自然認識における特徴は、「疎外された労働は人間から(1)自然を疎外し、(2)人間自身を、人間の自己の活動的機能を、人間の生活活動を疎外することによって、それは人間から類を疎外する」<sup>4)</sup>と規定しているように、自然の疎外から労働の疎外や他の人間との疎外の関連においてとらえられていることである。

このような彼の自然認識は、経済学の中にどのように活かされているのであろうか。マルクスは使用価値を次のように定義した。「ある1つのものの有用性は、そのものを使用価値にする。しかし、この有用性は空中に浮かんでいるのではない。この有用性は商品体の諸属性に制約されているので、商品体なしにはそんざいしない。それゆえ鉄や小麦やダイヤモンドなどという商品体そのものが使用価値または財なのである」<sup>5)</sup>。つまり人間の欲求充足のために生活手段は自然的質をもたなければならず、使用価値の中の人間と自然を媒介する契機が潜んでいるのである。しかし、マルクスは次のように使用価値を経済学の考察から除外するのである。「使用価値としての使用価値は経済学の考察範囲外にある。この範囲内に使用価値が入ってるのは、使用価値そのものが形態規定である場合だけである。直接には使用価値は一定の経済関係である交換価値が、それで自らを表示する素材的土台なのである」<sup>6)</sup>。その理由は次のことが考えられる。マルクス経済学の分析の出発点は「労働生産物がとる最も簡単な形態、商品」

であった。「『商品』——最も簡単な経済的具体物——を分析しなければならないときには、眼前にある分析の対象となんら関わりのないすべての関連を度外視しなければならない」<sup>7)</sup>として使用価値分析を考察から除外したのである。

つまりマルクスが価値を考察するのは「あたえられた経済的形象の分析から生まれてくる場合に、つねに限られているということ」<sup>8)</sup>、すなわちその歴史的社会的性格が問題なのである。つまりマルクス経済学の目的が、なぜ資本主義社会では貨幣価値を至上のものとする物神崇拜的行動が生み出されるのかを証明し、その変革のための必然性を明らかにすることであったためである。それには資本主義社会の富の原基形態である商品、特に価値（交換価値）求められたからにほかならない。しかしマルクスは『資本論』の「大工業と農業」の節で資本主義的生産が自然と人間との物質代謝を搅乱することを次のように指摘している。「資本主義的生産は、……人間と土地との間の物質代謝を搅乱する。すなわち、人間が食料や衣料のかたちで消費する土壤成分が土地に帰ることを、つまり土地の豊饒性の持続の永久的自然条件を、搅乱する。……資本主義的生産は、ただ、同時にいっさいの富の源泉をも労働者をも破壊することによってのみ、社会的生産過程の技術と結合とを発展させるのである」<sup>9)</sup>。ここでは農業における大工業の発展が、物質代謝の自然発生的に生じた状態を破壊することを述べている。しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴される工業的システムが、今日のような地球環境破壊を起こすことは分析されていない。それはマルクス・エンゲルスが、環境破壊が都市労働者の生活困難のみならず、広く地球の市民の生活に影響を及ぼし資本主義社会のみならず「現代社会主義社会」において深刻な状態になっている現実をみるとことができなかったからである。したがって地球環境問題の解決には、人間が自然を取り結ぶ関係を表す使用価値の分析が求められている。この使用価値を宮本憲一氏は「社会的使用価値」（環境が考慮される価値尺度）と定義し、科学技術の進歩により商品経済を規制する尺度と

しての交換価値がのりこえられると指摘する<sup>10)</sup>。そして地域の資源を活かした内発的発展に環境保全の具体的活路を見いだそうとしている。

使用価値、つまり各商品がもっている有用性、いいかえると人間の具体的な一定欲望を充足させる性質は、一種の自然的性質を持っていると同時に文化的に規定される。つまり人間の「精神的および社会的な諸欲望の大きさや数は一般的水準によって規定されている」<sup>11)</sup>。したがって文化水準の向上により諸欲望が増大し、享受能力の発達によって外界の物に対する評価能力が高まり、物の背後にある関係（たとえば自然の総体性）までを視野に入れた評価することができ、使用価値と自然的生命連関の総体を分析しうる可能性がえられる。このことを示唆しているのがラスキンの固有価値論である。

マルクスは『経済学批判要綱』で次のように述べている。「真実の経済…節約…労働時間の節約にある。(生産費用の最低限(と最低限への切り詰め))」。だが、この節約は生産力の発展と同じ《である》。したがって享受…を禁ずることでは決してなくて、生産のための力…能力を、したがってまた享受の能力とともに、その手段を発展させることである。享受の能力は享受にとっての条件であり、したがって享受の第1の手段である。この能力は個人の素質の発展、生産力である。労働時間の節約は自由時間の、つまり個人の完全な発展のための時間の拡大にひとしく、またこの時間はそれ自身ふたたび最大の生産力として、労働の生産力に反作用をおよぼす。…自由時間——それは余暇時間であるとともにより高度な活動にとっての時間である」<sup>12)</sup>。

つまり自由時間は2つの側面に反作用する。第1は自由時間は人間が生産を行う能力を高め、労働の生産力として労働の場へ反作用する。第2に自由時間は享受の能力を高め、個性を発達させ生産力を高める。

以上のようにマルクスは、自由時間の拡大が労働の人間化、そして人間の享受能力を発達させることを示唆した。しかし使用価値を歴史的・社会的性格に限定したため、自然や環境の固有

価値を十分に把握できなかったといえる。

## II. ラスキンの固有価値論とマルクスの疎外論

他方、ラスキンは「固有価値とは何らかの物がもっている生を支える絶対的な力である。… …使用されるかどうかに関わりなく、それら自身の力が内在していて、その独自の力はそれ以外の物には存在しない」<sup>13)</sup>と定義する。そしてラスキンは、固有価値は消費者の側での「享受能力」がなかったならば、人間の生命活動への貢献を行ひえないと考えた。このラスキンの固有価値論を新しい視点で評価した池上惇氏は「学習や教育によって人間の享受能力が高まれば、財や生産者の固有性がより十分に活かされる仕組みが解明される。そして学習を可能にする社会のルールや生存権の保障のルールの設定によって人間の欲求水準が高まり、それにより高い質をもった固有価値や特性を活かすことができる」<sup>14)</sup>と指摘し、人権ルールの設定と学習、教育による人間発達を強調している。一方マルクスは、固有価値と受容者の需要能力の関係をいかに認識していたのだろうか。

マルクスは『経済学・哲学手稿』で次のように述べている。「人間的本質の対象的に展開された富を通して初めて主体的人間的な感性の富、音楽的な耳や形態の美にたいする目や、要するに人間的享受を能くしうる諸々の感覚がはじめて発達させられたり、はじめて産出されたりするのである」<sup>15)</sup>。ここで述べられている「人間的本質の対象的に展開された富」は、私的所有の廃止によって資本家の專制的指揮権のもとの労働疎外が止揚され、本来の人間的労働（目的意識的労働、自然の合法則性の意識的利用、社会的労働）の発揮によって生産された富を指している。つまりマルクスによれば、人間の感覚すなわち享受能力は私的所有の廃止と「人間的本質の対象的に展開された富」の供給（供給サイドアプローチ）によって発達することになる。さらに彼が「五感の発達は、これまでの全

世界の労働である」<sup>16)</sup>とも述べるとき、享受能力は労働や労働生産物の供給のあり方に規定されることになる。したがってマルクスにあっては、人間の享受能力は供給サイドのアプローチから把握されており、人権ルールの設定による人間の欲求水準の向上と學習、教育による享受能力の発達（需要サイドアプローチ）という視点は弱かったといえる。つまり享受能力の高まりが、財や生産者の固有性を活かし生産方法や供給のあり方を規定していく分析はなされてはいない。

マルクスは資本主義を超える未来の共同社会に実現されるべき要點を示したが、具体的なプロセスは示していない。社会主义の原理は資本主義の原理の考察によってその裏側に示唆されているにすぎないのである。つまり問題は、非社会的人間の感覚（私的所有の支配する社会）が、いかにして社会的人間の感覚（私的所有の止揚された社会）に発達するのか、その具体的アプローチが明らかにされていないことである。マルクスは資本主義的生産関係によって疎外された使用価値を分析していたのであり、工場法などによって人権ルールが設定されれば、労働時間や生活時間に変化が起り、生産方法や享受能力に変化が起こることを認識していた。しかし、マルクスは使用価値については、その消費は労働力の再生産を可能にするところで分析を止め、資本の制約を乗りこえて使用価値が消費される可能せいや、それに応える生産や設計が行われる過程を分析することができなかったのである<sup>17)</sup>。

### III. まとめと課題

使用価値、つまり人間の具体的な一定欲望を充足させる性質は、一種の自然的性質を持っていると同時に文化的に規定される。つまり使用価値の分析の重要性は、その自然的側面だけでなく、使用価値の背後にある自然や財の固有価値と人間の享受能力の関係をみることにある。固有価値は、自然と人間の共生や人間の生命活

動の充実を目指し、疎外からの回復過程を担う財の使用価値として位置づけられる。そして自然・社会環境の固有価値を活かすには、それらを評価・享受する人間の能力に依存しているのである。この評価・享受の視点こそマルクスが十分に分析しえなかつた点であろう。この不十分さは彼が使用価値の分析を固有価値にまで深めず、人権ルールが設定される社会を見ることができなかつたからである。しかし、人間と自然の正常な物質代謝を考察するには、固有価値と消費者の享受能力の関係だけでなく、固有価値と労働能力との関係が問題となる。たしかに「固有価値の経済学」では、労働は「消費者の享受能力の高まりに応ずる資源の固有性を活かした生産」<sup>18)</sup>と指摘されているが、それは具体的にはどういうイメージとして理解されるのであろうか。

そのことを考察するうえでヒントを与えてるのが、夏目漱石の小説『夢十夜』である。この小説で漱石は、鎌倉時代の彫刻家運慶が仁王を刻んでいる様子を次のように言っている。「あの鑿と槌の使い方を見給え。大自在の妙境に達している。……なに、あれは眉や花を鑿で作るんじゃない。あの通りの眉や花が木の中に埋まっているのを、鑿と槌で掘り出すまでだ。まるで槌の中から石を掘り出すようなものだから決して間違う筈はない」。つまり人を感動させる仁王像の躍動美は自然（木）の中に潜在しており、それを引き出すのが芸術性と技量をもつ芸術職人運慶の労働である。仁王像は運慶の頭の中に表象されているが、それは自然（木）の中に潜在している仁王像を映し出しており、この関係性こそ自然（木）のもつ固有性を活かした労働のイメージではなかろうか。一方、マルクスは人間的労働をいかに認識していたのであろうか。

マルクスは建築師と蜜蜂を比較し、「最悪の建築師でさえ最良の蜜蜂にまさっているというのは、建築師は蜜房を築く前にすでに頭の中で築いているからである」<sup>19)</sup>と述べ、本能的営みである蜜蜂に対し、合目的的な人間労働の優位性を強調する。そしてこの労働は自然をも自由

に支配できるとする自然に対する優位性として理解されてきたように思える。すくなくともマルクス労働論の解釈者はそう認識していたのではないだろうか。しかし、自然と人間との正常な物質代謝を行うには「木の中に埋まっている眉や鼻を鑿と槌で掘り出す」というイメージの労働觀が必要ではなかろうか。漱石は自然との一体性を喪失した近代（明治）文化に絶望し、批判をこめてこの小説を書いたが、鋭い洞察力を秘めていたといわねばならない。「固有価値の経済学」は固有価値と消費者の享受能力の関係性を強調したが、同時に自然や財の固有性を活かす労働のあり方を発展させる必要性があるのではなかろうか。

『人間発達の政治経済学』はマルクスが指摘した「人間による人間の疎外」論をより深め、コミュニケーションによる評価能力の高まりに人間発達の可能性をみようとした。つまり支配・従属関係が貫徹する社会環境のなかでは、享受能力を発達させるコミュニケーションが成立せず、「人格的独立性プラス能力の多様性」の発達に疎外状況が生まれる。したがって人間発達の保障には人権の確立と社会制度の整備が必要と主張する<sup>20)</sup>。「コミュニケーションによる評価能力の高まり」は、より高い質をもったコミュニケーションが評価能力を高める決め手であることを意味している。コミュニケーションの成立は、送り手の発信情報をいかに受け手が知覚しうるか、という受け手の享受能力に依存している<sup>21)</sup>。そして受け手の享受能力は学習能力——学習することで行動パターンを変えていく能力——にかかっている<sup>22)</sup>。つまり学習とコミュニケーション、そして評価能力は三位一体の関係にあると言ってよい。マルクスは会話や内省による人間の評価能力に注目したが<sup>23)</sup>、人権ルールが制度化されていない社会では、学習による評価能力の発達を十分に見通すことができなかつたのであろう。

マルクスは人権ルールと学習・教育による人間の享受能力の発達とそれに応える生産や設計のシステムが開発されていく生産者主権の相互関係を十分に分析できなかった。一方、ラスキ

ンはマルクスが分析しえなかった自然や財の固有価値や人間の享受能力を視野に入れたが、人間が自然と取り結ぶ労働過程が同時に価値増殖過程であることから、労働疎外が生じることを十分に分析できなかった。他方、マルクスは価値増殖を目的とする資本の專制的指揮権のもとで、労働疎外が進行し、自然の疎外と人間からの人間の疎外が生じることを統一的に把握した。この方法論の意義は高く評価せねばならず、人間と自然との正常な物質代謝のためには、マルクスの体系的な方法論を新しい視点で批判的に再評価することが求められているように思える。

- 1) マルクス『経済学批判』岩波文庫, 22—23ページ。
- 2) マルクス『資本論』第1巻, 『マルクス・エンゲルス全集』11ページ。
- 3) マルクス『経済学・哲学手稿』大月書店, 105ページ。
- 4) 同前, 105—8ページ。
- 5) マルクス『資本論』大月書店(国民文庫), 第1巻第1分冊, 106—7ページ。
- 6) マルクス『経済学批判』岩波文庫, 22—23ページ。
- 7) マルクス「アードルフ・ヴァーグナー著『経済学教科書』への傍注」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 第19巻, 370ページ。
- 8) 同前, 371ページ。
- 9) マルクス『資本論』第1巻第3分冊, 465—66ページ。
- 10) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店, 38—39ページ。
- 11) マルクス『資本論』第1巻第2分冊, 11ページ。
- 12) マルクス『経済学批判要綱』大月書店, 660—61ページ。
- 13) J.Ruskin, MuneraPuLveris, 木村正身訳『政治経済要議論』関書院, 1958年, 第13節。
- 14) 池上惇「社会の進化と固有価値の経済学」基礎経済科学研究所編『人間発達の政治経済学』青木書店, 229ページ。
- 15) マルクス, 同前, 154ページ。

- 16) 同前, 154ページ。
- 17) 池上惇「固有価値の経済分析——享受能力論の導入による使用価値論の再構成」『経済理論学会年報第30集』。
- 18) 池上惇「社会の進化と固有価値の経済学」226-27ページ。
- 19) マルクス『資本論』第1巻第1分冊, 312ページ。
- 20) 二宮厚美「現代社会と人間発達の諸条件」『人間発達の政治経済学』, 46ページ。

- 21) P.F. ドラッガー『すでに起こった未来』ダイヤモンド社, 213-27ページ。
- 22) ウィーナーは, 学習を「自己の行動パターン過去の経験にもとづいて修正」することであるとし, コミュニケーションの関係を重視した(『人間機械論』1979年, みすず書房)。
- 23) マルクス『経済学・哲学手稿』109-110ページ。

(いけだ きよし 京都大学大学院)

## 読者の声

### 感銘を受けた水田講演

水田洋先生の「経済学と人間」の肩の力が入っていない論文に感銘を受けました。“経済学に出てこない女性”, “マルクス主義における正統派病”等の指摘に現代思想を問い合わせる視点としての重要性にあらためて考えなくてはならない課題に気づかされました。

高原一隆氏のイタリア留学体験記2回分面白く読ませていただきました。イタリアの南部問題についての指摘が鋭く、興味深く読みました。論文の一部を勝手に中学地理の授業に使わせていただきました。

大竹 嶽（中学校教員）

### 『資本論』の厳密な議論を

77号「マルクスのはじまり」（角田修一）は物化と物象化などについてもう少し解説を入れて、誰にもわかるように編集した方がもっといいだろう。

パラダイム的な視角もよいが、本當は『資本論』についてもっと厳密な議論で平易に具体的に現代的にとりあげほしい。

『資本論』を月2回のペースで仲間と読んできて1年になりました。やっと第1章が終わりました。自分の言葉と頭でマルクスの言葉にそくしながら

も考え方抜くスタイルで始めました。商品の例にビールやグラスを持ち出してレジメに書いている人もおり、ユニークな面も。私の方は本文を補う注解を重視してシェークスピアの場面を仲間で読み合ってみると、だいぶ脱線しながら報告したり…。奥が深くて、掘っていくとヒントが広がっていく面白さが少しづつ仲間に伝わっていっています。今年はいのししのごとくペースがあがるかもしれません、じっくりとわれわれの言葉で語り合うスタイルは残したいと思っています。

松林 良政（編集者）

### 興味深く読んだ有井論文

77号の有井行夫氏の論文は、なれない哲学用語もあったが興味を持って読んだ。今後は金融自由化などを取り上げてほしい。

先日、中国からの留学生（工学部）と話をしたところ、むこうでは社会主義か資本主義かという対立で教えられているようだ。資本主義が社会主義に移行するという言うと驚いていた。また彼らからみると、日本は社会主義国より社会主義で理想的に見えるらしい。

山村延郎（大学院生）

### 「憲法問題の政治経済学」の視点

77号巻頭の座談会「憲法問題の政治経済学」が面白かった。新聞やテレビなどのジャーナリズムは決してこのような視点で問題を照らすことはできないだろうと思います。

景気回復といわれても、とても実感できません。同業他社では前月給与が5万円しかでなかったということです。これではとても生活できないでしょう。労働者はどう生活し、仕事に取り組んでいるのでしょうか。この状況をのりきらなくてはならないのは確かですが、人員削減、労働強化でない道を求めて行かなくてはなりません。

近藤康弘（会社員）

### 勉強になった『日本型企業社会の構造』

以前に買った『日本型企業社会の構造』がたいへんわかりやすく、面白く、勉強になった。表紙の目次を見て読むのが楽しみです。誌代もたいへん安く、皆さんのご苦労もなかなかと思いますが、がんばって下さい。

だいぶ老齢になっていつまで本を読めるかわかりませんが、まあ長生きできたらつづけて購読したいと考えています。

吉奈 保（年金生活）

# 近代個人主義の人間観を どう超えるか

FUJIOKA Atushi

藤岡 恒

1982年に発行された基礎経済科学研究所編のベストセラー書『人間発達の経済学』の続編として、『人間発達の政治経済学』が同じ青木書店から発行された。その細部については、同書にあたってもらうとして、刊行の意義と残された課題について、大づかみな私見を述べておきたい。

## I. 前著の画期的成果

### (1) 近代個人主義の人間発達観の特質

表題の「近代個人主義の人間観」とは、14世紀以来の近代西欧で育まれてきたブルジョア的な人間発達觀のことである。その特質とは第1に、大地・自然（人権の担い手とみなされないばあいは、原住民や黒人たちを含む）を征服し、白人たちの支配下に所有し管理する力量の発達を軸に考えてきたことである。大地・動植物・地球は、人間たちの発達の基盤ではなく、征服し、所有する対象（資源）とみなされる。

第2の特質は、共生・共同する人間たちの集団的な力量ではなく、生存競争のなかで個人として生き残る力量に焦点をあてており、したがって能力の個人財産視を特徴とすることである。

近代資本主義の発展は、上のような人間観を

介してであれ個人の多様な力量の発達を促進し、個性と合理的精神を育んだ。資本主義の発展がとくに民主主義的権利の保障と結びついた時には、ヒューマニズム（人間中心主義）の発揚にもつながった。ただしその結果、自然・地球共有財の私物化・略奪が促進されたり、人間の心身を、管理と改造の対象とする傾きをもった。精神障害者の断種や遺伝子操作によって自己の家系ないし民族の知能を高めようと試みた優生学的な人間改造＝発達論が、このような土壤のうえに花咲いたのも当然である<sup>1)</sup>。

### (2) 人間的豊かさの転換

前著『人間発達の経済学』は、これにたいして、人間発達の指標として、能動的な自然の改造成一所有能力だけでなく、消費と統治の能力、学びあい・育ちあいの協同の能力を重視した。すなわち、自然の富をどれだけ征服したかを示すG N Pの量（所有の量）よりも、どれだけ自己の潜在的本性を実現し、自尊の感情を味わえているか、支える人間関係がどれほど協同的であるかといった「生活の状態の質」に注目した。人間を労働者だけでなく経営者でもありうる、おしきせの消費者ではなく生活者となしうる、学生にとどまらず研究者でもありうる存在として、捉えようとしたのである。単なる労働資源

論的な能力開発（development）の狭い枠にとらわれず、社会を経営する主権者としての発達（empowerment）という広い視野から、人間を見ようとしたといってもよい<sup>2)</sup>。

### （3）資本主義社会での改良（人間発達）の可能性の追求

従来のマルクス経済学の主流は、資本主義的蓄積をもっぱら貧困化の展開の線で理解し、資本主義的生産関係を廃止する体制変革の後に初めて、人間の全面発達の展望を語りうると説く二分法的な傾向が強かった。そしてその際、貨幣の力や自然力を自由に制御したり、管理したりする主体に成長するというイメージをもち、未来社会における人間の全面発達を語るという傾向も強かった。

これにたいして、前著のユニークな貢献は、資本主義的な貧困化のなかに人間発達＝主体形成のための潜在力の形成をみるとともに、資本主義のなかでも民主主義的権利を武器にすることができるれば、一定の範囲で潜在力を顕在化しうる可能性がうまれることを強調したことである。別言すれば、近代の賃金奴隸たちは、資本主義の土台のうえでも、どのような経済的政治的基盤があれば、市民的権利の担い手となり、主権者能力を発達させうるか、そのことで最終的には賃金奴隸としての束縛を破棄するまでに発達していくをえないかを明らかにしようとしたといってもよい。かつて大塚久雄氏などの「小市民主義の経済学」が、民主主義の担い手の発達の経済的基盤を農民解放と前向きの商品経済の展開に求めたとすれば、前著は、資本主義の基礎のうえでもどのような条件が用意されると、賃金奴隸たちの間から、奴隸（雇われもの）根性を克服した主体が生みだされ、最終的な賃金奴隸制の克服にいたるのか、主体形成の社会的基盤をさぐろうとする「現代市民主義」の経済学であったということができる<sup>3)</sup>。

## II. 本書の新しい探求

本書『人間発達の政治経済学』では、第1に人間発達の内容がいっそう拡充されている。興味深いのは、近代西欧で支配的であった人間の「全面発達」賛美論——ルネッサンスの巨匠・あのレオナルド・ダビンチを範とするような発達論から、個性・多様性・ありのままの受容を強調する「自己実現型」発達論への移行のきざしがみられることである。「すべて満点にできなければならない」という脅迫的な「発達論」が、いかに子どもたちの心身を痛めつけているかを思えば、「ありのままの自分になればよいのだよ」と説くカウンセリング的な発達論こそ、現代は求めているのであろう。また正当な利己心を承認したうえで、公正な評価能力（「ほんものの」をみぬく力）の発達の意義を強調しているところなどは、ソ連型社会主義崩壊の教訓をふまえており、説得的である。

第2に、本書では日本に即した発達障害＝貧困化の探求が、かなり具体化されている。すなわちこの間の基礎研の共同研究の成果をふまえて、日本型企業社会論の分析には深まりがみられるし（第4章）、地球環境問題の摂取の努力（第2章）やフェミニストの問題提起を摂取する努力（第6章）も払われている。

第3に、新たに個人の自立と自尊とを支える民主主義・憲法インフラの指摘はじめ、公正競争と憲法ルール、仕事おこしの権利など、「発達の手がかり」論についても、前著を超える興味深い指摘がみられることを特筆しておきたい。

## III. 今後の課題

### （1）21世紀は、どのような人間発達の課題を提起しているか

人間の経済活動が、地球環境容量と自然法則の枠内に制約されていることが、ますます明ら

かになってきた。地球環境の有限性＝「宇宙船地球号」認識に支えられた社会に転換するまでに、人類に残された時間は、高々30～50年程度にすぎないほど、ことは切迫していると言われる。破局を避けるためには、核兵器を廃棄し「太陽エネルギー文明」に回帰する方向に、大きくハンドルをとる以外に展望がないといふことも、ほぼ明らかになってきた（現代人類は、地球に到達する太陽エネルギーの1万分の1しか使いきっていないといふ<sup>4)</sup>）。

そのためには、人間関係における平和と人間－自然関係の平和——すなわちPeace on EarthとPeace with Earthの双方を追求していくことが不可欠であろう。このような方向にむけて、自らと社会の進路を切り開いていける力量は、どのような条件と基盤のうえで生みだされるのか。21世紀の人間発達の経済学は、この死活の問題に正面からの解答を与えてほしいと思う。

## (2) 「生命系の経済学」から学ぶこと

ハイランダー・フォークスクールは、米国南部の地で基礎研と同様に住民参画型の生涯研究運動を開拓してきたが、この学校の設立を支援した米国の進歩的な神学者のラインホールド・ニーバーは、人間にとってもっとも重要な資質とは、「変えられるものを変える勇気と、変えられないものを受け容れる心の優しさと、そして両者を見分ける叡知だ」と語ったことがある。21世紀の人間発達の経済学は、ニーバーのいう「変えられないもの」、「変えてはならないもの」を見抜き、これを受容する「叡知と優しさ」の経済学に発展することが求められているのではないか。

木の葉っぱ1枚、人間は自らの力で作りだすことができない。人間のできることといえば、宇宙の生命循環の傑作である木の葉を受け容れ利用することだけである。欲得に捕らわれた近視眼で見ると、大地は人間に属しているかに見える。しかし逆に巨視的にみれば人間のほうが大地（地球）に属していることは、先の阪神大震災の示したとおりである。450年前にコペル

ニクスが、地動説を唱えて、人間中心主義的世界觀に挑戦しようとしたように、地球や環境を人間の所有や改造の対象ではなく、人間の生存の基盤にすえること、「生きているから生かされている」への人間観の転換が、いま求められているようと思われる。地球生命圈（biosphere）に抱かれ、生物界に敬意を払う「地球市民」に発達する以外に人類の未来はないであろう<sup>5)</sup>。

ただし生命系としての一体性を強調するあまり、人間と他の生物とを同列に置き、ともに権利の扱い手とする「アニマル・ライツ」（動物権）論は一面的であり、実践的には「生類憐れみの令」を出した將軍綱吉の誤りを再生産するものであろう。また地球の生態系維持のために、繁殖しすぎた人類の一部の「まびき」もやむをえないとする過度にホーリステック（全体主義的）な「地球の利益」優先論にも与することはできない。人類は、「万物の靈長」といわれるよう、環境にたいする特別の責任・義務をおった動物であり、生命系の連鎖一般のなかに解消できない存在だからである。近代西洋社会が育んできたを近代個人主義とヒューマニズムの合理的核心をふまえたうえで「生命系の経済学」と交流することは、21世紀の人間発達の経済学に豊かな実りをもたらしてくれるであろう。

## (3) 宇宙市民としての生命循環的発達論を

終末期医療の現場では、患者の望む自然なプロセスで、最高の「死の質」を保障しつつ、死の受容を支援する営みに関心が集まっているが、「類としての人間」の生命循環の一環として、自己の生命活動を意味づけ、位置づけられるほどに充実した「本物の人生」を送ったかどうかが、最高の「死の質」を享受するためのカギとなる。

じじつ哲学者のバートランド・ラッセルは、その著書『幸福論』を次のような文章で結んでいる。「…自己とその他の世界との対立は、私たちが外部の人びとや物に本物の関心を寄せるようになると、たちまち消散する。そういう関

心を通して、人は、自分が生命の流れの一部であることを…実感するようになる。…そのような人は、自分は宇宙の市民だと感じ、宇宙が差し出すスペクタクルや、宇宙が与える喜びを存分にエンジョイする。また、自分のあとにくる子孫と自分は本当に別個な存在だとは感じないので、死を思って悩むこともない。このように、生命の流れと深く本能的に結合しているところに、最も大きな歓喜が見いだされるのである」<sup>6)</sup>。

類的存在である宇宙市民としての生命循環的発達論ともいべき方向をラッセルは提起しているが、ドイツの作家ミヒャエル・エンデもまた、「灰色の紳士たる時間どろぼう」と闘い、盗まれた時間を人間にとりかえしてくれた不思議な女の子モモの物語に託して、ありうべき人間発達の姿を提起している。モモは、時間を司るマイスター・ホラにいざなわれて、「時間のみなもと」に行く。そこでは「太陽と月とあらゆる惑星と恒星が、じぶんたちそれぞれのほんとうの名前をつげる」「宇宙の生命の音楽」を奏でている。ホラはモモにこう告げる。「そこは、おまえがこれまでになんどもかすかに聞きつけていたあの音楽の出てくるところだ。でもこんどは、おまえもその音楽に加わる。おまえじしんがひとつになると」「あなたは死なの？」…「もし人間が死とは何かを知っていたら、こわいとは思わなくなるだろうにね。そして死をおそれないようになれば、生きる時間の人間から盗むようなことは、だれにもできなくなるはずだ」<sup>7)</sup>。

灰色の紳士たちが支配する賃金奴隸制と闘い、これを克服していくためには、このような視野の人間の発達論が必要となってきたのではないだろうか。

#### (4) 変えられるものを非暴力方法で 変える勇気

かつて科学的社会主義の創始者たちは、社会変革は「労働者階級自身の発達のレベル」があるにつれて「より人間的な形で進むであろう」という見通しをのべたことがあるが<sup>8)</sup>、先のニー

バーの言葉を使うと、「変えられるもの」を正確に見抜き、これを非暴力の方法で変えていく勇気を鼓舞する経済学が必要であろう。

肉体的健康と成長にとって、栄養ある食べ物の摂取が重要であるように、非暴力直接抵抗を担う人格の形成にとって、幼児期にとくに母親から無条件の愛を存分に摂取することが決定的だといわれる<sup>9)</sup>。このような反帝平和主義と絶対平和主義を統合しうる人間的基礎を明らかにする経済学、「非暴力直接抵抗」運動を担う人格の発達のしくみを説く経済学が求められている。

このことを国際関係の分野にあてはめたばあい、憲法9条の「戦争放棄」規定の人間学的基礎を解明する経済学の構築が求められると言いかえることができる。たとえば北欧社会を基盤にする平和学者のヨハン・ガルツウングは、一挙に戦力放棄にいたらいいばあいでも、国家が「非攻撃的防衛」という軍事ドクトリンを採用するばあいの経済的基盤を探求し、自立と自尊と内発的な経済発展戦略をとる必要性を強調している<sup>10)</sup>。

国民経済を担う住民の自尊と自立と内発的な発展の活力を育むには、どうしたらよいのだろうか。「仕事をおこし、地域をつくり、文化を育み、人を育てる」ことが大切だとよくいわれるが、そのためには、情報と科学に接近する権利、仕事とマネーに接近する権利を一般民衆側がもっているかどうかがカギであろう。したがって、デンマークの民衆学校以来の「民衆参画型の共同研究運動」の経験を理論化したり、バングラデッシュのあのグラミン銀行やフィリピンのエコバンクなど民衆のための仕事おこし運動の経験を摂取することが求められよう。

おわりに

かつて奴隸制度が咲きほこったローマ社会では、スバルタクスの反乱をはじめ幾度となく奴隸反乱がおこった。しかし奴隸には、富を破壊する絶望的な反抗はできても、新社会を作りだ

す能力がなかったし、奴隸主にも、より人間的な封建社会をうみだす力量がなかったといわれている。古代ローマの奴隸制文明は袋小路の荒廃に陥り、共倒れの危機に瀕していたのである。この古代ローマ社会を袋小路の危機から救ったのは、F.エンゲルスによれば、外部世界との交流——すなわちゲルマンの未開の文化との出会いであった。すなわち「ドイツ人がローマ世界に植えつけた、およそ活力あり、生命をもたらすものすべては、未開性であった。じっさい、未開人だけが、瀕死の文明に苦しむ世界を若がえさせる能力をもっている」<sup>11)</sup>。

同様のことが、現代資本主義文明にも言えないのであろうか。先進資本主義世界では、大量生産・大量消費・大量廃棄の「所有の文化」に資本家階級のみならず、労働者階級もまきこまれ、地球と人間性の荒廃の道を突き進んでいるようにみえる。時間泥棒たる灰色の紳士たちの呪縛から現代人を解放し、「瀕死の文明に苦しむ世界」を救う道は、外部の世界——たとえば「イソディアソの知恵」に代表される未開の叡知との共生・学びあいではないだろうか。現代人を「もつ様式」の呪縛から解放し、「農の文明」、「清貧の生き方」の魅力を体験させ、「太陽文明」への回帰の道を切り開いていくためには、西洋の近代的知性と東洋的思惟・直観との出会い・学びあい・育ちあいが不可欠ではないだろうか。近代西欧の個人主義的人間発達観の意義を認めつつ、これを相対化する作業のなかから、21世紀の時代の課題にこたえる人間発達の経済学が築かれていくよう私には思われる。

1) ジェレレミー・リフキン『地球意識革命』ダイヤモンド社、1993年。

- 2) 重森暁氏は、人間を「効用の消費者・領有者」としてとらえる「市場民主主義」と人間を「潜在能力の発揮者・発達者」としてとらえる「非市場民主主義」とを区別するカナダの学者マクファーソンの民主主義理論を引用しているが（基礎研編『講座・構造転換 第3巻—人間発達の民主主義』）、フロムも「もつという様式」と「あるという様式」とを区別することで同様の模索をおこなっている。エーリッヒ・フロム『生きるということ』紀伊国屋書店、1974年参照。
- 3) この点は、前著にたいする私の書評的な論文である藤岡惇「民衆発達の経済史を求めて」『経済科学通信』39号、1983年、31ページを参照されたい。
- 4) 日本科学者会議公害環境問題研究委員会『地球環境の有限性と人間社会の変革』日本科学者会議、1994年、13ページ。
- 5) この点では、ジェレレミー・リフキン、前掲訳書、中村尚司『地域自立の経済学』日本評論社、1993年、序章・第1章参照。
- 6) パートランド・ラッセル（安藤貞雄訳）『幸福論』岩波文庫、1991年、273ページ。
- 7) ミヒャエル・エンデ（大島かおり訳）『モモ』岩波書店、1976年、212、218ページ。
- 8) マルクス『資本論』第1版序文、翻訳全集版、大月書店、10ページ。
- 9) たとえばアリス・ミラー『魂の殺人—親は子供に何をしたか』新曜社、1993年を見よ。
- 10) ヨハン・ガルツウング（高柳先男ほか訳）『平和への新思考』1989年、勁草書房、339～350ページ。
- 11) エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』マルクス＝エンゲルス全集、大月書店、21巻、157ページ。

（ふじおか あつし 所員 立命館大学）

## 文献案内

## 税制改革に関する最近の著作

## GUIDE

藤岡純一

消費税税率引き上げをめぐる論議など、税金に対する関心が再び高まっている。そこで、以下、税制改革にかんする昨年前半までの著作をいくつかピック・アップして紹介したい。

北野弘久

『現代企業税法論』

岩波書店(1994年5月)

本書の特徴の1つは、大企業と小企業で憲法的地位が異なっていると考えている点である。すなわち、小企業では所有と経営が一致しているので、法人格を有しているとはいっても、実態は「個人」それ自体である。これを法理論的にとらえると、小企業はその所有者（株主・出資者）の生存権の延長線上にその憲法的地位を捉えることができる。著者はこれを小企業の生存権ないしは生業権として構成している。これに対して、大企業は所有と経営が分離しており、小企業のような法的構造は存在しない。

大企業は、現代資本主義のメカニズム（公権力と資本の癒着）のもとで、さまざまな政治（税金）の保護、たとえば、租税特別措置による「かくれた補助金」の「支給」、目に見える補助金・利子補給の支給、公共事業の有利な受注、有利な許認可行政、大都市における「集積の利益」を受けているので、形式的には「私的企业」であるが、実態は「政治的企業」であり、また、国民的な規模において人々の生活・人権に重大な影響をもたらすという点でも、「公的存在」であると捉えている。したがって、大企業は小企業とは質的に異なった社会的責任を問われるべき「公的」企業であることになる。

著者は、「日本の現行法人税は、会社は法形式的にその法人格の異なるごとに独自の社会単位、課税単位であるという前提にたって、『継続企業』における『期間所得』をそれぞれ独立した課税物件としてとらえているもの」と見るのが妥当である」と述べている。この考え方に基づいて、法人税に応能負担を追求すること、そして、超過累進税率が法人税制に導入されなければならないことを主張している。

超過累進税率によって、大会社は重課され、小会社はその生存権ないしは生業権に鑑みて軽課される。

本書では、企業の担税力を所得だけでなく「かくれた担税力」として財産からも捉え、所得課税と財産課税をセットにして捉える必要があるとし、土地課税にも言及している。

野口悠紀雄編

『税制改革の新設計』

日本経済新聞社(1994年5月)

本書は、野口氏をはじめ7人の共同の著作である。共通する観点は、高齢化社会の財源を考える上で、消費税増税が唯一の課題かを問うている点である。特に重要なものとして、資産関連税の合理化、なかでも資産（とくに土地）保有に対する課税、相続に対する課税がある。また、多くの高齢者が多額の資産をもっているという事実を指摘し、高齢者=経済的弱者という固定観念からは脱却する必要があると述べている。この結論は、高齢者により多くの負担を強いいる税制改革を行うことにある。

第1章「高齢化社会の公的負担の選択」で、宮島洋氏は、社会保険拠出を含めて公的負担の分析をし、税制改革の提言をしている。氏によると、現代の「社会保険」は「保険」の仕組みと政府の強制力を活用した世代間の租税・移転制度であり、保険制度ではない。社会保険拠出を租税の一種と理解すれば、租税と同様、公平、経済的中立、簡素といった望ましい基準から社会保険拠出の賦課ベース、料率、徵収方法などを検討するのは当然となる。具体的には、保険料率の抑制と負担逆進性の緩和に向けて職域保険拠出の賦課ベース（賃金）を所得税の課税ベース（総合所得）に拡大・統合することである。

税制改革の柱は2つである。1つは、中立的租税政策（世代間の負担平準化と経済的影響の回避）から、公的年金控除を廃止して年金を全額課税すること、そして利子所得の優遇措置の廃止が提案される。さらに、帰属家賃と発生キャピタルゲインの課税またはそれに代えて時価評価の経常的資産税（富裕税）

の導入である。ただし、高齢者内の資産格差は大きいので、格差是正のために課税最低限と超過累進税率が必要となる。

もう一つは、高齢化社会の財源としての消費税依存度の上昇である。福祉サービス（特に介護サービス）や福祉インフラ（住宅、道路、交通施設など）の整備の必要性から、消費課税の比重を地方税制の充実に振り向けること、法人事業税の軽減と地方消費税の導入など、地方税改革とあわせて提案している。

このように、氏の議論は、公平よりも中立をむしろ重視した改革提案になっている。第1の柱について、果たして所得税の現行の課税最低限が最低生活費非課税の原則から妥当なものかを検討する必要があると思われる。

本書では、高齢化社会に向かう変化の一つとして、労働環境の変化、とくに女性労働の重要性が増大することをあげ、第6章「女性の変化と税制——課税単位をめぐって——」で大田弘子氏が論じている。このことの重要性は論を待たない。むしろこれまで余り取り上げられてこなかったことが問題であろう。氏は、片働き夫婦と単身者の税負担の不公平の原因を、配偶者控除、配偶者特別控除、そして基礎控除によってもたらされているとして、この3控除の廃止を提案している。しかし、基礎控除と配偶者控除までも廃止することについては大きな異論が予想される。

谷山治雄

### 『増税の論理』

新日本出版社(1994年6月)

細川内閣時に「国民福祉税」構想が出され、その後も、消費税の税率引き上げの必要性が執拗に強調されている中で、「欠落というかほとんど完全に忘れ去られ無視されているのは、租税民主主義の原則である」として、租税民主主義の原則を基幹に据えて、「直間比率の是正」論、「所得・消費・資産に対するバランスのとれた税体系の構築論」、そしていわゆる「高齢化社会論」を批判している。

谷山氏によると租税民主主義は議会制民主主義と不可分の関係にある。資本主義において国家は租税国家として成立する。一方、生産手段を私有財産として所有する階級が支配する社会から税金が徴収されるから、私有財産を侵害することになり、経済的に矛盾が生じる。そこで支配階級は国家が恣意的に課税権行使することによって、過度に私有財産を

侵害しないように規制を加える。つまり、国家は課税と税金の使途について納税者の同意を必要とする。租税法律主義と予算承認制度が誕生する。この国家との「契約」は具体的には納税者の代表からなる議会の議決によって行われる。

租税法律主義のもとでどのような租税立法が望ましいかについて一定の基準が必要になる。そこで租税原則が登場する。納税者のサイドから国家にまもらせる規範である。租税原則として、公平、確実、便宜、微税費最小などが有名でかつ普遍的である。このように、「租税民主主義は、手続きだけに関してだけでなく、実体として納税者の利益を守るべき租税原則を実現するものでなければならない」。

氏によると、今日租税民主主義を復活させる役割は、被支配者階級としての国民が負うことになる。「長い、かついろいろな経過をへて、公平（公正）の原則を中心とする租税原則は、累進課税、人的控除と勤労者に対する特別の控除、申告納税制度（納税者の自己賦課制度）として、不十分な点や欠点があるにせよ実現されたのである」。

最後に、租税民主主義の1つの重要なものとして、税務行政における納税者の権利の問題をあげ、納税者の権利憲章の財政学的視点について論じている。

石弘光編

### 『環境税—実態と仕組み—』

東洋経済新報社(1993年12月)

北欧をはじめオランダなどで「炭素税」が導入され、E C委員会で炭素・エネルギー税が提案され、O E C Dも環境税の導入を促進する報告書をまとめ、最も反対していたアメリカもクリントン大統領になってから積極的な取り組みを始めているという世界の変化の中で、日本だけが安閑とこのまま世界の動きをみているだけではすまされない時期にきているという問題意識で、本書が編集された。

環境保全のためには、直接規制とともに税制、補助金、排出権取引などの経済的手段があるが、編者は、「地球温暖化で代表される地球規模にまで拡散した環境汚染に対して、市場メカニズムを媒介とした手段以外には有効に機能しえないことは明きらかである」として、今後の環境政策の遂行にあたって環境税が中心的な役割を演じるのは間違いないと、している。

このような前提のもとに、第3章では、環境税（炭素税）の租税論的検討が行われている。また、第2部では、諸外国の環境税の実態が紹介されてい

る。北欧では、直接的規制と市場的手段が結合されている。今後、両者の総合的な紹介が必要となるであろう。

**世界資源研究所編、飯野靖四監訳  
『緑の料金』  
中央法規(1994年8月)**

本書では、環境税は環境保全のための経済的手段にとどまらず、より多くの目的と結合される。「課

税対象を労働や投資などの『グッズ』から環境汚染などの『バッズ』に移すこと」という表現に示されるように、租税負担の一部を奨励したい労働や投資から抑制したい行動である汚染や廃棄物などに移すことである。これによって、クリーンな環境が生まれ出されるだけでなく、経済面での行動意欲を妨げる効果が減少するとしている。徹底した効率性からのアプローチである。(1994年9月脱稿)

(ふじおか じゅんいち 所員 高知大学)

## 好評！

基礎経済科学研究所編

《人間発達の経済理論》新版！

**人間発達の政治経済学** 青木書店 ￥2884

現代資本主義のもとでの人間発達の法則的見通しとその条件を、日本の現実にそくして追究する

執筆者＝二宮厚美・成瀬龍夫・重森暁・青木圭介  
柳ヶ瀬孝三・森岡孝二・池上惇

基礎経済科学研究所編

企業中心社会から文化中心社会へ!!

**文化中心社会の条件** 労働旬報社 ￥2500

生活の芸術化・労働の人間化・人間的な「まちづくり」をすすめるために

執筆者＝池上惇・木津川計・中山久雄・小沢修司  
森岡孝二・須田稔・大西広・柳ヶ瀬孝三

森岡孝二編著

**現代日本の企業と社会** 法律文化社 ￥2575

人権ルールの確立をめざして

企業中心の日本の労働と生活のシステムを考察し、働く個人が社会生活の主体として自由と幸福を享受する権利の保障には何が必要かを解明

執筆者＝十名直喜・高田好章・小野満・西田達昭・森岡孝二  
森井久美・池田清・仲野（菊池）組子・高島嘉巳

## 「日本型企業社会の政治経済学」 にむけての確かな歩み

—『経済科学通信』77号を読んで—

### I

『通信』を久しく読んでいないらしいという悪い噂のためか、今回は77号の書評を仰せつかった。お陰様でというべきか、「久しぶり」に最後のページ(88ページ)まで読み通す機会を得た。1冊1000円分(実質的・内容的には1200円に値上げ済み?)が「回収」できたかどうか、考えてみたい。

表紙にあるが、77号は特集I「日本型企業社会と女性」、特集II「マルクスの何を引き継ぐか」、座談会「憲法問題の政治経済学」、および記念講演「経済学と人間」の4本柱である。それに海外通信「南部イタリアの風土と社会(下)」、書評3本、基礎研だより、読者の声3本、編集後記である。全体としての筆者の印象は、「日本型企業社会の政治経済学」の構築にむけて、着実な第一歩が踏み出されたことが実感できる、というものである。

特集Iは(書評も含めて)、73号特集「企業社会の変革と人権論」、74号「24時間化社会」、76号「日米における労働時間短縮の障害」の流れのなかにあり(75号は「入門者のための経済学」)、基礎研の得意とする分野と課題に立ち向かい、東京で初めて開催された春期研究交流集会(1994年3月12日)のシンポジウムの記録である。日本型企業社会を形成する要素としての「家父長制」の裏面で抑圧されている女性(研究者)の発言は、さすがに迫力がある。とくにイデオロギー批判となると男性(研究者)の家庭生活、女学生(就職)指導やいかん、と厳しく問い合わせられているようである。

女性サイド(フェミニズム)から論じると、「経済」問題が生活、家族・家庭、地域社会、企業と国家(政策)と広い視野にたって、総合的に体系的に分析することの必要性がより明瞭に、より容易に理解しやすいように思えた。しかも研究対象の重点の差というべきかもしれないが、変革・克服の契機が、個の自立、家庭生活環境の改善、(福祉)政策の変革と、

ニュアンス・レベルの差というべきかもしれないが微妙に異なる点がおもしろく、今後の研究の深化・発展が楽しみである。

特集IIは正直言ってやや難解であった。その意味で、何を引き継ぐのか、引き継ぐべきものの確信は、全体としてまだ確かなものになりえていないという印象である。企画(テーマ)として時期早尚と言ふべきか。「マルクス(経済学)と現代」というようなもののほうが、もう少し気楽に読め、議論できるのではないか。個々には積極的で説得力があっても読者の姿勢(や熱意)に規定されて、思うような成果が生まれないのではないか。

理論問題を大胆に取り扱い、議論の対象とすべきであることは明白である。しかしこれも特集Iと同様に春期研究交流集会でのシンポジウム(3月13日)の記録であり、口頭報告の文章化であるから、加筆・修正があるとはいえ、その場の雰囲気というものがあるから、記録としてどうとどめるかという問題が残ると思う。報告者の(他の業績)紹介、本文中の原点や出典、さらには参考文献、論争史、研究状況のサーベイなども必要であると思われる。反論や疑問を感じるとまでは言わないにしても、そういう意見や見方もあるのかと思って読みすぎてしまう、またはこれにこだわってみよう、頑張ってみようという思いが残りにくいし、誤解や誤読も生じかねないのではないか。

両特集ともシンポジウムの記録であるから、報告後の会場での討論や主要な論点などの紹介もあれば、(書評をするにも)便利であり、また有益であろう。研究交流集会に出席できなかった人へのサービスにもなるであろう。

### II

座談会は新しい形態の企画としても興味深い。憲法問題を焦点として政治改革が急速に進んでいくこうとしている情勢のもとで、タイムリーであった。と

くに社会党については、すべてにとって「冷戦体制の終結」と「政権党の責任」ということが理由となつて、政治理念や政策目標が転換され、それが日本の政治体制にも想像もつかなった大変革をもたらしたのであるから、「連合」の役割や「平和基本法」のイデオロギー的機能も含めて、基本的には社会党の行く末を見通すという視点にとっても示唆されるところが多かった。

日本では経済制度や仕組みについては基本的な枠組みが継承されていくなかで、政治的には大転換が為された。したがってその過程の分析には、帝国主義概念の深化・現代化が必要であろう。やはりレーニン『帝国主義論』に戻って3つの指標の現代的具体化と、その相互関連についての分析と、さらには世界支配体制のなかでの位置づけについて、検討しなければならない。そのための経済学と政治学さらには憲法学との共同研究の必要性の提起については賛同する点が多い。冷戦体制が終結したか否かの判断も、偏に帝国主義概念の理解にかかっている。帝国主義の政治経済学というものが、現在もう1度必要となっているのではないだろうか。

基礎研こそがこうした方向で取り組んできたと思われる。実績もあるし、その役割も担えるのではないか。権利を創る、研究者群像、人間発達論、家族論・女性論、地域分析と、さまざまな方面から基礎研運動はもっと盛り上がるべきであるし、発展するはずだと思うのは筆者ひとりであろうか。

水田洋「経済学と人間」(記念講演)は、設定されたテーマと講演者の両方がともにうまく生かされて読みごたえがある。編集後記にもあるが、スミスからマルクス、女性問題から民主主義論、労働論と疎外論など広く問題を整理したものが、残りの特集の道標にもなっている。これは単なる偶然ではなくて、都留重人「『成長』ではなく『労働の人間化』を！」(岩波書店『世界』1994年4月)、山崎怜『経済学と

人間 アダム・スミスとともに』(昭和堂、1994年)などの経済学の新しい流れのなかで、基礎研も『人間発達の政治経済学』(青木書店、1994年)の出版など、立派に棹さしていることの証明でもあろう。

### III

偶然でもあろうが、今回の特集が、シンポジウム、記念講演、座談会とすべて報告録音の文章化である。記録として残すことが必要であるし、意義もある。話されたものは最初から書かれたものよりも読みやすいという利点もあるが、読みやすさに流されてしまう危険性も高いと思われる。参考文献等も丁寧につけ加える必要があるだろう。その点では、中川論文の配慮には頭の下がる思いがした。記念講演などの特別企画は別にしても、内部のシンポジウムであるならば、そしてそれを記録として公刊するのであれば、報告者にある程度の「サービス」が要求されていると思う。依頼するか自分で処理するかは別にしても、そうした点の配慮が、編集者(局)の権威というものであろう。

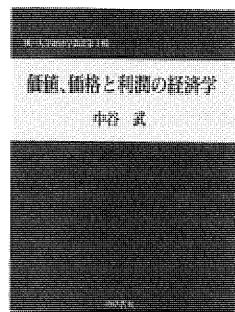
今号の特集がシンポジウムの報告などであったためか、今回の書き手がすべて大学教員(OB、卵を含めて)であった。内容が、フェミニズムの経済理論、マルクスやスミスの学説史研究といった、基礎研では比較的とりあげられることの少ない分野にかたよったことも、こうした結果を生みだしたといえよう。手薄な分野に切り込んだことは大きな功績である。でももう少し組み合わせといったことも考えて、バラエティーに富んだものにする必要があるだろう。基礎研の特徴である労働者研究者が1人でも加わっていれば、もっと違った印象も得られたであろう。77号を初めて見た読者は、基礎研のイメージをどのように描くのであろうか、と思ったりもした。

(中谷 武雄 所員 徳島大学)

中谷武著

## 『価値、価格と利潤の経済学』

勁草書房, 1994年。3914円



### I

最近の論壇の一部には、旧ソ連・東欧の社会主义の崩壊とともに、マルクス理論も破産したかのようにみなす風潮があるが、それに対して、本書は、数理経済学の最新の分析装置を用いて、マルクス経済学の核心、すなわち労働価値説にもとづく価値・価格理論と剩余価値・搾取論を検証し、展開しようとした労作であり、最近の経済理論書における一大収穫といえよう。

はじめに、本書の章別構成を示しておこう。

まえがき

第1章 価値

第2章 価値と価格

第3章 利潤の存在

第4章 技術進歩と利潤率

第5章 利潤率・賃金率・価格の変動

### II

まず第1章は、労働価値説の意義を論じたものである。すなわち、著者は労働価値について、「商品を生産するために人間が標準的に支出しなければならない労働量」(p.10)と定義し、これに基づいて資本制の経済現象を解明しようとする労働価値説は、資本制について、1.協業と分業の発展、2.労働生産性の測定、3.商品生産の特質、4.不等価交換、5.利潤と搾取、6.階級対立、7.生産の社会的性格と決定の私的性質、という諸課題を提起することができ、かつ解明できるとしている。そして、このような観点から、一方では労働価値説に対するJ.S.ミル、ジェボンズ、ワルラス、サミュエルソン、スティードマンらの批判と、他方ではクラウゼや大野節夫氏らの「擁護」とともに批判しているのである。

第2章は、市場価格に対する労働価値の規定性を検討したものである。すなわち、価格比率と価値比

率が比例するわけではないが、各生産部門で利潤が存在するためには、価格比率がとりうる範囲とその変化方向は、価値比率とその変化によって規定されることが明らかにされる。たとえば、生産財、消費財の2部門モデルでは、価格比率のとりうる範囲は次のようになる (p.35)。

$$\left( \frac{t_1}{t_2} \right) \left[ 1 + \frac{e}{(1+e)k_2} \right] > \frac{P_1}{P_2} > \left( \frac{t_1}{t_2} \right) \left( 1 - \frac{e}{1+e} \right)$$

(ただし、 $t$ =価値、 $P$ =価格、 $e$ =搾取率、 $k$ =生産の有機的構成、添字1は生産財生産部門、2は消費財部門を表す。) 同様の関係は、n財の場合でも成立するとされている。このような観点から、著者は、産業連関表を用いて1975年から85年にいたる日本の価格と価値を実際に試算し、両者の相関係数がかなり高い(10年間の変化では相関係数は0.916)ことを発見している。

第3章は、利潤発生の条件が剩余労働の存在であるという「マルクスの基本定理」を一般的な形式で証明し、さらに異質労働や国際関係が存在する場合にまで拡張したものである。ここで、熟練労働を単純労働に換算する換算率としては、マルクス・ヒルファーディング・置塙信雄氏の方法にしたがって、単純労働を熟練労働に変換するのに追加的に標準的に必要とされる財および労働の価値分だけ、熟練労働は高く評価されるとし、また、国際的な相互依存関係の成立によって、各国の財の生産の必要な労働は世界価値として把握されるが、世界価値のもとで「マルクスの基本定理」がどのような変容を受けるかが明らかにされている。

第4章は、技術進歩に関するいわゆる「置塙定理」を検討したものである。「置塙定理」は、生産費用を低下させるような新技術が基礎部門に導入されるときは、利潤率を高めるというものであって、マルクスの利潤率低下論との関わりで、国際的にも議論

の対象になってきた。著者は、「置塙定理」に関する論争点を6点に整理し、そのひとつひとつに反論をくわえるとともに、とくに固定設備が存在する場合、競争の動態過程で資本家の技術選択基準や予想が異なった場合、プロダクト・イノベーションの場合をとりあげて詳論し、いずれの場合にも「置塙定理」が基本的には成立することを明らかにしている。

最後の第5章は、いわば応用編で、外国貿易、技術進歩、資本家と労働者の要求実現行動等が、相対価格や実質賃金率、利潤率に与える影響を検討したものである。とくに、その第4節では、独自のスタグフレーション論を展開し、諸階級の要求の不両立性と彼らの要求実現能力の部分的獲得がスタグフレーションの発生要因であり、景気の落ち込みを防ぎ、一定の定常状態に戻そうとする国家の経済介入がスタグフレーションの持続要因であることを明らかにしている。

### III

本書の第1の、そして最大の貢献が、労働価値説の現代的意義を明らかにした点にあることは、疑いない。労働価値説については、マルクス経済学者の間でも、これまで相対価格決定論としては消極的に解する傾向が支配的であったように思われる。労働価値説を相対価格決定論として「擁護」しようとすると、結果的には、交換比率と等しくなるように価値の定義を変更する試みとなつた場合もあった。これにたいして、著者は、マルクスの労働価値概念を基本的には維持しつつ、労働価値は相対価格のとりうる許容範囲を規定するという新たな考え方を提起し、しかも現実のデータによって、価値変化と価格変化の相関がきわめて高いことを実証したのである。もちろん、結合生産物の価値規定など、労働価値説

には未解決の問題が残されていることも指摘されている。

第2に、「マルクスの基本定理」を一般的な形式で証明して、「利潤、剩余生産物、そして搾取の存在は互いに同値」(p.93)であることを明らかにし、しかも異質労働や国際関係が存在する場合にまで拡張したこと、評価されるべきであろう。精緻をきわめているかに見える現代の新古典派経済学において、最大の弱点をなしているのが、利潤の存在についての合理的説明を欠いていることである。これに對して、マルクスは、資本制下の労働者は労働をおこなうことと引き換えに一定分量の賃金財を受け取るという関係に注目し、利潤の源泉が剩余労働にあることを明らかにした。マルクス自身は、限られた条件のもとでしか「基本定理」を証明しなかったが、これをより一般的な条件のもとで、異質労働やグローバル経済の存在を考慮に入れて再証明したことは、重要な理論的意義をもっている。ただ、世界価値を考察するさい、著者が「完全特化」(p.109)を想定しているのは過度な単純化のように思われる。

第3に、最終章で展開されているスタグフレーション論も、現代資本主義論として注目すべきものがある。著者によれば、労働者階級や一次產品輸出国が要求実現能力を部分的にせよ獲得することがスタグネーションの発生要因であり、国家の経済介入（安定化政策）がその持続要因であった。したがって、スタグフレーションが潜在化し、むしろスタグフレーションが顕在化している現在は、グローバルな新自由主義政策と旧ソ連・東欧の崩壊の中で、労働者階級や一次產品輸出国がかつての要求実現能力を喪失し、国家もスタグネーションをビナイン・ネグレクト（見て見ぬふり）している事態とも考えられるのである。

（鶴田満彦 中央大学）

山口義行・小西一雄著

## 『ポスト不況の日本経済』

講談社現代新書、1994年。税込650円



### I

戦後最大級の「平成不況」の「底入れ」の報を聞きながら、1995年の初春を迎えた。しかし、大納会・大発会はご祝儀相場も成立することのない安値におわっている。そればかりではなく、1ドル=100円を切る円高の進行は、日本経済の空洞化・雇用不安をわれわれにあたえている。日本経済は「平成不況」からの脱却はおろか、先行きは全く不透明な状態である。

現状の日本経済の深刻さと比例するようにバブル不況についてさまざまな経済分析が世に出されている。たとえば、今時不況の特徴を示す現象といえる「価格破壊」についての分析もその1つといえよう。多くの著書は、「価格破壊」を景気回復の起爆剤と位置づけ、規制緩和と輸入促進を唱えている。そうしたなかには、「バブル」期に「投機に手を出さなければ人ではない」とまで豪語したエコノミストによる、際物的な「価格破壊」論も見られる。

このようにさまざまな性格の「バブル不況下日本経済論」が世に出されているが、冷静かつ地に足の付いた分析は希少である。その中にあって本書は、70年代以降進んでいる戦後日本経済の構造変化の総決算として今時「バブル不況」を位置づけ、「その後の日本経済」の分析を試みたものである。以下では、全体が2部構成されている本書の内容を紹介しよう。

### II

第1部『「平成不況」はなぜ戦後最大級になったか』では、「平成不況」という戦後最大の経済停滞のメカニズムを明らかにすることを課題としている。そこでは、「平成不況」をひきおこした構造的問題の解明を、「日本企業の高コスト体質」、「金融活動の肥大化」、「外需依存型成長の限界」という3つの

キーワードと個別企業がとった不況克服策に求めている。

70年代、それまでの高度経済成長が終わりを告げ、低成長時代の幕が切っておろされた。低成長下に日本企業は、2つの戦略をとる。それは、一方で、「ヒト、カネ、モノを節約する『減量経済』を徹底的におこな」い、他方ではそれまでの少品種大量生産から、多品種少量生産へと経営戦略を転換することであった。この戦略を支えたのが、1つが「日本の経営」であり、生産現場への「ME技術の導入」であった。ME技術は、絶えざる製品差別化に象徴される多品種少量生産を可能にさせ、それによって発生する無駄を削減するために必要な技術であった。しかし、皮肉なことに、そのME化そのものはむしろ多額の設備投資や研究開発費などのコストを企業に負担させる技術でもあった。こうして70年代以降の日本企業は、自らが採用した戦略ゆえに「高コスト体質」を定着させた。

この「高コスト体質」を表面化させないためには新たな消費の創出と量産効果が現れることが必要であった。この条件を支えたのが80年代前半の高金利・ドル高政策をともなう「外需」の存在である。この「外需」という条件も、85年のプラザ合意を境に一変する。高金利・ドル高政策をとったアメリカ経済の限界が対外債務の累積というかたちで現れたのである。アメリカ政府は日本に対して、円高と対米経常黒字の縮小、内需拡大政策を迫った。この85年が内需主導型経済への転換点でもあった。

「内需主導型経済」への転換は、「日本企業の高コスト体質」を改善させることはなかった。むしろ飽和した日本市場での需要掘り起こしのために、その体質を深化させるだけであった。しかし、一時的にせよ「高コスト体質」が隠蔽された。それは「金融バブル」が発生したからである。

このように70年代以降、日本経済は「高コスト体質」をはじめとして抱えてきた問題点を先送りするかたちで進んできた。しかし、その先送りは限界に

達する。「バブル不況＝平成不況」はこうして発生した。平成不況は、日本企業にどんな行動をとらせたであろうか。「高コスト体質」に対しては多方面に渡る激しい「リストラ」。「金融バブル」にはクレジット・クランチ（貸し渋り・信用収縮）。そして、「円高下の外需依存」には、海外への生産拠点の移転。いずれもが、不況を深刻化させ、出口を見えなくさせる企業行動であることはいうまでもない。

### III

それでは、日本経済に未来はあるのだろうか。多くの論者は、現在進行中の価格破壊とアジア市場の拡大に可能性を託している。しかし、本書の著者は、第2部『「平成不況」を経て日本経済はどう変わるか』において、冷静にそれらを分析し、問題点を指摘する。例えば、価格破壊に対しては、消費者本位の経営戦略として価格低下が進んでいるか、疑問を

投げかける。そして、アジア市場の拡大に対しては、日本の過剰資本のはけ口としての役割を担わせている点、さらにアジア市場がかつてのアメリカ市場の代替的な役割を果たすようには発展しないであろう点を指摘する。

以上簡単ではあるが、本書の内容を見てきた。本書は、新書としてわかりやすくコンパクトに現在の日本経済を解剖している。しかし、その内容は、実体経済から金融経済までを含む重層的な中身の濃い分析に成功していると言ってよいであろう。さらに、本書はわれわれに1つの課題をも与えてくれている。現在の日本経済の停滞の根本的な原因の1つは「『消費者』の不在、『地方』の不在、『個人』の不在という3つの『無い』」に規定された日本経済の特質からきている。本書の著者が指摘するように、真に国民本位の経済回復＝不況からの脱出をはかるための課題は、この3つの「無い」を克服する形で内需中心の日本経済再生の道を探ることであろう。

（松本 朗 所員 愛媛大学）

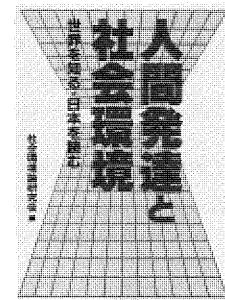


## 書評

神戸大学発達科学部社会環境論研究会編

### 『人間発達と社会環境』

労働旬報社, 1994年。3000円



#### I

「あとがき」で述べられている本書刊行の経緯は、大学の研究・教育に携わるものにとって示唆的であり、切実である。

本書は、神戸大学教育学部が改組され、「聞きなれない」発達科学部(Faculty of Human Development)が誕生した(1992年10月)ことから生まれた。この「全国で初めての学部は、これまでの教員養成を主たる目的とする教育学部から、『人間の発達』という最も基本的な課題を、人間のライフサイクルの全段階にわたって、その発達の諸条件を総合的に研究・教育することを目指して誕生した」のである。この学部は、3学科(人間発達科学科、人間環境科学科、人間行動・表現科学科)から構成され、その1つの人間環境科学科に社会環境論講座がおかれた。本書の著者、「社会環境論研究会」は、この講座のメンバーである。

「あとがき」によれば、この研究会は、講座発足後、「社会環境とはなにか?」、「それは何を目指し、いかなる研究システムとして構想されるべきか?」をテーマに、直接的には「社会環境概論」という授業科目をどのような内容として構成するのかを念頭におき、93年4月からは授業実践をふまえながら継続されたという。そして本書が誕生したのである。

いま大学もまた、国公私立を問わず大学進学人口の急減、社会構造の急激な変化という「サバイバル」に直面し「リストラ」を迫られている。教養部の改組、教育学部の新課程(教員免許取得を要しない課程)設置、学部の再編、各種付置センターの設置と大学「改革」は目白押しである。しかしこれらの「改革」は、しばしば大学政策の展開による「外圧」や文部省の誘導によって具体化され、必ずしも大学内部における研究的討議やコンセンサスが十分におこなわれていない。新しい皮袋の準備に懸命で、中身は古い酒(旧来のスタッフの授業科目組み替えに

すぎない)であることが多い。

冒頭にながながと本書刊行の経緯にふれたのはほかでもない、上記の大学をめぐる状況のなかで、本書の刊行の契機となった神戸大学発達科学部こそ、ある意味では目白押しの大学「改革」の先頭を切り、教養部改組と教育学部改組の結合の上に成立したものであるからである。筆者の関心でいえば、教育学部は少子化のなかで卒業後教員に採用されるものが急減し続け、〈教員養成を主とする〉という存在の基本が問われ、さまざまな大学で改組・改革をめぐる作業が行われている。その中で文部省は、いくつかの大学に、神戸大学発達科学部の改組の方向をモデルとして示唆しているとも伝えられている。だが当然のことであるが、「改革」は中身をともなうものでなければならない。

その意味で本書は、新しい講座の発足にともなう概論講義の構想づくりを共同研究、共同討議、授業実践(学生とのやりとりからも学びながら)おこなうなかで生まれた貴重なものなのである。冒頭、切実であり、示唆的であると述べたのはこの意味である。

#### II

本書は、社会環境論を「人間と自然それぞれに潜む潜在的能力を人間発達と自然の保全に向けて開花させる社会環境のあり方を探求し、その担い手を形成しようとするもの」(序)と仮設し、以下の著者たちが個別の専門科学に立脚しながらも、それを超えて「人間発達の社会環境」という視点から日本社会のあり方を総合的に検討している。

本書の構成と著者とその専門は以下の通りである。

序 社会環境論への招待

第一部 現代日本の社会環境

第一章 「豊かな社会」日本の国民生活(岡田章宏・比較社会規範論)

第二章 「豊かな社会」日本の労働環境(二宮

- 厚美・経済学)
- 第三章 現代日本と都市環境（山崎健・都市地理学）
- 第四章 現代社会と学習環境（今谷順重・社会認識教育論）
- 第二部 世界の中の日本
- 第五章 世界の中の日本・日本の中の世界（浅野慎一・社会学）
- 第六章 国際平和と日本（和田進・憲法学）
- 第七章 地球環境時代の人間と自然（岡田）
- 第三部 歴史の中の人間と主体形成
- 第八章 世界史の中の近・現代社会（中山章・西洋史）
- 第九章 人間の発達と社会倫理の形成（布川清司・民衆倫理思想史）
- 終 章 現代社会における人間の発達（二宮）
- 以上のようにまず第一部で、日本社会の現状、その実態と問題点を折出し、第二部で、現代日本と世界・地球環境との関わりを検討し、第三部で社会を担う主体の形成を歴史の中から探っている。

## III

本書を読むとき、著者たちが「社会環境を人間発達の視点から分析し把握するということは、一定の社会環境が生み出す人間発達の潜在的 possibility を生活・労働・地域・学校などの舞台から折出し、グローバルな視野をもって、その潜在化の論理を政治・法律・規範・制度などの世界で追求することにあ」り、「社会環境が作り出す人間発達の可能性を社会総体

の分析から顕在化していく論理を追求していくこと、ここに醍醐味がある」（終章）という視点を共有しようとしていることに教育学研究に携わるものとして共感する。

「人間の形成にとって、したがってまた人間の教育にとって、つねに第一義的な問題は、人間がどのような社会的生活をいとなんているかということだ。これは平明なことがらである。しかし、一般に教育関係者はこの平明なことがらを正当に評価していない。いやむしろ、しばしば、愚かしいまでに、また滑稽なほどに、この平明なことがらを無視している」と教育学者・宮原誠一が述べてすでに半世紀がたつ。〈いじめ・自殺〉事件が後を絶たないように、著者らのいう「主体の貧困化→社会環境の貧困化」は現在進行形である（西尾市の大河内君の自殺事件を学生にコメントさせたところ、数人の学生は「いまぼくたちがここにいる時に、いじめられ、死の淵にいる子どもが数千人はいる……」と絶句した。そしてその言葉通り、子どもの自殺が相次いでいる）が、いまだ「平明なことがら」は無視されており、その克服のためには「主体の発達→社会環境の変革」の視点とイメージを明らかにすることが切実に求められている。また〈発達科学〉のなかに本書の視点が位置づくことは必要不可欠なことである。それは私を含めた教育学研究に携わるもののが課題でもある。

最後に、本書は学生の入門書として書かれている。おそらく著者らは学習主体としての未成熟な学生たちと苦闘されているよう。本書がさらなる授業実践を経て、内容豊かとなり、〈新しい酒〉の味わいを提供していただくことを期待したい。

（山本 健慈 和歌山大学）

## 第17回夏期研究大会が開かれる

—「家族」と「不況」に焦点を合わせて—

基礎経済科学研究所の第17回夏期研究大会は、1994年7月16日（土）～17日（日）の日程で、関西大学100周年記念セミナーハウス・高岳館（高槻キャンパス）で約80名の参加者を集めて開かれた。

基礎研は、ここ数年、基礎研編『日本型企業社会の構造』（労働旬報社、1992年）に一つの集約を見るように、日本型企業社会の構造とその変革の展望について議論を重ねてきた。

基礎研創立25周年記念大会として開かれた1993年の夏期研究大会では、『働きすぎのアメリカ人』（憲社）の著者であるアメリカのハーバード大学のジュリエット・ショア一氏を招き、女性や家族の視点を交えて「日米における労働時間短縮の障害」について国際シンポジウムをもった。94年春期研究大会（研究交流集会から名称変更）は、東京の駒沢大学を会場に、『企業中心社会を超えて』（時事通信社）の著者である東大社研の大沢真理氏を迎えて、「日本型企業社会と女性」というテーマでシンポジウムをもった。これらは、『日本型企業社会の構造』まではどちらかといえば男性を中心とする正社員＝コア労働者の職場生活に焦点を合わせてきた企業社会論を、女性労働と家族の視点にシフトさせたものといえる。

また、従来の企業社会論は日本の経済大国化とバブル経済が問題になった1980年代後半に登場した議論といってよいが、最近の日本の経済社会の動きを考えるうえで見過ごせないのは、ポストバブルの構造的危機と循環性恐慌が重なった戦後最長の不況のなかで、生産システムと雇用慣行の両面にまたがる形で、企業と産業の新たなリストラが進行していることである。

こういう流れの中で開かれた94年夏期研究大会は、共通テーマを「日本型企業社会の変革課題——家族と不況の視点から」とした。

初日の第1シンポジウムは、今年が国際家族年でもあることから、家族の視点から企業中心社会をとらえなおすという意図をもって、ゲストスピーカーに一橋大学社会学部の木本喜美子氏と弁護士の宮地光子氏を迎えた。基礎研からは佐藤卓利氏が報告に立つ

て、「日本型企業社会と家族」について討論した。

木本報告「日本型企業社会と家族」は、家族変動の渦中にある欧米における「家族の危機」と日本の現実を対比しつつ、日本の家族を企業社会の支配に一方的に組み込まれ崩壊の淵に立たされているととらえる議論に疑問を提起し、欧米に比して日本の家族が「安定性」を示している意味を考えるためにも、「企業社会と家族の相互浸透関係」を把握することの重要性を強調した。報告では、また、最近の家族論から木田淳子氏の近著『家族論の地平を拓く』（あゆみ出版）をとりあげて、それが子育て期の共働き家族をモデルにしている点でもつ問題点を指摘するとともに、家族論の再構築のために、ジェンダー視点とジェネレーション視点の導入の必要性を説いた。

宮地報告「日本の労働者的人権と家族」は、単身赴任裁判と過労死事件の事例から、日本の労働者の人権のありようと家族のありようを重ね合わせに照射して、女性の労働権が非常に軽く扱われていることが、結局は、単身赴任や過労死といった日本社会のヒザミと一体になっていることを明らかにした。この報告によれば、日本において男と女、あるいは、夫と妻の関係をゆがめているのは、女性の労働権が軽んじられ、女性が結婚や出産や、夫の昇進などを契機に退職に追い込まれ、再就職はパートでしかないような社会関係にほかならない。

佐藤報告「『日本型福祉社会』家族」は、「日本型企業社会」とそれに対応した「日本型福祉社会」を、個人が尊重されず男女差別が根強い日本社会の特異性を表す2つの側面ととらえるところから出発して、「日本型福祉社会」が夫婦と未婚の子どもからなる労働者家族に高齢者の扶養と介護をゆだねる家族頼みの政策であることを指摘し、公的年金制度や生活保護制度によって部分的には実現してきた高齢者扶養の社会化を、より全面的に実現していく道を展望するものであった。

2日目の第2シンポジウムでは、ゲストスピーカーに神戸商科大学の菊本義治氏を迎え、基礎研から青木圭介氏と井内尚樹氏が報告に立って、「90年代不

況と日本経済の行方」について討論した。

菊本報告「90年代不況と日本経済の行方」は、今回の不況を周期的な循環とバブルの崩壊が重なった不況であるととらえ、バブルの原因を、カネあまり現象、低金利、および投機から説明し、不況の長期化した要因を、バブルの後遺症にくわえて、日本企業の多国籍企業化、生産現場の外国移転、不況を利用した中高年管理職の人員整理を中心とする企業のリストラ・合理化、それに対応した政府の財界追随的な不況対策などに求めた。そして、今後の日本経済のあり方を展望して、消費需要の創出や福祉の充実のためにも、高利潤経済から生活重視経済への転換の必要性を説いた。

青木報告「日本の大量生産システムの再編の行方」は、生産の「同期化」と「ムダの排除」を追求するトヨタ生産システムが現場労働者の高度な注意力の発揮を前提とした「ストレスによる管理」であることを明らかにした。そして、報告は日本の生産システムが、企業内の単純反復的労働を女性に担わせる点でも、家事労働を女性に押しつける点でも、日本の社会構造全体にかかわる性別役割分業の固定化を前提としていることを問題にして、職場と家庭の両面での男女共生社会を追求していく方向に生産システムを転換する条件を探った（本報告の内容については基礎研編『人間発達の政治経済学』青木書店、1994年を参照）。

井内報告「不況下の地域経済と中小企業」は、京都府下の丹後および西陣の地域調査から、不況にあぐ地域経済の現状を、出荷高の下落その他の指標をあげつつ概観し、政府・自治体の金融政策や技術的営業支援などの商工政策のあり方を問題にし、本物づくり（MADE IN KYOTO）の運動にもふれ

て、設備投資支援型投資から人材育成型投資への転換の必要性を説いた。

以上の第1シンポおよび第2シンポのほかに、今研究大会では6つの分科会がもたれた。以下ではそれぞれの報告要旨の紹介は省略し、報告テーマと報告者名だけをあげておく。

(1)日本における男女差別——『日本からの手紙』をめぐって：「『日本からの手紙』を編んで」（庄司怜子）、「住友系メーカー3社に働く女性たちの場合」（北川清子）、「商社における女性差別」（越堂静子）、「世界における男女平等の流れ」（中川スミ）。

(2)個人の自立と市場・政府：「規制緩和の意味するもの」（森岡真史）、「規制緩和と国民生活」（小沢修司）、「90年代および20世紀初頭のアジア太平洋に関する計量的予測」（大西広）。

(3)政治経済学：「国際政治経済学の一潮流—霸権国理論を中心に」（坂井昭夫）、「アメリカ・ラジカル派の経済学—“抗争的交換”をめぐって」（角田修一）、「地球社会の政治経済学—新しい教科書づくりから」（森岡孝二）

(4)情報の経済学：「情報化と時間」（山西万三）、「情報の経済学の課題」（野口広）、「情報と経済学」（大日方聰夫）。

(5)地域と自治体：「1930年代の大都市財政—関一の財政思想をとおして—」（西堀喜久夫）、「大阪府下自治体の財政分析とその類型」（初村尤而）、「『四全総』の地域活性化戦略の意義と限界」（芳野俊郎）。

(6)企業と労働：「合衆国におけるコンティンジメント・ワーカー（随時労働者）の増大」（仲野組子）、「市場における計算可能性について」（小野満）、「フレキシビリティと労働市場」（井上秀次郎）。

（文責／森岡孝二 実行委員長）

# **戦後50年の年、戦後社会と社会科学を共同で 総括する共同研究集会を基礎研として呼びかけ！**

## **7月14～16日を予定！**

1995年＝戦後50年目の年を迎える、新聞・雑誌各紙誌や各種運動団体で「戦後50年」を迎える取組みやキャンペーンが進められつつありますが、この「戦後50年」はわれわれ社会科学に携わる研究団体にとっても絶好の研究機会となっています。そして、このことは、基礎経済科学研究所だけでなく、どの研究団体にとっても同じことであるということで、従来行っていた基礎研の研究大会に代え、多くの研究団体と共同の研究集会を開催することになりました。

1月末現在ではこの呼びかけに、経済研究会、経済民主主義研究会、京都グラムシ研究会、財政学研究会、政治学基礎文献研究会、日本科学者会議大阪支部芸術論研究会、比較経済体制研究会、伏見唯物論研究会（50音順）がすでに応えていただき、関西唯物論研究会、京都民科歴史部会、現代労働負担研究会、社会学研究会、総合社会福祉研究所、日本科学者会議京都支部、人間発達研究所が検討中とのご返事をいただいている。ともかく、予想以上に多くの反応を得、またすでにいくつかの研究団体ではこの集会に向けて研究テーマの討論などもなされて来ています。その分だけ今年は例年ない規模と内容の夏季集会が行えそうですので、是非本誌読者もこの参加・討論に向けた準備を行っていただければ、と実行委員会では考えています。

なお、研究集会の名称は、

**「戦後50年を機に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会」**

日程は、7月14日（金）から16日（日）

会場は、関西大学の高槻学舎＋セミナーハウスを確保しました。

開催の趣旨などは、右ページに掲載します1994年10月31日付のよびかけ文を参考にして下さい（文責 大西広 大会実行委員長）。

## 「戦後50年を機に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会」(仮称)共同開催の呼びかけ

山積する社会科学上の課題に応えるべく、貴団体におかれましてはますますご活躍のことと存じます。

さて、私ども基礎経済科学研究所はこれまで経済学を中心に様々な研究活動を行ってまいりましたが、来年の戦後50年にあたり、この「戦後50年の社会」と「戦後50年の社会科学」を振り返り再検討する機会を持ちたいと考えるに至りました。しかし、その課題に迫ろうとした際、それは単に「経済学」といった狭い枠内で果たされるものではなく、また逆に、この課題は他の社会科学諸団体の共通の課題であることに気付き、この認識から私たちは同種の関心を持ち得る社会科学諸団体とともにこのテーマをめぐる共同の研究集会を持つことができないか、と考えるに至りました。私どものような経済学のみしか主に扱ったことのない小団体が呼びかけるのはややおこがましいかとも思いますが、課題の重要性と共通する課題意識があるとの確信からとりあえずこのような呼び掛けを私どもからさせていただくことになりました。

私どもがこうした課題意識を持つようになった理由には、マルクス経済学を始めとして戦後社会科学が再構築を迫られつつあるという状況もありますし、またこの再構築が従来の諸説の放棄に止まるべきではないという認識もあります。現実の「戦後50年の社会」の現実が日本資本主義の未曾有の高成長と矛盾、冷戦構造と現代世界の急展開、「社会主义」の展開と崩壊という真剣に吟味すべき課題を集中的に提起していることもあります。こうした共通して私どもに課せられた課題を共に考え、さらに地球環境、平和、民族自決、人権、るべき社会システムなど21世紀に生起する人類的課題の社会科学的解明をめざそうというのが、本研究集会の意図です。

開催の具体的な内容は共催するすべての団体が平等の権利を有する実行委員会で決めますが、一応、今のところは、開催時期は7月中旬、開催期間は4日間程度を考えております。また形式としては、各団体がそれぞれ自身の独立したシンポジウムや分科会などを開きながら、期間中には全体を総括する1つか2つの全体シンポを行う、というイメージです。この形式は、規模は違いますが、アメリカでは「アメリカ社会科学連合」という形で定着しているものであり、共通するテーマを論ずる有効なやり方ではないかと考えられますが、あらためてこれらは実行委員会で検討させて下さい。

以上のような趣旨と概略ですが、是非積極的なご回答をいただきたく存じます。

1994年10月31日

基礎経済科学研究所理事長 柳ヶ瀬孝三  
基礎経済科学研究所研究大会実行委員長 大西広

編集後記

▼1995年1月17日未明、兵庫県淡路島を震源とする阪神大震災（兵庫県南部地震）が発生。この震災で、神戸市を中心とする兵庫県南部、大阪府北東部にかけて甚大な被害が発生し、五千四百名を超える尊い命が失われた。今回の震災は、自然災害に対する弱さとともに、現代都市の脆さを白日の下に晒す結果となった。この教訓を基

に、全国の自治体が防災対策の見直しを始めていると伝えられる。都市設計や個人の生活設計に際し、災害への備えは不可欠であるという事は当然といえば当然であるのだが、我々は災害への備えを「二の次」としてきたのではなかろうか。こうした反省にたって、我々は新しい街づくりを始めなければならないであろう。亡くなられた

方々のご冥福と被災者の方々の一日も早い震災からの復興を祈ります。

▼さて、今回から『経済科学通信』の編集のお手伝いをすることになりました。基礎研の発展と新しい展開へ、微力ながら参加させていただきます。今後とも宜しくお願ひいたします。 (只友)

## 『経済科学通信』の定価および 定期購読料改訂のお知らせ

『経済科学通信』は1985年発行の第45号以来、10年間現行の定価を据え置いてきましたが、先の基礎研定例総会において価格の改訂を決めました。第78号（定期購読者については78号を起点とする4号分=78・79・80・81号）から『通信』の購読料を以下のように改訂します。

- 書店単価 現定価1部1000円から新定価1部1200円へ
- 定期購読料 現購読料4号発送で3600円（送料込み）から  
新購読料4号で4000円（送料込み）へ

諸物価の高騰、消費税の導入、また最近の郵便料金の値上げなどによりコストの上昇著しく、経費節減の努力も限界に達しています。読者の方々には新たな負担をおかけすることになりますが、基礎研・『通信』編集局としては今後とも共同研究の発展と『通信』誌面の刷新、経費の節減などに努力していきたいと考えています。読者の皆さんにもこの趣旨をご理解いただき、引き続き御購読を賜りますようお願い申し上げます。また、できましたら新たな『通信』読者を紹介していただき、普及のとりくみにもご協力いただければ幸いです。

### 経済科学通信 (季刊) 第78号 1995年4月10日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)  
TELおよびFAX (075)255-2450  
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集責任者 二宮 厚美  
編集局 二宮 厚美 森岡 真史 石上 秀昭  
芳野 俊郎 石川 雅博 水野喜志彦  
只友 景士

印刷所 新日本プロセス株式会社  
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)  
TEL(075)661-5688  
領価 1部1,200円  
定期購買費(年間4冊分) 4,000円(郵送料を含む)

基礎経済科学研究所○編

# 人間発達の政治経済学

● ¥2884

## 人間発達の 政治経済学

基礎経済科学研究所編

「人間発達の経済理論の新交響曲」現代社会と人間発達の諸条件  
(二)富厚美の環境と文化と人間発達(成瀬龍夫)、人間発達と地域(重  
森曉)、企業社会における労働と人格の発達(青木圭介)、人間発達の  
ためのインフラストラクチャー(柳ヶ瀬孝三)、社会システムの変革  
と民主主義(森岡孝二)、社会の進化と固有価値の経済学(池上惇)

# 企業中心社会の時間構造

森岡孝二○著

● ¥2266



# 現代オートメーションと経済学

高木彰○著

● ¥6695

▼現代資本主義論研究序説、経済学の新たな原理を、機械的原理にかわるサイバネティックス原理に求め、「情報化」された労働手段の経済的意味を問う。経済学のパラダイム転換を根源的に迫る渾身の作! 主要目次: 1章・現代資本主義分析とオートメーションの研究、2章・労働過程における「情報化と制御」の展開、3章・道具機械への転化、4章・自動機械体系とトランジスターマシン、5章・FMSの生成と展開、6章・オートメーションと労働価値論、7章・情報化と価値概念の「ゆらぎ」

# 現代資本主義論集

林直道○編

● ¥7210

予測のつかない大転換に遭遇している現代の世界と日本を、第一線の経済学者10氏が個性的にかつ多角的に分析して、現代資本主義経済学の有効性とその研究成果を競う。(主な構成) 1・現代資本主義と社会主義/林直道、2・技術論と現代資本主義/仲村政文、3・労働過程における「情報化と制御」/高木彰、4・日本の諸階級と労働者階級の構成変化/戸木田嘉久、5・日本多国籍企業の成長と展開の基礎/一ノ瀬秀文ほか、利良一・谷田庄三・中川信義・渋谷将・宮本憲一=執筆

# 景気循環論

● ¥2987



基礎経済科学研究所○編

# 人間発達の政治経済学

● ¥2884

長島誠一○著

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585・税込